

付 録（部外秘）

(平成23年1月6日現在)

緊急技術助言組織等構成員名簿

(1) 原子力安全委員会委員 5名

氏 名	所 属 ・ 役 職	①自宅／②勤務先
まだらめ けろき 班 目 春 樹	原子力安全委員会委員長	① [REDACTED] ② 東京都千代田区
くきた ゆたか 久木田 豊	原子力安全委員会委員長代理	① [REDACTED] ② 東京都千代田区
くすみ しずよ 久住 静代	原子力安全委員会委員	① [REDACTED] ② 東京都千代田区
おやまだ おさむ 小山田 修	原子力安全委員会委員	① [REDACTED] ② 東京都千代田区
しろや せいじ 代谷 誠治	原子力安全委員会委員	① [REDACTED] ② 東京都千代田区

(2) 調査委員等

氏 名	所 属 ・ 役 職	緊急技術助言組織等	助言組織内担当	①自宅／②勤務先
あさい のぶお 浅井 信雄	日本インスペク ス株式会社取締役	緊急技術助言組織 武力攻撃助言組織	施設 ・ 実用発電機 ・ 研究開発機	① [REDACTED] ② 大阪府大阪市
あさり やすし 浅利 靖	国立大学法人弘前 大学大学院 医学研究科教授	緊急技術助言組織 武力攻撃助言組織	放射線被ばく	① [REDACTED] ② 青森県弘前市
いいだ としゆき 飯田 敏行	国立大学法人大阪 大学大学院 工学研究科教授	武力攻撃助言組織	放射線計測	① [REDACTED] ② 大阪府吹田市
いそがい けいすけ 磯貝 啓介	(財)日本分析セン ターむつ分析科学 研究所所長	緊急技術助言組織 原子力艦助言組織 武力攻撃助言組織	放射線計測	① [REDACTED] ② 千葉県千葉市 稲毛区
いとう まさこ 伊東 昌子	国立大学法人長崎 大学病院放射線部 准教授	緊急技術助言組織 武力攻撃助言組織	放射線被ばく	① [REDACTED] ② 長崎県長崎市
うえさか みつる 上坂 充	国立大学法人東京 大学大学院 工学系研究科教授	緊急技術助言組織 武力攻撃助言組織	施設 ・ 試験研究機	① [REDACTED] ② 茨城県那珂郡 東海村
うちやま まゆき 内山 眞幸	東京慈恵会医科大 学放射線医学講座 准教授	武力攻撃助言組織	放射線被ばく	① [REDACTED] ② 東京都港区
うらべ いつまさ 古部 逸正	福山大学工学部情 報工学科教授	緊急技術助言組織 武力攻撃助言組織	放射線計測	① [REDACTED] ② 広島県福山市
おおうち ゆういちろう 大内 祐一郎	(独)日本原子力研 究開発機構核不拡 散センター核物質 管理室技術副主幹	緊急技術助言組織 武力攻撃助言組織	施設 ・ 輸送 ・ 武力攻撃等	① [REDACTED] ② 茨城県那珂郡 東海村

氏 名	所 属 ・ 役 職	緊急技術助言組織等	助言組織内担当	①自宅／②勤務先
おおの かずこ 大野 和子	京都医療科学大学 医療科学部教授	緊急技術助言組織	放射線被ばく	① [redacted] ② 京都府南丹市
おちあい まさあき 落合 政昭	(財) 高度情報科学 技術研究機構参与	原子力艦助言組織	施設 ・ 船用炉 ・ 原子力艦	① [redacted] ② 茨城県那珂郡 東海村
かなもり まさし 金 盛 正至	(独) 日本原子力研 究開発機構 原子力緊急時支 援・研修センター 長	緊急技術助言組織 武力攻撃助言組織	施設 ・ 廃棄施設	① [redacted] ② 茨城県ひたち なか市
かんだ れいこ 神田 玲子	(独) 放射線医学総 合研究所 放射線防 護研究センターリ スクコミュニケー ション手法開発チ ームリーダー	緊急技術助言組織 武力攻撃助言組織	放射線被ばく	① [redacted] ② 千葉県千葉市 稲毛区
きくち よしひろ 菊地 義弘	国立大学法人広島 大学 名誉教授	武力攻撃助言組織	施設 ・ 実用発電炉	① [redacted] ② 広島県東広島 市
きはら しんじ 木原 伸二	(独) 日本原子力研 究開発機構 埋設事業推進セン ター次長	緊急技術助言組織 武力攻撃助言組織	施設 ・ 廃棄施設	① [redacted] ② 東京都千代田 区
さくらい ふみお 桜井 文雄	財団法人放射線利 用振興協会専務理 事	緊急技術助言組織 原子力艦助言組織 武力攻撃助言組織	施設 ・ 実用発電炉 ・ 試験研究炉	① [redacted] ② 茨城県那珂郡 東海村
さとう たけし 佐藤 猛	(独) 日本原子力研 究開発機構大洗研 究開発センター安 全管理部次長	緊急技術助言組織 武力攻撃助言組織	施設 ・ 実用発電炉 ・ 試験研究炉	① [redacted] ② 茨城県東茨城 郡大洗町
すぎやまけんいちろう 杉山 憲一郎	国立大学法人北海 道大学大学院 工学研究科教授	緊急技術助言組織 武力攻撃助言組織	施設 ・ 実用発電炉	① [redacted] ② 北海道札幌市 北区
すずき げん 鈴木 元	国際医療福祉大学 教授	原子力艦助言組織 武力攻撃助言組織	放射線被ばく	① [redacted] ② 栃木県大田原 市
すずき としかず 鈴木 敏和	(独) 放射線医学総 合研究所緊急被ば く医療研究センタ ー被ばく線量評価 部外部被ばく評価 研究室長	緊急技術助言組織 武力攻撃助言組織	放射線計測	① [redacted] ② 千葉県千葉市
すずき とみのり 鈴木 富則	財団法人原子力安 全技術センター理 事兼原子力防災事	原子力艦助言組織 武力攻撃助言組織	放射線計測 環境影響	① [redacted] ② 東京都文京区

付録 1

氏 名	所 属 ・ 役 職	緊急技術助言組織等	助言組織内担当	①自宅／②勤務先
	業部長			
すとう としゆき 須藤 俊幸	(独) 日本原子力研究開発機構 次世代原子力システム研究開発部門 再処理設計・技術実証ユニットプラント設計グループ 技術主幹	緊急技術助言組織 武力攻撃助言組織	施設 ・ 再処理施設	① [redacted] ② 茨城県那珂郡東海村
たかだ ちえ 高田 千恵	(独) 日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 放射線管理部 線量計測課個人線量管理チームリーダー	緊急技術助言組織 武力攻撃助言組織	放射線計測	① [redacted] ② 茨城県那珂郡東海村
たつぎき ひでお 立 崎 英 夫	(独) 放射線医学総合研究所緊急被ばく医療研究センター被ばく医療部障害診断室長	緊急技術助言組織 原子力艦助言組織 武力攻撃助言組織	放射線被ばく	① [redacted] ② 千葉県千葉市
たにがけ こういち 谷川 攻一	国立大学法人広島大学大学院医歯薬総合研究科(救急医学) 教授	緊急技術助言組織 原子力艦助言組織 武力攻撃助言組織	放射線被ばく	① [redacted] ② 広島県広島市
ちの まさみち 茅野 政 道	(独) 日本原子力研究開発機構 原子力基礎工学研究部門 副部門長	原子力艦助言組織 武力攻撃助言組織	環境影響	① [redacted] ② 茨城県那珂郡東海村
つく い ゆたか 津久井 豊	原電情報システム(株) 常務取締役	緊急技術助言組織 武力攻撃助言組織	施設 ・ 実用発電炉 ・ 研究開発炉	① [redacted] ② 東京都中央区
なかめ よしひろ 中込 良廣	(独) 原子力安全基盤機構 理事	緊急技術助言組織 武力攻撃助言組織	施設 ・ 研究開発炉 ・ 試験研究炉 ・ 輸送	① [redacted] ② 東京都港区
なかむら ひでお 中村 秀夫	(独) 日本原子力研究開発機構安全研究センター研究主席	緊急技術助言組織 武力攻撃助言組織	施設 ・ 実用発電炉	① [redacted] ② 茨城県那珂郡東海村
なりた おさむ 成田 脩	(株) ペスコ部長	原子力艦助言組織 武力攻撃助言組織	環境影響	① [redacted] ② 茨城県那珂郡東海村
のぐち ひろし 野 口 宏	(独) 日本原子力研究開発機構東海研究開発センター原子力科学研究所副所長	緊急技術助言組織 原子力艦助言組織 武力攻撃助言組織	環境影響	① [redacted] ② 茨城県那珂郡東海村

氏 名	所 属 ・ 役 職	緊急技術助言組織等	助言組織内担当	①自宅／②勤務先
はっとり たくや 服 部 拓 也	社団法人日本原子力産業協会 理事長	緊急技術助言組織 武力攻撃助言組織	施設 ・ 実用発電炉	① [redacted] ② 東京都港区
ばば まもる 馬 場 護	国立大学法人東北大学サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター研究教授・名誉教授	緊急技術助言組織 武力攻撃助言組織	放射線計測	① [redacted] ② 宮城県仙台市
はやし しげき 林 茂 樹	(独) 国立病院機構災害医療センター 院長	緊急技術助言組織 武力攻撃助言組織	放射線被ばく	① [redacted] ② 東京都立川市
ふくだ けんじ 福 田 研 二	国立大学法人九州大学名誉教授	緊急技術助言組織 原子力艦助言組織 武力攻撃助言組織	施設 ・ 実用発電炉 ・ 原子力艦	① [redacted] ② 福岡県福岡市
ふじね さちお 藤 根 幸 雄	(独) 原子力安全基盤機構廃棄物燃料輸送安全部 核燃料サイクルグループ主事	武力攻撃助言組織	施設 ・ 再処理施設 ・ 核燃料加工 ・ 使用施設 ・ 廃棄施設	① [redacted] ② 東京都港区
ふるた さだあき 古 田 定 昭	(独) 日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター核燃料サイクル工学研究所 放射線管理部長	緊急技術助言組織 原子力艦助言組織 武力攻撃助言組織	放射線計測	① [redacted] ② 茨城県那珂郡東海村
ほし まさはる 星 正 治	国立大学法人広島大学 原爆放射線医科学研究所 教授	武力攻撃助言組織	放射線計測	① [redacted] ② 広島県広島市
ほんま としみつ 本 間 俊 充	(独) 日本原子力研究開発機構安全研究センター研究主席	緊急技術助言組織 武力攻撃助言組織	環境影響	① [redacted] ② 茨城県那珂郡東海村
まつお かずもり 松 尾 多 盛	(財) 原子力安全技術センター 原子力災害事業部 客員研究員	緊急技術助言組織	環境影響	① [redacted] ② 東京都文京区
まるお よしひろ 圓 尾 好 宏	(独) 日本原子力研究開発機構 敦賀本部安全品質推進部次長	緊急技術助言組織 原子力艦助言組織 武力攻撃助言組織	環境影響	① [redacted] ② 福井県敦賀市
みやがわ きよし 宮 川 清	国立大学法人東京大学大学院医学系研究科疾患生命工学センター放射線分子医学部門放射線研究領域教授	緊急技術助言組織 武力攻撃助言組織	放射線被ばく	① [redacted] ② 東京都文京区
やなぎさわ ひろし 柳 澤 宏 司	(独) 日本原子力研究開発機構	緊急技術助言組織 原子力艦助言組織	施設 ・ 試験研究炉	① [redacted]

氏 名	所 属 ・ 役 職	緊急技術助言組織等	助言組織内担当	①自宅／②勤務先
	東海研究開発センター 原子力科学研究所 安全試験施設管理部 次長	武力攻撃助言組織	・ 輸送 ・ 武力攻撃等 ・ 原子力艦	②茨城県那珂郡 東海村
やまざわ ひろみ 山澤 弘実	国立大学法人名古屋 大学大学院工学 研究科教授	緊急技術助言組織 武力攻撃助言組織	環境影響	① [redacted] ②愛知県名古屋市
やまだ ゆうじ 山田 裕司	(独)放射線医学総合 研究所 緊急被ばく医療研究 センター 被ばく 線量評価部長	緊急技術助言組織 原子力艦助言組織 武力攻撃助言組織	放射線計測	① [redacted] ②千葉県千葉市 稲毛区
やまな はじめ 山名 元	国立大学法人京都 大学原子炉実験所 教授	緊急技術助言組織 武力攻撃助言組織	施設 ・ 核燃料加工 ・ 使用施設 ・ 廃棄施設 ・ 再処理施設 ・ 輸送 ・ 武力攻撃等	① [redacted] ②大阪府泉南郡
やまなか しんすけ 山中 伸介	国立大学法人大阪 大学大学院 工学研究科教授	緊急技術助言組織 武力攻撃助言組織	施設 ・ 核燃料加工 ・ 使用施設 ・ 廃棄施設 ・ 再処理施設	① [redacted] ②大阪府吹田市
やまの なおき 山野 直樹	福井大学附属国際 原子力工学研究所 原子力工学基礎部 門特命教授	緊急技術助言組織 武力攻撃助言組織	施設 ・ 実用発電炉	① [redacted] ②福井県福井市
やまもと ひであき 山本 英明	(独)日本原子力研 究開発機構原子力 科学研究所放射線 管理部 技術主席	緊急技術助言組織 原子力艦助言組織 武力攻撃助言組織	放射線計測	① [redacted] ②茨城県那珂郡 東海村
わかばやし としお 若林 利男	国立大学法人東北 大学大学院工学研 究科教授	緊急技術助言組織 武力攻撃助言組織	施設 ・ 実用発電炉	① [redacted] ②宮城県仙台市

原子力艦助言組織：原子力艦災害対策緊急技術助言組織

武力攻撃助言組織：武力攻撃原子力災害等対策緊急技術助言組織

付録2 緊急技術助言組織等構成員 招集連絡対象者一覧

付録2

招集連絡対象者	所属	職名	平成23年10月1日												備考
			研究開発	試験研究	加工	廃棄	使用	輸送	武力攻撃に伴う放射性物質等汚染	原子力	原子力	原子力	原子力	原子力	
招集連絡対象者	電力	九州電力川内(1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		九州電力玄海(1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		中国電力伊方(1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		中国電力島根(1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		関西電力高浜(1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		関西電力大飯(1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		関西電力美濃(1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		日本原子力発電(1号B、2号B)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		中部電力浜岡(1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		日本原子力発電(1号B、2号B)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
招集連絡対象者	電力	東京電力福島第一(1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		東京電力福島第二(1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		東京電力福島第三(1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		東北電力女川(1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		東北電力東通(1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		北海道電力泊(1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		原子力	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		武力攻撃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		調査委員	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		招集連絡対象者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
招集連絡対象者	電力	九州電力川内(1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		九州電力玄海(1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		中国電力伊方(1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		中国電力島根(1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		関西電力高浜(1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		関西電力大飯(1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		関西電力美濃(1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		日本原子力発電(1号B、2号B)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		中部電力浜岡(1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		日本原子力発電(1号B、2号B)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
招集連絡対象者	電力	東京電力福島第一(1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		東京電力福島第二(1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		東京電力福島第三(1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		東北電力女川(1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		東北電力東通(1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		北海道電力泊(1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		原子力	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		武力攻撃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		調査委員	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		招集連絡対象者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
招集連絡対象者	電力	九州電力川内(1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		九州電力玄海(1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		中国電力伊方(1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		中国電力島根(1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		関西電力高浜(1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		関西電力大飯(1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		関西電力美濃(1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		日本原子力発電(1号B、2号B)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		中部電力浜岡(1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		日本原子力発電(1号B、2号B)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
招集連絡対象者	電力	東京電力福島第一(1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		東京電力福島第二(1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		東京電力福島第三(1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		東北電力女川(1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		東北電力東通(1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		北海道電力泊(1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		原子力	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		武力攻撃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		調査委員	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		招集連絡対象者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

○：東京招集
●：現地派遣
：原子力災害及び武力攻撃放射性物質等による汚染【国民保護法第10条第4項】
：武力攻撃に伴う放射性物質等による汚染【国民保護法第10条第4項】
：原子力災害【防衛省基本計画第10条第4項】

(平成 23 年 9 月 1 日現在)

事務本部員の配属

事務本部員の配属については、参集状況、事故状況等を勘案し、必要に応じて、事務本部長の指示のもと、総括班が班員及び派遣員の調整を図るものとする。

(1) 東京事務本部員

所 属	役 職 (指定のないものは任意)	氏 名
事務本部長	事務局長 【緊急参集チーム構成員】 【代理：総務課長】	岩橋 理彦 (水間 英城) ※
事務副本部長	総務課長 【緊急参集チーム構成員代理】 【代理：総務課総括担当補佐】	水間 英城 ※ (水野 良彦) ※
総括班	◎総務課長【併任】 ○総務課総括担当補佐 【緊急参集チーム随行員代理】 ・総務課補佐 ・総務課 ・総務課 【官邸危機管理センター連絡員代理】 ・総務課安全調査官 <報道情報収集担当> ・技術参与	水間 英城 ※ 水野 良彦 ※ 太田 政孝 橋本 明子 ※ 金井 沙織 田島 亘 ※ 恩地 健雄
技術班 (施設 グループ)	◎審査指針課長 ○審査指針課安全調査管理官 ・審査指針課安全調査副管理官 ・審査指針課安全調査副管理官 ・審査指針課安全調査副管理官 ・審査指針課安全調査官 ・審査指針課安全調査官 ・審査指針課安全調査官 ・審査指針課安全調査官 ・審査指針課安全調査官 【現地事務本部員代理】 ・審査指針課安全調査官 ・審査指針課安全調査官 ・審査指針課 ・審査指針課 (研修員) ・規制調査課総括規制調査官 <技術担当> ・技術参与 (発電炉、研究炉・高速炉関係) ・同上 ・技術参与 (発電炉、研究炉) ・同上 ・同上 ・同上 ・同上 ・同上	小原 薫 日高 昭秀 重松 交響 ※ 巢瀬 巖 長谷川 清光 ※ 柏村 博之 ※ 平田 容章 宮原 有香 本多 孝至 小原 智史 塩川 尚美 川末 朱音 小林 冬実 廣瀬 登 鈴木 聖夫 山崎 尚宏 池永 慶章 高坂 潔 佐々木 誠 秋山 孝生 植田 修三 植田 正弘

	・技術参与(再処理関係) ・同上 ・同上 ・同上 ・同上 ・同上 ・技術参与(加工関係) ・技術参与(廃棄物関係) ・同上 ・同上	石黒 秀治※ 岡本 弘信※ 難波 英明※ 衣旗 利夫 福島 操 新谷 聖法 清水 康一 菊池 恂 村岡 進 増田 純男※
技術班 (放射線 グループ)	◎規制調査課長 ○規制調査課規制調査対策官 ・規制調査課総括規制調査官 ・規制調査課規制調査官 ・規制調査課規制調査官 【現地事務本部員代理】 ・規制調査課規制調査官 ・規制調査課規制調査官 ・規制調査課規制調査官 ・規制調査課 ・規制調査課規制調査官 ・規制調査課(研修員) <技術担当> ・技術参与 ・技術参与(R I 関係)	倉崎 高明※ 宮本 久※ 国井 清人※ 佐々木 潤 石井 忠※ 猪俣 勝己 岡本 久人※ 平野 良太※ 菊地 実 安江 健一 近藤 誠 成田 脩 五味 邦博※
技術班 (医療 グループ)	◎審査指針課安全調査管理官 ○管理環境課安全調査官 ・管理環境課安全調査副管理官 ・規制調査課規制調査官 ・規制調査課規制調査官 <技術担当> ・技術参与	小川 明彦 小池 豊※ 山田 裕 高橋 淳 中村 雅人※ 藤元 憲三
連絡調整班	◎管理環境課長 【緊急参集チーム随員】 ○管理環境課安全輸送対策官 ・管理環境課安全調査副管理官 ・管理環境課 【安全委員会プース連絡員代理】 ・管理環境課 ・規制調査課規制調査官 ・規制調査課規制調査官 ・審査指針課 <情報管理担当> ・技術参与(技術班施設グループ当該施設担当外)	都筑 秀明※ 生駒 豊 井上 和久 坂本 千明 門倉 真士※ 塚本 圭二 村上 学 落合 貴之 その都度指名
広報班	◎総務課技術担当補佐 ○総務課 ・総務課 <技術担当>	川口 司 川崎 拓磨 小澤 翼※

	・技術参与 ・技術参与	衛藤 基邦 野本 健二
庶務班	◎総務課庶務担当補佐 ○総務課 ・総務課 ・総務課 【現地事務本部員代理】	中川 巧※ 安藤 直次※ 児島 弘憲 三浦 遼※

(記号の意味) ◎印：班長、○印：副班長、・印：班員、

※：概ね1時間以内に参集できる者

(2) 現地事務本部員 (1時間以内に参集できる者が望ましい。)

所 属	役 職 (指定のないものは任意)	氏 名
現地事務本部長	管理環境課企画官(危機管理担当) 【代理：管理環境課補佐】	海老根 強 (栗原 潔)
現地事務副本部長	管理環境課補佐	栗原 潔
総括庶務班 ＜総括担当＞ ＜庶務担当＞	◎管理環境課補佐【併任】 ・管理環境課【原子力災害現地対策本部等事務局代理】 【代理：管理環境課】 ・審査指針課 【代理：総務課】	栗原 潔 橘内 久美※ (高橋 聖)※ 伊藤 政隆 (児島 弘憲)
技術情報班	◎技術参与 ・審査指針課安全調査官 ・審査指針課安全調査官 【代理：審査指針課】 ＜技術担当＞ ・技術参与(必要に応じ、技術班より1～2名)	生川 孝一 佐藤 博之※ 小林 師※ (本多 孝至) その都度指名
連絡調整班	・規制調査課規制調査官 ・管理環境課安全調査官 【代理：規制調査課規制調査官】 ＜技術担当＞ ・技術参与	武長 顕吉 高橋 聖※ (石井 忠) 上杉 正樹

(記号の意味) ◎印：班長、・印：班員、※：概ね1時間以内に参集できる者

(3) 原子力災害対策本部等事務局派遣員

所 属	役 職 (指定のないものは任意)	氏 名
緊急参集チーム構成員 随行者	事務局長 【代理：総務課長】 管理環境課長 【代理：総務課総括担当補佐】	岩橋 理彦 (水間 英城) ※ 都筑 秀明 ※ (水野 良彦) ※
官邸危機管理センター連絡員	総務課 【代理：総務課】	大野 典子 ※ (金井 沙織)
原子力災害対策本部等事務局 安全委員会ブース連絡員 (ハレーションルーム等)	管理環境課安全調査副管理官 【代理：管理環境課】 ＜技術担当＞ ・技術参与 (技術班施設グループ及び放射線グループより各1名)	橋本 周 ※ (坂本 千明) 廣瀬 勝己 ほか2名
原子力災害対策本部等事務局 総括班員 (ハレーションルーム等)	審査指針課補佐	鶴園 孝夫 ※
原子力災害現地対策本部等 事務局総括班員 (ワイルドセンター等)	規制調査課規制第一係長 【代理：管理環境課総括係】	藪本 順一 (門倉 真士)

(記号の意味) ※：概ね1時間以内に参集できる者

ハレーションルーム等：経済産業省別館3階(原子力安全・保安院 緊急時対応センター(ERC))

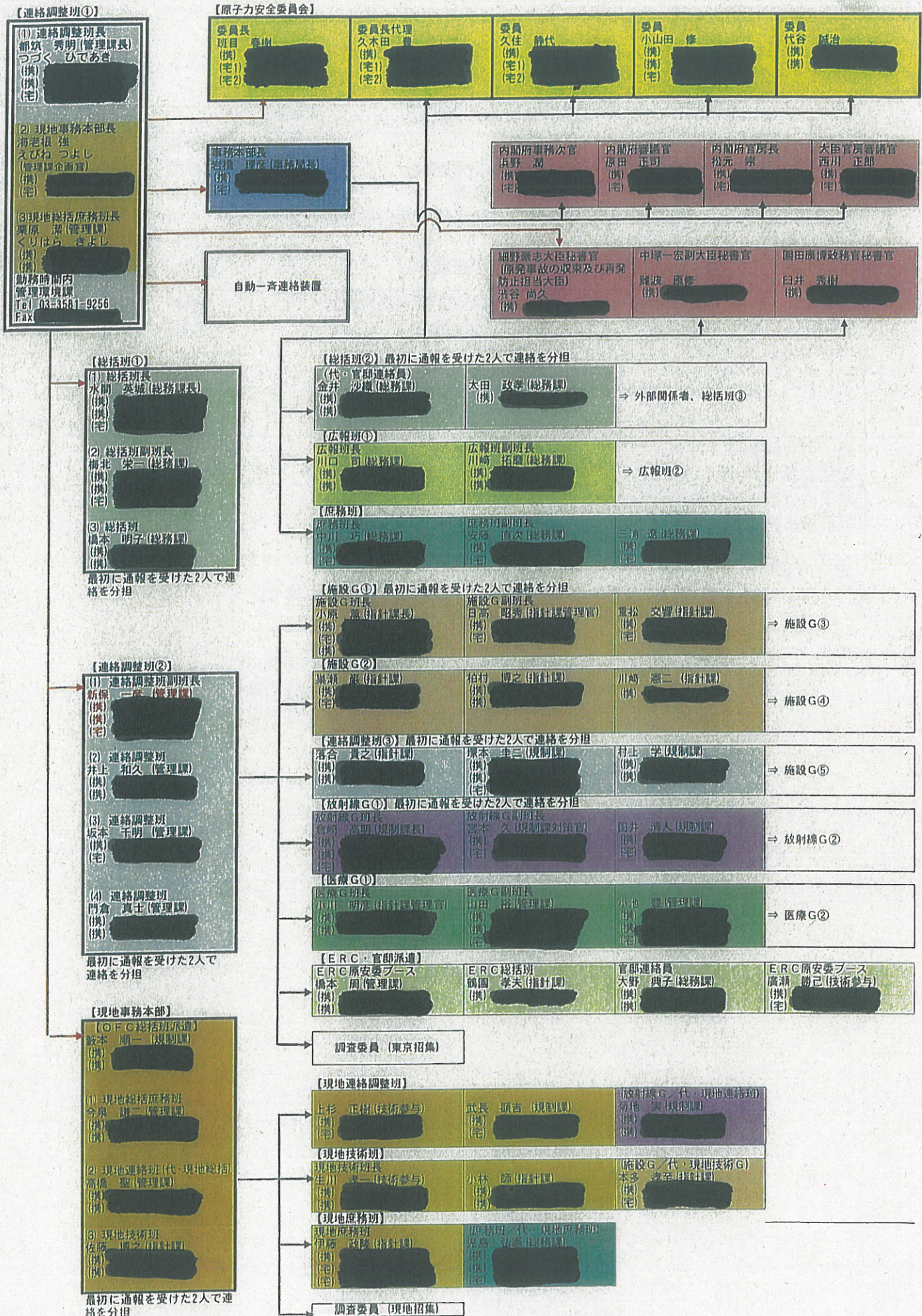
：文部科学省3階(非常災害対策センター(EOC))

：国土交通省(3号館1027号室)

：横須賀市役所3号館5階正庁(講堂) (原子力艦、神奈川県)

：佐世保市役所13階大会議室 (原子力艦、長崎県)

：勝連町シビックセンター1階ホール (原子力艦、沖縄県)



【外部関係者】

内閣府大臣官房 総務課補佐 杉田 和隆 (携) (宅)	内閣府大臣官房 総務課調整第1係長 宮島 義典 (携) (宅)
---	---

【総括班③】

白井 充 (総務課) (携) (宅)	恩地 健雄 (技術参与) (携) (宅)
--------------------------	----------------------------

【広報班②】

小澤 翼 (総務課) (携) (宅)	野本 健三 (技術参与) (宅)	衛藤 蒼邦 (技術参与) (携) (宅)
--------------------------	---------------------	----------------------------

【施設G③】(発電炉、研究炉)

小原 智史 (指針課) (携) (宅)	平田 啓章 (指針課) (携) (宅)	宮原 有香 (指針課) (携) (宅)	塩川 尚美 (指針課) (携) (宅)	川末 朱音 (指針課) (携) (宅)
小林 冬実 (指針課) (携) (宅)	池永 慶章 (技術参与) (携) (宅)	植田 正弘 (技術参与) (携) (宅)		

【施設G④】(発電炉、研究炉)

長谷川 清光 (指針課) (携) (宅)	鈴木 聖夫 (技術参与) (携) (宅)	高坂 潔 (技術参与) (携) (宅)	植田 修三 (技術参与) (携) (宅)	西村 崇一 (技術参与) (携) (宅)
発電炉 秋山 孝生 (技術参与) (携) (宅)	発電炉 佐々木 誠 (技術参与) (携) (宅)	山崎 尚宏 (技術参与) (携) (宅)	龍波 英明 (技術参与) (携) (宅)	新谷 聖法 (技術参与) (携) (宅)

【施設G⑤】(加工、再処理、廃棄、発電炉、研究炉)

加工 清水 康一 (技術参与) (携) (宅)	再処理 石黒 秀治 (技術参与) (携) (宅)	再処理 岡本 弘信 (技術参与) (携) (宅)	再処理 福島 操 (技術参与) (携) (宅)	再処理 衣旗 利夫 (技術参与) (携) (宅)
廃棄 増田 純男 (技術参与) (携) (宅)	廃棄 菊池 伸 (技術参与) (携) (宅)	廃棄 井岡 弘 (技術参与) (携) (宅)		

【放射線G②】

佐々木 潤 (規制課) (携) (宅)	竹内 真樹 (規制課) (携) (宅)	竹内 恵子 (規制課) (携) (宅)	津保 勝己 (規制課) (携) (宅)	廣瀬 登 (規制課) (携) (宅)
成田 慎 (技術参与) (携) (宅)	近藤 誠 (規制課) (携) (宅)	五味 邦博 (技術参与) (携) (宅)	丸山 智 (規制課) (携) (宅)	安江 健一 (規制課) (携) (宅)

【医療G②】

川畑 大至 (規制課) (携) (宅)	中村 雅人 (規制課) (携) (宅)	橋元 浩三 (技術参与) (携) (宅)
---------------------------	---------------------------	----------------------------

【緊急事態応急対策調査委員等】

渡井 信雄 ① ② ③	渡利 靖 ① ② ③	飯田 敏行 ① ② ③	磯貝 啓介 ① ② ③	伊東 昌子 ① ② ③	上坂 充 ① ② ③
内山 真幸 ① ② ③	占部 逸正 ① ② ③	大内 祐一郎 ① ② ③	大野 和子 ① ② ③	落合 政昭 ① ② ③	神田 玲子 ① ② ③
菊地 義弘 ① ② ③	木原 伸二 ① ② ③	桜井 文雄 ① ② ③	佐藤 猛 ① ② ③	佐藤 忠道 ① ② ③	杉山 憲一郎 ① ② ③
鈴木 敏和 ① ② ③	鈴木 富則 ① ② ③	須藤 俊幸 ① ② ③	高田 千恵 ① ② ③	立崎 英夫 ① ② ③	谷川 攻一 ① ② ③
茅野 政道 ① ② ③	中込 良廣 ① ② ③	中村 秀夫 ① ② ③	野口 宏 ① ② ③	橋本 憲吾 ① ② ③	服部 拓也 ① ② ③
馬場 謙 ① ② ③	林 茂樹 ① ② ③	福田 研二 ① ② ③	藤根 幸雄 ① ② ③	古田 定昭 ① ② ③	星 正治 ① ② ③

	Tel	Fx
事務局長室		
総務課	03-3581-9919	03-3581-9835
管理環境課	03-3581-9256	
審査指針課	03-3581-9985	
規制調査課	03-3881-9947	

付録4

本間 俊充 ① ② ③	岡尾 好宏 ① ② ③	宮川 清 ① ② ③	柳澤 宏司 ① ② ③	山澤 弘実 ① ② ③	山田 裕司 ① ② ③
山名 元 ① ② ③	山野 直樹 ① ②	山本 英明 ① ② ③	若林 利夫 ① ② ③		
					①携帯電話 ②自宅 ③勤務先

(部外秘)

付録 5 原子力安全委員会・関係省庁及び関係機関
連絡先一覧

(平成20年 5月13日現在)

原子力安全委員会・関係省庁及び関係機関 連絡先一覧

原子力安全委員会 (緊急時)

用 途	NTT一般公衆網 TEL	NTT一般公衆網 FAX	専用回線 TEL	専用回線 FAX
本部組織連絡用 (連絡調整班：管理環境課)	(衛星携帯電話)		中防 防災	中防 防災
現地組織連絡用 (連絡調整班)	(衛星携帯電話)			

安全規制担当省庁等オペレーションルーム

内閣官房				
内閣情報調査室 内閣情報集約センター			中防	中防
官邸危機管理センター				
実用炉、貯蔵施設、加工施設、再処理施設、廃棄施設の場合				
経済産業省オペレーションルーム (経済産業省 緊急時対応センター)			中防 中防	中防
・安全委員会ブース				
その他の場合 (研究炉、RI施設など)				
文部科学省オペレーションルーム (文部科学省 非常災害対策センター)			中防	中防
・安全委員会ブース				
輸送				
国土交通省 (3号館1027号室)				
・安全委員会ブース				
原子力艦の場合				
外務省オペレーションルーム				
横須賀市役所3号館5階正庁 (講堂) (神奈川県)				
佐世保市役所13階大会議室 (長崎県)				
勝連町シビックセンター1階ホール (沖縄県)				

安全規制担当省庁

関係省庁・関連課室	NTT一般公衆網 TEL	NTT一般公衆網 FAX	専用回線 TEL	専用回線 FAX
内閣官房副長官補 (安全保障・危機管理) 付				
内閣官房内閣情報集約センター			中防	中防
内閣府政策統括官 (防災担当) 付参事官 (災害応急対策担当) 付	03-3501-5695	03-3503-5690	中防	中防
経済産業省 原子力安全・保安院原子力防災課	03-3501-1637	03-3580-8539	中防	
文部科学省 科学技術・学術政策局原子力安全課	03-6734-4026	03-6734-4027		
文部科学省 科学技術・学術政策局防災環境対策室	03-6734-4038	03-6734-4042	中防	中防
文部科学省 科学技術・学術政策局原子力規制室	03-6734-4033	03-6734-4037		
国土交通省 総合政策局技術安全課	03-5253-8309	03-5253-1560	中防	中防
外務省北米局日米安全保障条約課 日米地位協定室				
防衛省運用企画局事態対処課	03-5269-3246		中防	中防

関係機関

関係機関・部課名	NTT一般公衆網 TEL	NTT一般公衆網 FAX
(独) 原子力安全基盤機構 防災対策部 基盤防災グループ (E R S S)		
(財) 原子力安全技術センター 防災部技術 (S P E E D I)		03-3816-8975
原子力緊急時支援・研修センター (茨城県ひたちなか市)	029-265-5111	029-265-5110

(部外秘)

付録6 原子力事業所及びオフサイトセンター一覧

(平成20年 5月13日現在)

原子力事業所及びオフサイトセンター等一覧

道府県	施設 区分	原子力事業者及び 対象原子力事業所	オフサイトセンターの名称及び住所
北海道	発電用原子炉	北海道電力(株) 泊発電所 (TEL) 0135-75-3331(代) (FAX) 0135-75-3705	北海道原子力防災センター 岩内郡共和町宮丘261-1 (TEL) [REDACTED] (FAX) [REDACTED]
青森県	発電用原子炉	東北電力(株) 東通発電所 (TEL) [REDACTED] (FAX) [REDACTED]	東通村防災センター 下北郡東通村大字砂子又字沢内5-35 東通村防災センター内 (TEL) 0175-28-5031 (FAX) 0175-28-5032
	再処理施設 廃棄物管理施設	日本原燃(株) 再処理事業所 (TEL) [REDACTED] (FAX) [REDACTED]	六ヶ所オフサイトセンター 上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附1-67 (TEL) [REDACTED] (FAX) [REDACTED]
	核燃料加工施設	日本原燃(株) 濃縮・埋設事業所濃縮事業部 (TEL) [REDACTED] (FAX) [REDACTED]	同 上
	廃棄物管理施設	日本原燃(株) 濃縮・埋設事業所埋設事業部 (TEL) [REDACTED] (FAX) [REDACTED]	同 上
宮城県	発電用原子炉	東北電力(株) 女川原子力発電所 (TEL) 0225-53-3111(代) (FAX) 0225-54-4379	宮城県原子力防災対策センター 牡鹿郡女川町女川浜字伊勢12-1 (TEL) [REDACTED] (FAX) [REDACTED]
福島県	発電用原子炉	東京電力(株) 福島第一原子力発電所 (TEL) 0240-32-2101(代) (FAX) 0240-32-0210	福島県原子力災害対策センター 双葉郡大熊町大字下野上字大野 476-3 (TEL) [REDACTED] (FAX) [REDACTED]
		東京電力(株) 福島第二原子力発電所 (TEL) 0240-25-4111(代) (FAX) 0240-25-4197	同 上
新潟県	発電用原子炉	東京電力(株) 柏崎刈羽原子力発電所 (TEL) 0257-45-3131(代) (FAX) 0257-45-2284	新潟県柏崎刈羽原子力防災センター 柏崎市三和町5-48 (TEL) [REDACTED] (FAX) [REDACTED]
茨城県	発電用原子炉	日本原子力発電(株) 東海第二発電所 (TEL) 029-282-1211(代) (FAX) 029-287-1293	茨城県原子力オフサイトセンター ひたちなか市西十三奉行11601-12 (TEL) [REDACTED] (FAX) [REDACTED]

同 上	試験研究炉、廃棄物処理・管理施設	(独) 日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター核燃料サイクル工学研究所 (TEL) 029-282-5000 (FAX) 029-282-5921	茨城県原子力オフサイトセンター ひたちなか市西十三奉行11601-12 (TEL) [REDACTED] (FAX) [REDACTED]
同 上	試験研究炉、廃棄物処理・管理施設	(独) 日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター (TEL) [REDACTED] (FAX) 029-266-7471	同 上
茨城県	核燃料使用施設、廃棄物処理・管理施設、再処理施設等	(独) 日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 (TEL) [REDACTED] (FAX) [REDACTED]	同 上
同 上	核燃料加工施設	三菱原子燃料(株) (TEL) 029-282-2011 (FAX) 029-282-7775	同 上
同 上	核燃料使用施設	ニュークリア・デベロップメント(株) (TEL) 029-282-1001 (FAX) [REDACTED]	同 上
同 上	試験研究炉	東京大学大学院工学系研究科 原子力専攻 (TEL) 029-287-8437 (FAX) 029-287-8488	同 上
同 上	核燃料使用施設	(財) 核物質管理センター 東海保障措置センター (TEL) [REDACTED] (代) (FAX) [REDACTED]	同 上
同 上	核燃料加工施設	原子燃料工業(株) 東海製造所 (TEL) 029-287-8201 (FAX) 029-287-8217	同 上
同 上	核燃料使用施設	日本核燃料開発(株) (TEL) [REDACTED] (FAX) 029-266-3273	同 上
神奈川県	試験研究炉	(株) 東芝 原子力技術研究所 (TEL) 044-288-8007 (FAX) [REDACTED]	神奈川県川崎オフサイトセンター 川崎市川崎区日ノ出1-1-6 (TEL) [REDACTED] (FAX) [REDACTED]
同 上	試験研究炉	(株) 東芝 研究炉管理センター (TEL) 044-288-8007 (FAX) [REDACTED]	同 上
同 上	核燃料加工施設	(株) グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン (TEL) [REDACTED] (FAX) [REDACTED]	神奈川県横須賀オフサイトセンター 横須賀市日の出町1-4-7 (TEL) [REDACTED] (FAX) [REDACTED]
同 上	試験研究炉	立教大学 原子力研究所 (TEL) 0468-56-3131 (FAX) 0468-56-7576	同 上

静岡県	発電用原子炉	中部電力(株) 浜岡原子力発電所 (TEL) 0537-86-3481 (代) (FAX) 0537-86-8137	静岡県浜岡原子力防災センター 御前崎市池新田5215-1 (TEL) [REDACTED] (FAX) [REDACTED]
石川県	発電用原子炉	北陸電力(株) 志賀原子力発電所 (TEL) 0767-32-2666 (代) (FAX) 0767-32-3820	石川県志賀オフサイトセンター 羽咋郡志賀町字安部屋亥34-1 (TEL) [REDACTED] (FAX) [REDACTED]
福井県	発電用原子炉	日本原子力発電(株) 敦賀発電所 (TEL) 0770-26-1111 (代) (FAX) 0770-26-1411	福井敦賀原子力防災センター 敦賀市金山99号11-47 (TEL) [REDACTED] (FAX) [REDACTED]
同 上	発電用原子炉	(独) 日本原子力研究開発機構 高速増殖炉もんじゅ発電所 (TEL) [REDACTED] (FAX) [REDACTED]	同 上
同 上	発電用原子炉	(独) 日本原子力研究開発機構 新型転換炉ふげん発電所 (TEL) [REDACTED] (FAX) [REDACTED]	同 上
同 上	発電用原子炉	関西電力(株) 美浜発電所 (TEL) 0770-39-1111 (代) (FAX) 0770-39-0362	福井県美浜原子力防災センター 三方郡美浜町佐田64号毛の鼻1-6 (TEL) [REDACTED] (FAX) [REDACTED]
同 上	発電用原子炉	関西電力(株) 大飯発電所 (TEL) 0770-77-1131 (代) (FAX) 0770-77-3225	福井県大飯原子力防災センター 大飯郡おおい町成和第1号1-1 (TEL) [REDACTED] (FAX) [REDACTED]
同 上	発電用原子炉	関西電力(株) 高浜発電所 (TEL) 0770-76-1221 (代) (FAX) 0770-76-1993	福井県高浜原子力防災センター 大飯郡高浜町菌部35字一ツ橋14 (TEL) [REDACTED] (FAX) [REDACTED]
大阪府	試験研究炉	近畿大学 原子力研究所 (TEL) 06-6721-2332 (代) (FAX) 06-6721-3743	東大阪オフサイトセンター 東大阪市新上小阪1-3 (TEL) [REDACTED] (FAX) [REDACTED]
同 上	試験研究炉	京都大学 原子炉実験所 (TEL) 0724-51-2400 (FAX) 0724-53-7672	大阪府熊取オフサイトセンター 泉南郡熊取町野田1010-1 (TEL) [REDACTED] (FAX) [REDACTED]
同 上	核燃料加工施設	原子燃料工業(株) 熊取事業所 (TEL) 0724-52-7211 (FAX) [REDACTED]	同 上
岡山県	核燃料加工施設	(独) 日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター (TEL) [REDACTED] (FAX) [REDACTED]	上斎原村オフサイトセンター 苫田郡鏡野町上斎原514-1 (TEL) [REDACTED] (FAX) [REDACTED]
島根県	発電用原子炉	中国電力(株) 島根原子力発電所 (TEL) 0852-82-2220 (代) (FAX) 0852-82-9001	島根県原子力防災センター 松江市内中原町52 (TEL) [REDACTED] (FAX) [REDACTED]

愛媛県	発電用原子炉	四国電力(株) 伊方発電所 (TEL) 0894-39-0221 (代) (FAX) 0894-39-0686	愛媛県オフサイトセンター 西宇和郡伊方町湊浦1993-1 (TEL) [REDACTED] (FAX) [REDACTED]
佐賀県	発電用原子炉	九州電力(株) 玄海原子力発電所 (TEL) 0955-52-6821 (代) (FAX) 0955-52-6265	佐賀県オフサイトセンター 唐津市西浜町2-5 (TEL) [REDACTED] (FAX) [REDACTED]
鹿児島県	原子用原子炉	九州電力(株) 川内原子力発電所 (TEL) 0996-27-3111 (代) (FAX) 0996-27-3106	鹿児島県原子力防災センター 薩摩川内市神田町1-3 (TEL) 0996-20-7901 (FAX) 0996-20-7913
神奈川県	原子力艦	横須賀港	横須賀市役所 3号館 5階正庁 (講堂) 横須賀市小川町11 (TEL) [REDACTED] (消防局防災課) (FAX) [REDACTED]
長崎県	原子力艦	佐世保港	佐世保市役所 1 3階大会議室 長崎県佐世保市八幡町 1-1 0 (TEL) 0956-23-9258 (消防局防災対策課) (FAX) 0956-25-0086
沖縄県	原子力艦	金武中城港	勝連町シビックセンター 1階ホール (うるま市立勝連地区公民館) うるま市勝連平安名3047番地 (TEL) 098-978-2227

(平成17年11月17日現在)

招 集 派 遣 計 画

東京	○東京駅→(地下鉄丸の内線)→国会議事堂前駅→中央合同庁舎4号館
	○羽田空港→(東京モノレール)→浜松町駅→(JR山手線)→新橋駅→(地下鉄銀座線)→虎ノ門駅→中央合同庁舎4号館
	○(東名高速道路)→(首都高速渋谷線)→谷町JCT→(首都高速都心環状線)→霞が関出口→中央合同庁舎4号館
泊	○東京駅→(東北新幹線)→八戸駅→(JR東北本線)→青森駅→(JR津軽海峡線)→函館駅→(JR函館本線)→小沢駅→(タクシー)→北海道原子力防災センター
	○新千歳空港→(JR千歳線)→札幌駅→(JR函館本線)→小沢駅→(タクシー)→北海道原子力防災センター
	○(道央自動車道)→札幌JCT→(札幌自動車道)→小樽IC→(国道5号)→余市町→(国道5号)→共和町国富→(国道276号)→北海道原子力防災センター
東通	○東京、勝田、木更津→自衛隊ヘリ→入間基地→自衛隊輸送機→千歳基地→自衛隊ヘリ→ヘリポート(農村環境回線センター隣接地)
	○東京駅→(東北新幹線)→八戸駅→(JR東北本線)→三沢駅→(タクシー)→東通村→東通OFC
	○三沢空港→(タクシー)→東通村→東通OFC
	○(東北自動車道)→安代JCT→(八戸自動車道)→八戸IC→(八戸市街)→(八戸北バイパス)→八戸北IC→(第2みちのく有料道路)→三沢十和田下田IC→三沢市街→(国道338号)→東通OFC
六ヶ所	○東京、勝田、木更津→自衛隊ヘリ→入間基地→自衛隊輸送機→三沢基地→自衛隊ヘリ→ヘリポート(*****)
	○東京駅→(東北新幹線)→八戸駅→(JR東北本線)→三沢駅→(タクシー)→六ヶ所村→六ヶ所OFC
	○三沢空港→(タクシー)→六ヶ所村→六ヶ所OFC
	○(東北自動車道)→安代JCT→(八戸自動車道)→八戸IC→(八戸市街)→(八戸北バイパス)→八戸北IC→(第2みちのく有料道路)→三沢十和田下田IC→三沢市街→(国道338号)→六ヶ所村→六ヶ所OFC
女川	○東京、勝田、木更津→自衛隊ヘリ→入間基地→自衛隊輸送機→三沢基地→自衛隊ヘリ→ヘリポート(六ヶ所高校グラウンド)
	○東京駅→(東北新幹線)→仙台駅→(JR仙石線)→石巻駅→(JR石巻線)→女川駅→(タクシー)→宮城県原子力防災対策センター
	○東京駅→(JR山手線)→上野駅→(JR常磐線)→仙台駅→(JR仙石線)→石巻駅→(JR石巻線)→女川駅→(タクシー)→宮城県原子力防災対策センター
	○(国道45号)→石巻市→(国道398号)→女川町→宮城県原子力防災対策センター
福島	○東京、勝田、木更津→自衛隊ヘリ→ヘリポート(女川町総合スポーツセンターグラウンド)
	○東京駅→(JR山手線)→上野駅→(JR常磐線)→大野駅→(タクシー)→福島県原子力防災対策センター
	○(常磐自動車道)→いわき中央IC→(国道49号)→いわき市街→(国道6号)→大熊町→福島県原子力防災対策センター
柏崎	○東京、勝田、木更津→自衛隊ヘリ→ヘリポート(大熊町総合スポーツセンター)
	○東京駅→(上越新幹線)→長岡駅→(JR信越本線)→柏崎駅→(タクシー)→新潟県柏崎刈羽原子力防災センター
ひたちなか	○東京、勝田、木更津→自衛隊ヘリ→ヘリポート(佐藤池運動場)
	○東京駅→(JR山手線)→上野駅→(JR常磐線)→勝田駅→(タクシー)→茨城県原子力OFC
	○羽田空港→(モノレール)→浜松町→(JR山手線)→上野駅→(JR常磐線)→勝田駅→(タクシー)→茨城県原子力OFC
	○(常磐自動車道)→友部JCT→(北関東自動車道)→水戸南IC→(東水戸道路)→ひたちなかIC→茨城県原子力OFC
川崎	○東京、木更津→自衛隊ヘリ→ヘリポート(茨城県庁屋上ヘリポート)
	○東京駅→(JR東海道本線)→川崎駅→(タクシー)→神奈川県川崎OFC
川崎	○(首都高速湾岸線)→東海JCT→(首都高速横羽線)→川崎市→大師出口→神奈川県川崎OFC

付録 7

	○勝田、木更津→自衛隊ヘリ→ヘリポート（MM21ヘリポート）
横須賀	○東京駅→（JR横須賀線）→横須賀駅→（タクシー）→神奈川県横須賀OFC
	（首都高速湾岸線）→本牧JCT→（首都高速狩場線）→狩場JCT→（横浜横須賀道路）→横須賀IC→（本町山中有料道路）→（国道16号）→神奈川県横須賀OFC
	○東京、勝田、木更津→自衛隊ヘリ→ヘリポート（横須賀新港）
浜岡	○東京駅→（東海道新幹線）→掛川駅→（タクシー）→浜岡町→静岡県浜岡原子力防災センター
	○（東名高速道路）→相良牧之原IC→（国道473号）→相良町→（国道150号）→浜岡町→静岡県浜岡原子力防災センター
	○東京、勝田、木更津→自衛隊ヘリ→ヘリポート（浜岡町総合運動場）
志賀	○東京駅→（東海道新幹線）→米原駅→（JR北陸本線）→金沢駅→（JR七尾線）→羽咋駅→（タクシー）→石川県志賀OFC
	○小松空港→（空港連絡バス）→金沢駅→（JR七尾線）→羽咋駅→（タクシー）→石川県志賀OFC
	○（名神高速道路）→米原JCT→（北陸自動車道）→金沢東IC→（国道159号）→羽咋市→（国道249号）→石川県志賀OFC
	○東京、勝田、木更津→自衛隊ヘリ→入間基地→自衛隊輸送機→小松基地→自衛隊ヘリ→ヘリポート（いこいの村広場）
敦賀	○東京駅→（東海道新幹線）→米原駅→（JR北陸本線）→敦賀駅→（タクシー）→福井県敦賀原子力防災センター
	○（名神高速道路）→米原JCT→（北陸自動車道）→敦賀IC→福井県敦賀原子力防災センター
	○東京、勝田、木更津→自衛隊ヘリ→入間基地→自衛隊輸送機→福井空港→自衛隊ヘリ→ヘリポート（総合運動公園）
美浜	○東京駅→（東海道新幹線）→米原駅→（JR北陸本線）→敦賀駅→（タクシー）→福井県美浜原子力防災センター
	○（名神高速道路）→米原JCT→（北陸自動車道）→敦賀IC→福井県美浜原子力防災センター
	○東京、勝田、木更津→自衛隊ヘリ→入間基地→自衛隊輸送機→福井空港→自衛隊ヘリ→ヘリポート（美浜中学校）
大飯	○東京駅→（東海道新幹線）→米原駅→（JR北陸本線）→敦賀駅→（JR小浜線）→若狭本郷駅→（タクシー）→福井県大飯原子力防災センター
	○（名神高速道路）→吹田JCT→（中国自動車道）→吉川JCT→（舞鶴若狭自動車道）→舞鶴東IC→（国道27号）→福井県大飯原子力防災センター
	○東京、勝田、木更津→自衛隊ヘリ→入間基地→自衛隊輸送機→福井空港→自衛隊ヘリ→ヘリポート（総合運動公園）
高浜	○東京駅→（東海道新幹線）→米原駅→（JR北陸本線）→敦賀駅→（JR小浜線）→若狭高浜駅→（タクシー）→福井県高浜原子力防災センター
	○（名神高速道路）→吹田JCT→（中国自動車道）→吉川JCT→（舞鶴自動車道）→舞鶴東IC→（国道27号）→高浜町→福井県高浜原子力防災センター
	○東京、勝田、木更津→自衛隊ヘリ→入間基地→自衛隊輸送機→福井空港→自衛隊ヘリ→ヘリポート（山喜ランド）
大阪	○東京駅→（東海道新幹線）→新大阪駅→（地下鉄御堂筋線）→本町駅→（地下鉄中央線）→森ノ宮駅→大阪府東大阪OFC
	○新大阪駅→（JR東海道本線）→大阪駅→（タクシー）→大阪府東大阪OFC
	○熊取駅→（JR阪和線）→天王寺駅→（タクシー）→大阪府東大阪OFC
	○（名神高速道路）→吹田JCT→（近畿自動車道）→東大阪JCT→（阪神高速東大阪線）→森ノ宮IC→大阪府東大阪OFC
熊取	○東京駅→（東海道新幹線）→新大阪駅→（JR東海道本線）→大阪駅→（JR大阪環状線）→天王寺駅→（JR阪和線）→熊取駅→（タクシー）→大阪府熊取OFC
	○新大阪駅→（JR関西空港線）→関西空港駅→（JR阪和線）→熊取駅→（タクシー）→大阪府熊取OFC
	○関西空港→（JR関西空港線）→熊取駅→（タクシー）→大阪府熊取OFC

	○(名神高速道路)→吹田JCT→(近畿自動車道)→松原JCT→(阪和自動車道)→貝塚IC→(国道170号)→大阪府熊取OFC ○東京、勝田、木更津→自衛隊ヘリ→入間基地→自衛隊輸送機→八尾基地→自衛隊ヘリ→ヘリポート(熊取:松原運動場、近大:大阪城公園)
人形峠	○東京駅→(東海道山陽新幹線)→岡山駅→(JR津山線)→津山駅→(タクシー)→上斎原村OFC ○岡山空港→津山市→(タクシー)→上斎原村OFC ○(名神高速道路)→吹田JCT→(中国自動車道)→院庄IC→上斎原村OFC ○東京、勝田、木更津→自衛隊ヘリ→入間基地→自衛隊輸送機→美保基地→自衛隊ヘリ→ヘリポート(観光スポーツランド)
島根	○東京駅→(東海道山陽新幹線)→岡山駅→(JR伯備線)→米子駅→(JR山陰本線)→松江駅→(タクシー)→島根県原子力防災センター ○米子空港→松江駅→(タクシー)→島根県原子力防災センター ○(名神高速道路)→吹田JCT→(中国自動車道)→落合JCT→(米子自動車道)→米子IC→(国道9号)→松江市→島根県原子力防災センター ○東京、勝田、木更津→自衛隊ヘリ→入間基地→自衛隊輸送機→美保基地→自衛隊ヘリ→ヘリポート(B&G海洋センター)
伊方	○東京駅→(東海道山陽新幹線)→岡山駅→(JR瀬戸大橋線)→坂出駅→(JR予讃線)→松山駅→(JR予讃線)→八幡浜駅→(タクシー)→愛媛県OFC ○博多駅→(山陽新幹線)→広島駅→広島港→(瀬戸内海汽船)→松山観光港→(タクシー)→松山駅→(JR予讃線)→八幡浜駅→(タクシー)→愛媛県OFC ○松山空港→(空港連絡バス)→JR松山駅→(JR予讃線)→八幡浜駅→(タクシー)→愛媛県OFC ○(名神高速道路)→(中国自動車道)→北房JCT→(岡山自動車道)→岡山JCT→(山陽自動車道)→倉敷JCT→(瀬戸中央自動車道)→坂出JCT→(高松自動車道)→川之江JCT→(松山自動車道)→伊予IC→(国道56号)→八幡浜市→(国道197号)→愛媛県OFC ○(山陽自動車道)→福山西IC→(国道2号)→西瀬戸尾道IC→(西瀬戸自動車道)→今治IC→(国道196号)→伊予丹原IC→(今治小松自動車道)→いよ小松IC→(松山自動車道)→伊予IC→(国道56号)→八幡浜市→(国道197号)→愛媛県OFC ○東京、勝田、木更津→自衛隊ヘリ→入間基地→自衛隊輸送機→松山空港→自衛隊ヘリ→ヘリポート(伊方小学校グラウンド)
玄海	○東京駅→(東海道山陽新幹線)→博多駅→(地下鉄空港線)→姪浜駅→(JR筑肥線)→唐津駅→(タクシー)→佐賀県OFC ○長崎駅→(JR長崎本線)→備前山口駅→久保田駅→(JR唐津線)→唐津駅→(タクシー)→佐賀県OFC ○福岡空港→(地下鉄空港線)→姪浜駅→(JR筑肥線)→唐津駅→(タクシー)→佐賀県OFC ○(名神高速道路)→吹田JCT→(中国自動車道)→山口JCT→(中国自動車道)→(九州自動車道)→福岡IC→(国道201号)→(国道202号)→唐津市→佐賀県OFC ○東京、勝田、木更津→自衛隊ヘリ→入間基地→自衛隊輸送機→佐賀空港→自衛隊ヘリ→ヘリポート(唐津市浄水センター)
川内	○東京駅→(東海道山陽新幹線)→博多駅→(JR鹿児島本線)→川内駅→(タクシー)→鹿児島県原子力防災センター ○長崎駅→(JR長崎本線)→鳥栖駅→新八代駅→川内駅→(タクシー)→鹿児島県原子力防災センター ○鹿児島空港→(空港連絡バス)→川内駅→(タクシー)→鹿児島県原子力防災センター ○(名神高速道路)→吹田JCT→(中国自動車道)→山口JCT→(中国自動車道)→(九州自動車道)→鹿児島北IC→(国道3号)→川内市→鹿児島県原子力防災センター ○東京、勝田、木更津→自衛隊ヘリ→入間基地→自衛隊輸送機→鹿児島空港→自衛隊ヘリ→ヘリポート(川内川開戸橋河川敷)
横須賀	○新横浜駅→(横浜線)→横浜駅→(京浜急行線)→横須賀中央駅→(タクシー)→横須賀市役所 ○(横浜横須賀道路)→横須賀IC→(本町山中線)→横須賀市役所 ○羽田空港→羽田空港駅→(京浜急行線)→横須賀中央駅→(タクシー)→横須賀市役所

付録 7

佐世保	○東京駅→（東海道山陽新幹線）→博多駅→（鹿児島本線）→鳥栖→（長崎本線）→肥前山口→（佐世保本線）→佐世保駅→（タクシー）→佐世保市役所 ○（九州自動車道）→（長崎自動車道）→西九州自動車道みなとIC→佐世保市役所 ○長崎空港→（空港路線バス）→佐世保駅→（タクシー）→佐世保市役所
沖縄	○那覇空港→（タクシー）→那覇IC→（沖縄自動車道）→沖縄北IC→うるま市→勝連町シビックセンター

OFC : オフサイトセンター

(附属資料)

自衛隊による輸送支援に係る関係資料

原子力災害等が発生した場合の自衛隊の輸送支援を受けるにあたっては、安全規制担当省庁等を通じ支援を要請することとなるが、想定される主なヘリポート及び自衛隊基地については、次のとおり。

ヘリポート

- ・ 中央合同庁舎 2 号館
- ・ 東京ヘリポート

自衛隊基地

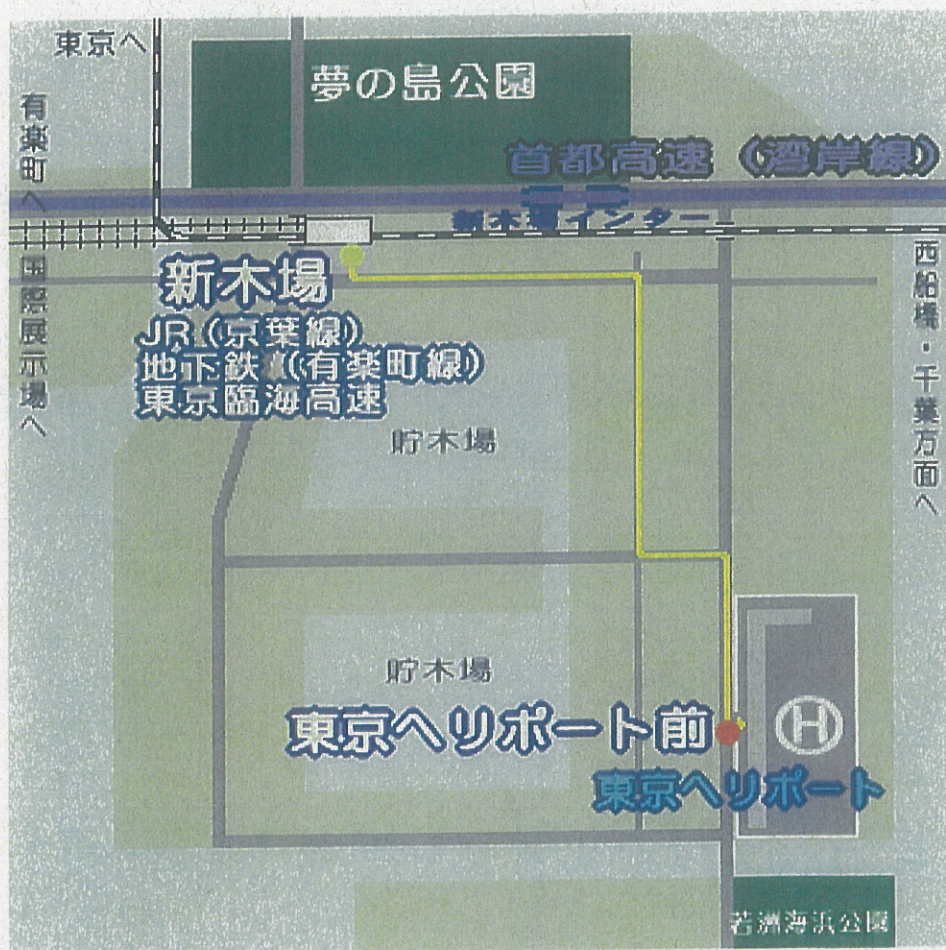
- ・ 航空自衛隊入間基地
- ・ 陸上自衛隊勝田駐屯地
- ・ 陸上自衛隊木更津駐屯地

中央合同庁舎2号館周辺地図



丸ノ内線・日比谷線・千代田線「霞ヶ関」駅下車 0分
有楽町線「桜田門」駅下車 3分
銀座線「虎ノ門」駅下車 5分

東京ヘリポート



J R 京葉線、営団地下鉄有楽町線、東京臨海高速鉄道 [新木場] 下車
 [新木場] から都営バス (木 1 1) [東京ヘリポート前] 下車
 新木場-東京ヘリポート 約 2 km

This map illustrates the geographical layout of Sakai City and its surrounding areas. Key features include:

- Road Network:** Major roads are labeled, including National Route 299 (R299), Prefectural Route 16 (R16), and Prefectural Route 463 (R463).
- Rivers:** The Inagawa River (入間川) flows through the northern part of the city.
- Public Transportation:** Several train stations are marked, including Sakai City Station (堺市駅), Sakai City Office Station (堺市役所), and Sakai City Hall Station (堺市庁舎).
- Parks and Landmarks:** Notable locations include Sakai City Park (堺市公園), Sakai City Hall (堺市庁舎), and Sakai City Office (堺市役所).
- Infrastructure:** The map shows the location of the Sakai City Office (堺市役所) and the Sakai City Hall (堺市庁舎).

A compass rose at the bottom center indicates North (N). The map also shows the proximity to Osaka Bay (大阪湾) to the east.

圏央道	入間 IC から国道 16 号線で約 20 分
関越自動車道	川越 IC から国道 16 号線で約 40 分

陸上自衛隊勝田駐屯地



JR 常磐線又は茨城交通那珂湊線 勝田駅下車

陸上自衛隊木更津駐屯地



J R内房線「木更津駅」下車西口から徒歩約20分。
「木更津駅」西口からタクシー約10分。

付録 8 (部外秘)

(平成17年11月17日現在)

外部会議の一覧

原子力災害	原子力艦の原子力災害	武力攻撃原子力災害
○緊急参集チーム協議 協議場所：官邸危機管理センター 構成員：事務局長 随行員：管理環境課長	○緊急参集チーム協議 協議場所：官邸危機管理センター 構成員：事務局長 随行員：管理環境課長	○緊急参集チーム協議 協議場所：官邸危機管理センター 構成員：事務局長 随行員：管理環境課長
○関係省庁事故対策連絡会議 開催場所：安全規制担当省庁内会議室 構成員：管理環境課長 安全委員 (必要に応じて) 緊急事態応急対策調査委員 (必要に応じて)	○関係省庁原子力艦事故対策連絡会議 開催場所：中央合同庁舎第5号館3階 防災会議室A 議長：内閣府政策統括官 (防災担当) 構成員：管理環境課長 原子力艦災害対策緊急技術 助言組織構成員 (必要に応じて)	
○関係省庁局長等会議 開催場所：官邸 構成員：事務局長		
	○現地原子力艦事故対策連絡会議 開催場所：横須賀市役所3号館5階 正庁(講堂)(神奈川県) 佐世保市役所13階 大会 議室(長崎県) 勝連町シビックセンター1 階ホール(沖縄県) 議長：内閣府大臣官房審議官 (防災担当) 構成員：審査指針課管理官 原子力艦災害対策緊急技術 助言組織構成員	
○原子力災害合同対策協議会・緊急事態 対応方針決定会議 開催場所：オフサイトセンター 構成員：安全委員		○武力攻撃原子力災害合同対策協議会・ 武力攻撃原子力災害対応方針決定会議 開催場所：オフサイトセンター 構成員：武力攻撃原子力災害等対策 緊急技術助言組織構成員
○原子力災害合同対策協議会・全体会議 開催場所：オフサイトセンター 構成員：安全委員 緊急事態応急対策調査委員	○現地对策本部合同会議 開催場所：非常用災害現地对策本部又 は緊急災害現地对策本部 議長：内閣府副大臣、大臣政務官 構成員：審査指針課管理官 原子力艦災害対策緊急技術 助言組織構成員	○武力攻撃原子力災害合同対策協議会・ 全体会議 開催場所：オフサイトセンター 構成員：武力攻撃原子力災害等対策 緊急技術助言組織構成員
○関係省庁事後対策連絡会議 開催場所：安全規制担当省庁 構成員：管理環境課長 安全委員 (必要に応じて) 緊急事態応急対策調査委員 (必要に応じて)		○関係省庁事後対策連絡会議 開催場所：国(文部科学省、経済産業 省、国土交通省) 議長：国(文部科学省、経済産業 省、国土交通省)局長クラ ス 構成員：管理環境課長 安全委員 武力攻撃原子力災害等対策 緊急技術助言組織専門委員
○現地事故対策連絡会議 開催場所：オフサイトセンター 構成員：関係省庁の職員 緊急技術助言組織構成員		○現地事後対策連絡会議 開催場所：オフサイトセンター 議長：国(文部科学省、経済産業 省、国土交通省)の管理職 構成員：関係省庁担当者 武力攻撃原子力災害等対策 緊急技術助言組織専門委員

(H20年度に資機材を更新するときに本チェックリストの見直しを行なうこと)

(部外秘)

付録 9 資機材チェックリスト

(その1) 現地組織用資機材

(その2) 本部組織用資機材

付録 9

現地組織用資機材

(平成20年5月13日現在)

[illegible]

(平成20年5月13日現在)

付 9-2

参 考 資 料

緊急技術助言組織の設置について

昭和 54 年 6 月 28 日
平成 12 年 3 月 31 日改正
平成 12 年 6 月 16 日改正
平成 13 年 1 月 6 日改正
原子力安全委員会決定

1. 設置の目的

原子力災害対策特別措置法に基づく原子力安全委員会の技術的助言を的確に行うこと等を目的として、緊急技術助言組織（以下「組織」という。）を設置する。

2. 組織の任務

- (1) 安全規制担当省庁への情報提供の要請を行う等により、必要な情報の収集を行うとともに情報の分析等を行う。
- (2) 事態に即応して技術的側面から必要な応急対策について検討する。
- (3) 緊急事態応急対策拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）に派遣した組織の構成員からの調査報告又は意見、安全規制担当省庁からの情報等を受けて必要な検討を行い、原子力災害対策本部長に対し原子力安全委員会が行う原子力緊急事態解除宣言、緊急事態応急対策実施区域及びその区域内の居住者等に対し周知させるべき事項の変更、その他緊急事態応急対策に関する技術的事項に係る必要な助言に関して支援を行う。
- (4) オフサイトセンターに派遣された組織の構成員は、安全規制担当省庁、地方公共団体、原子力事業者等の協力の下、発災現場の情報の収集・分析等を行い原子力安全委員会委員長（以下「委員長」という。）へ調査報告又は意見具申を行うとともに、原子力安全委員会の委任を受け、原子力災害現地対策本部、地方公共団体、原子力事業者等が実施する緊急事態応急対策に対し必要な技術的助言を行う。

3. 組織の構成

組織は、原子力安全委員会委員及び緊急事態応急対策調査委員により構成する。

4. 組織の招集

組織は、原子力安全委員会が安全規制担当省庁から特定事象の発生の通報を受けた又は委員長が必要と認めた場合に、委員長が招集する。

5. 組織の運営

- (1) 招集された組織は、状況に応じ適宜議事を開く。この場合において、委員長が必要と認める場合には、議事を非公開とすることができる。
- (2) 議事は、委員長が総理する。
- (3) 委員長は、関係行政機関のあらかじめ指定された職員の出席を求め、当該行政機関との連絡を図らせるとともに、当該職員から報告又は意見を求める。
- (4) 委員長は、必要があるときは、組織の構成員及び関係行政機関の職員以外の専門家を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

6. 構成員の現地への派遣

- (1) 組織は、特定事象の発生の通報を受けた場合には、組織の構成員のうち必要な者をオフサイトセンターに派遣する。
- (2) (1)の場合において、原子力安全委員会委員を派遣するときは、その委員の人数は、原則として2名以下とする。

7. 構成員の招集の解除

原子力安全委員会は、特定事象の終息の状況等を踏まえ、招集を解除する。

8. その他

この決定に定めるもののほか、組織の招集、運営、訓練等に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この文書は平成12年6月16日から施行する。

この文書は平成13年1月6日から施行する。

緊急技術助言組織運営細則

1. 安全規制担当省庁から特定事象の発生についての原子力安全委員会への通報を受けた事務局は、直ちにその旨を委員長に連絡する。
2. 上記の連絡を受けた委員長は、直ちに組織を招集する。
3. 組織が招集された場合には、事務局は、直ちに必要な組織の構成員に対し招集を通知するとともに、関係行政機関に対し、あらかじめ指定された職員を出席させるよう通知する。
4. 招集の通知を受けた組織の構成員は、直ちに指示された場所に参集する。
5. 組織が招集された場合には、組織の構成員は、状況に応じ適宜議事を開くことができるよう委員長の指示に従い待機する。
6. 事務局は、組織の招集並びに原子力安全委員会委員及び緊急事態応急対策調査委員のオフサイトセンターへの派遣を迅速に行うために必要な連絡体制及び資機材を整備し、必要な移動手段等についてもあらかじめ定めておくとともに、それらの保守点検に常時努める。

附 則

この文書は平成12年6月16日から施行する。

この文書は平成13年1月6日から施行する。

原子力艦災害対策緊急技術助言組織の設置について

平成14年6月24日
原子力安全委員会決定

防災基本計画第10編「原子力災害対策編」に定める、原子力艦の原子力災害の発生のおそれがある場合又は原子力艦の原子力災害が発生した場合において、原子力安全委員会に求められる活動を的確に行うため、原子力安全委員会の対応を以下に定める。

1. 設置の目的

原子力艦の原子力災害の発生のおそれがある場合又は原子力艦の原子力災害が発生した場合に、防災基本計画第10編「原子力災害対策編」に定める、原子力安全委員会の技術的助言を的確に行うこと等を目的として、原子力艦災害対策緊急技術助言組織（以下「原子力艦災害対策組織」という。）を設置する。

2. 原子力艦災害対策組織の任務

- (1) 外務省及び関係指定行政機関への情報提供の要請を行う等により、内閣府（防災担当）と緊密な連携を取りつつ、必要な情報の収集を行うとともに情報の分析等を行う。
- (2) 事態に即応して技術的側面から必要な応急対策について検討する。
- (3) 現地に派遣した原子力艦災害対策組織の構成員からの調査報告又は意見、外務省及び関係指定行政機関からの情報等を受けて必要な検討を行い、非常災害対策本部長等に対し原子力安全委員会が行う放射線に対する防護活動等、応急対策に関する技術的事項に係る必要な助言に関して支援を行う。
- (4) 現地に派遣された原子力艦災害対策組織の構成員は、関係指定行政機関、地方公共団体等の協力の下、発災現場の情報の収集・分析等を行い原子力安全委員会委員長（以下「委員長」という。）へ調査報告又は意見具申を行うとともに、原子力安全委員会の委任を受け、現地対策本部、地方公共団体等が実施する応急対策に対し必要な技術的助言を行う。

3. 原子力艦災害対策組織の構成

原子力艦災害対策組織は、原子力安全委員会委員及び原子力安全委員会が指名する専門委員により構成する。

4. 原子力艦災害対策組織の招集

原子力艦災害対策組織は、原子力安全委員会が外務省から、原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた又は委員長が必要と認めた場合に、委員長が招集する。

5. 原子力艦災害対策組織の運営

- (1) 招集された原子力艦災害対策組織は、状況に応じ適宜議事を開く。この場合において、委員長が必要と認める場合には、議事を非公開とすることができる。
- (2) 議事は、委員長が総理する。
- (3) 委員長は、必要があるときは、関係指定行政機関の職員を出席させ、当該職員から報告又は意見を求めることができる。
- (4) 委員長は、必要があるときは、原子力艦災害対策組織の構成員及び関係指定行政機関の職

員以外の専門家を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

6. 構成員の現地への派遣

- (1) 原子力艦災害対策組織は、原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合には、原子力艦災害対策組織の構成員のうち必要な者を現地に派遣する。
- (2) (1)の場合において、原子力安全委員会委員を派遣するときは、その委員の人数は、原則として2名以下とする。

7. 構成員の招集の解除

原子力安全委員会は、原子力艦の原子力災害の終息の状況等を踏まえ、招集を解除する。

8. その他

この決定に定めるもののほか、原子力艦災害対策組織の招集、運営、訓練等に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この文書は平成14年6月24日から施行する。

原子力艦災害対策緊急技術助言組織運営細則

1. 外務省から原子力艦の原子力災害に関する原子力安全委員会への通報を受けた事務局は、直ちにその旨を委員長に連絡する。
2. 上記の連絡を受けた委員長は、直ちに原子力艦災害対策組織を招集する。
3. 原子力艦災害対策組織が招集された場合には、事務局は、直ちに必要な原子力艦災害対策組織の構成員に対し招集を通知する。
4. 招集の通知を受けた原子力艦災害対策組織の構成員は、直ちに指示された場所に参集する。
5. 原子力艦災害対策組織が招集された場合には、原子力艦災害対策組織の構成員は、状況に応じ適宜議事を開くことができるよう委員長の指示に従い待機する。
6. 事務局は、原子力艦災害対策組織の招集並びに原子力安全委員会委員及び原子力安全委員会が指名する専門委員の現地への派遣を迅速に行うために必要な連絡体制及び資機材を整備し、必要な移動手段等についてもあらかじめ定めておくとともに、それらの保守点検に常時努める。

附 則

この文書は平成14年6月24日から施行する。

武力攻撃原子力災害等対策緊急技術助言組織の設置について

17 安委決第 17 号
平成 17 年 10 月 31 日
原子力安全委員会決定

1. 設置の目的

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく原子力安全委員会の技術的助言を的確に行うこと等を目的として、武力攻撃原子力災害等対策緊急技術助言組織（以下「武力攻撃災害助言組織」という。）を設置する。

2. 武力攻撃災害助言組織の任務

- (1) 関係指定行政機関への情報提供の要請を行う等により、必要な情報の収集を行うとともに情報の分析等を行う。
- (2) 事態に即応して技術的側面から必要な応急対策について検討する。
- (3) 必要に応じ現地に派遣された武力攻撃災害助言組織構成員からの調査報告又は意見、関係指定行政機関からの情報等を受けて必要な検討を行い、武力攻撃事態等対策本部長（以下「本部長」という。）に対し原子力安全委員会が行う応急対策に関する技術的事項に係る必要な助言に関して支援を行う。
- (4) 必要に応じ現地に派遣された武力攻撃災害助言組織構成員は、関係指定行政機関、地方公共団体、原子力事業者等の協力の下、発災現場の情報の収集・分析等を行い、原子力安全委員会委員長（以下「委員長」という。）へ調査報告又は意見具申を行うとともに、原子力安全委員会の委任を受け、武力攻撃事態等現地対策本部、地方公共団体、原子力事業者等が実施する応急対策に対し必要な技術的助言等を行う。
- (5) 放射性降下物による障害の防止に関する対策について、内閣総理大臣の求めに応じ原子力安全委員会が行う汚染の拡大を防止するための措置の実施に関する技術的事項に係る必要な助言に関して支援を行う。
- (6) 緊急対処事態については、武力攻撃事態に準じた対応を行う。

3. 武力攻撃災害助言組織の構成

武力攻撃災害助言組織は、原子力安全委員会委員及び原子力安全委員会が指名する専門委員により構成する。

4. 武力攻撃災害助言組織の招集

武力攻撃災害助言組織は、原子力安全委員会が武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第百五条第 1 項により規定される通報すべき事象が発生した場合、同法第百七条第 1 項により規定される放射性物質又は放射線による汚染が生じたことにより、人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれが発生した場合、若しくは委員長が必要と認めた場合に、委員長が招集する。

5. 武力攻撃災害助言組織の運営

- (1) 招集された武力攻撃災害助言組織は、状況に応じ適宜議事を開く。この場合において、委員長が必要と認める場合には、議事を非公開とすることができる。
- (2) 議事は、委員長が総理する。
- (3) 委員長は、必要があるときは、関係指定行政機関の職員を出席させ、当該職員から報告又は意見を求めることができる。
- (4) 委員長は、必要があるときは、武力攻撃災害助言組織の構成員及び関係指定行政機関の職員以外の専門家を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

6. 構成員の現地への派遣

- (1) 武力攻撃災害助言組織は、必要に応じ、武力攻撃災害助言組織の構成員のうち必要な者を現地に派遣する。
- (2) (1)の場合において、原子力安全委員会委員を派遣するときは、その委員の人数は、原則として2名以下とする。

7. 構成員の招集の解除

原子力安全委員会は、武力攻撃原子力災害の終息の状況等を踏まえ、招集を解除する。

8. その他

この決定に定めるもののほか、武力攻撃災害助言組織の招集、運営等に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この文書は平成17年10月31日から施行する。

緊急技術助言組織の運営について

昭和 55 年 10 月 2 日
平成 12 年 3 月 31 日改正
平成 12 年 6 月 16 日改正
平成 13 年 1 月 6 日改正
原子力安全委員会了承

1. 緊急技術助言組織の運営

(1) 緊急技術助言組織の招集

緊急技術助言組織（以下「組織」という。）の招集にあたっては、発生した事象の状況に応じ以下の対応をとる。

① 原子力災害対策特別措置法第十条により規定される通報すべき事象（以下「特定事象」という。）が発生した場合

内閣府原子力安全委員会事務局（以下「事務局」という。）管理環境課長（以下「担当課長」という。）は、原子力安全委員会委員長（以下「委員長」という。）から組織の招集の指示を受け、次の対応をとる。

i) 組織の構成員（以下「構成員」という。）へ特定事象の状況を伝えるとともに組織の招集を連絡する。

ii) i) において確認した構成員の現在位置を考慮した上で、構成員に対し、あらかじめ定める招集輸送計画に従い、原子力安全委員会又は現地の緊急事態応急対策拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）への参集を要請するとともに、必要に応じ、安全規制担当省庁を通じて防衛庁等に輸送支援を依頼する。

iii) 組織の招集について、直ちに関係省庁へ連絡するとともに、公表する。

② 発生した事象が特定事象に至っていない場合

i) 委員長が、必要と認める場合には、招集の予備通告を決定する。

ii) 予備通告の決定がなされた場合には、担当課長は、直ちに構成員へ当該事象の状況を連絡するとともに、構成員の現在位置を確認し、連絡及び参集が可能な状態で待機するよう要請する。また、連絡の際に確認された構成員の現在位置に基づき招集輸送計画を確定するとともに、必要に応じ、安全規制担当省庁を通じて防衛庁等に輸送支援を依頼する。

iii) 予備通告を行った後、委員長が必要と認める場合には、構成員の一部又は全部を参集させることができる。

(2) 組織における助言の検討

原子力安全委員会に招集した構成員で運営する組織を本部組織、オフサイトセンターに派遣した構成員で運営する組織を現地組織と称する。

① 本部組織

本部組織は、現地組織からの調査報告及び意見並びに安全規制担当省庁からの情報等を受けて、原子力災害対策本部長に対して原子力安全委員会が行う次の事項及びその他の助言について検討する。

i) 原子力緊急事態の解除に関する事項（原災法第 15 条第 4 項）

ii) 緊急事態応急対策を実施すべき区域の変更に関する事項（原災法第 20 条第 5 項）

- iii) 緊急事態応急対策を実施すべき区域内の居住者等に対し周知させるべき事項の変更に
関する事項（原災法第20条第5項）
- iv) 緊急事態応急対策の実施に関する技術的事項（原災法第20条第6項）
- v) その他委員長が必要と認める事項

② 現地組織

現地組織は、安全規制担当省庁、地方公共団体及び原子力事業者等の協力の下、本部組織と緊密な連絡を取りつつ、現地において次の活動を行う。

- i) 発災現場の情報の収集・分析等
- ii) 原子力安全委員会が原子力災害対策本部長に対して行う助言に必要な調査並びに原子力安全委員会への報告及び意見具申
- iii) 原子力安全委員会の委任を受けて行う原子力災害現地対策本部、地方公共団体及び原子力事業者等が実施する緊急事態応急対策に対する必要な技術的助言
- iv) (2)① i) ～ iii) その他の重要な事項に係る助言を行う場合には、あらかじめ原子力安全委員会の了承を求める。
- v) 助言を行った場合には、その内容及び結果を速やかに本部組織へ報告する。

③ 具体的助言の内容

上記技術的助言のために調査審議する主な事項としては次のものが挙げられる。

- i) 事故状況を正確に把握するために必要な施設情報に関する事項
- ii) 事故の原因究明に関する事項
- iii) 事故の拡大防止に関する事項
- iv) 事故の終息に関する事項
- v) 放射性物質放出の抑制に関する事項
- vi) 施設周辺の影響範囲並びに被ばく線量の予測、被ばく線量の測定、評価結果に関する事項
- vii) 施設周辺の環境モニタリング実施に関する事項
- viii) 防護対策の発動内容に関する事項
- ix) 放射線防護に関する事項
- x) 緊急医療活動に関する事項

(3) 国立機関、特殊法人等による支援

構成員が招集された場合には、必要に応じ、所管行政庁を通じて関係国立機関及び特殊法人等に解析計算その他の組織を支援する業務（環境放射能の拡散計算、線量の予測等）を依頼するとともに原子力事業者、メーカー等にも必要な支援を依頼する。

(4) 構成員及び関係行政機関以外の者の組織会合への出席等

委員長は、必要と認める場合には、構成員及び関係行政機関の職員以外の専門家を組織会合に出席させ、意見又は説明を求め、又は現地組織への派遣を要請することができる。

2. 組織を支援する事務体制と関係省庁の対応

(1) 事務局及び関係省庁の対応

組織の機能が十分に発揮されるよう、事務局及び関係省庁は、次の対応をとる。

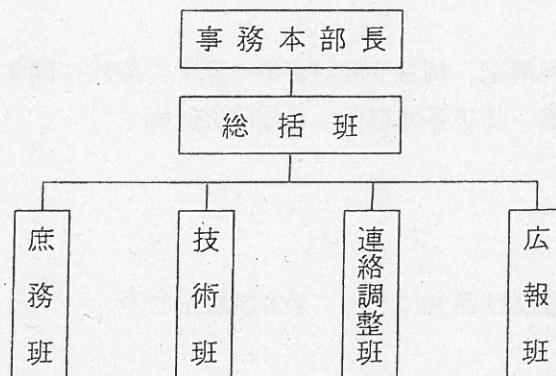
- ① 組織が招集される場合には、事務局は、その活動を支援する緊急技術助言組織事務本部

(以下「事務本部」という。)を設営する。

- ② 組織の構成員が招集された場合には、関係省庁は、組織会合に出席し組織の求めに応じて所管業務に係る情報を組織に報告するとともに助言を聴する。また、そのために必要な人員を待機させる。

(2) 事務本部

- ① 事務本部は、事務局長を本部長とする下記の機構とし、事務局長があらかじめ指名する事務局員がこれに属する。



- ② 各班は次の業務を行う。

i) 総括班

事務本部の業務の総括（組織の運営に係る時系列の記録、議事の整理等を含む。）

ii) 庶務班

組織の庶務に関する業務

iii) 技術班

組織における技術的検討に係る資料の収集・整理に関する業務

iv) 連絡調整班

構成員の参集状況の把握並びに本部組織と現地組織、関係省庁、原子力災害対策本部及び同現地対策本部等との連絡調整に関する業務

v) 広報班

広報に関する業務

(3) オフサイトセンターにおける現地組織を支援する事務体制

オフサイトセンターにおける現地組織の活動を支援する事務体制も事務本部と同様な機能を有することが必要である。このため、事務本部より必要な人員を構成員に併せて派遣し、これを緊急技術助言組織現地事務本部（以下「現地事務本部」という。）とする。事務局長が指名する者を現地事務本部長とする現地事務本部は、現地組織の助言の検討状況、助言した場合の内容等について事務本部と緊密な連絡を図る。

3. 組織の運営に必要な資機材及び体制の整備

(1) 資機材

事務局は、組織の設営及び運営並びに情報収集及び伝達を行うために必要な資機材を整備する。

(2) 招集体制

事務局は、組織の構成員及び事務局員の緊急時通信連絡体制、移動手段その他必要な事項についてあらかじめ定めておくとともに適宜見直しを図る。

4. 組織に常備する基本資料

事務局は、関係省庁等の協力を得て、助言の検討に必要な次の資料を常備しておく。

- (1) 原子力施設周辺の地図、人口分布、公共施設、交通事情、飲食物等の社会環境に関する資料
- (2) モニタリングステーション等配置図平常時の環境モニタリングデータ、気象データ等の放射能影響推定に関する資料
- (3) 施設設置許可申請書、施設配置図、施設主要設備等の原子力施設に関する資料
- (4) 関係法令集、安全審査指針集、防災基本計画、地域防災計画

5. 訓練等

(1) 訓練

事務局は、組織の招集、設営及び運営について適宜訓練を行う。

(2) 組織会合

平常時において、委員長が組織の目的を達成するために必要と認める場合には、情報交換等のために構成員を招集する。

6. その他

この内容については、今後の実情に応じ適宜見直す。

附 則

この文書は平成12年6月16日から施行する。

この文書は平成13年1月6日から施行する。

原子力艦災害対策緊急技術助言組織の運営について

平成14年6月24日
原子力安全委員会了承

1. 原子力艦災害対策緊急技術助言組織の運営

(1) 原子力艦災害対策緊急技術助言組織の招集

原子力艦災害対策緊急技術助言組織（以下「原子力艦災害対策組織」という。）の招集にあたっては、発生した事象の状況に応じ以下の対応をとる。

① 防災基本計画第10編「原子力災害対策編」第4章に定める、原子力艦の原子力災害に関する通報を、外務省から受けた場合

内閣府原子力安全委員会事務局（以下「事務局」という。）管理環境課長（以下「担当課長」という。）は、原子力安全委員会委員長（以下「委員長」という。）から原子力艦災害対策組織の招集の指示を受け、次の対応をとる。

i) 原子力艦災害対策組織の構成員（以下「構成員」という。）へ原子力艦の原子力災害の発生の状況を伝えるとともに原子力艦災害対策組織の招集を連絡する。

ii) i) において確認した構成員の現在位置を考慮した上で、構成員に対し、あらかじめ定める招集輸送計画に従い、原子力安全委員会又は現地への参集を要請するとともに、必要に応じ、内閣府（防災担当）を通じて防衛庁等に輸送支援を依頼する。

iii) 原子力艦災害対策組織の招集について、直ちに関係指定行政機関へ連絡するとともに、公表する。

② 外務省からの通報がなされないものの、原子力艦の寄港地周辺で実施される放射能調査によって、通常の観測値を明らかに上回る値が観測された旨の通報を文部科学省から受けた場合等、原子力艦の原子力災害の発生のおそれがある事態の発生についての情報を入手した場合

i) 委員長が、必要と認める場合には、招集の予備通告を決定する。ただし、その観測値が一般の自然現象によるものとは考えられない程度に明らかに異常な値を示すなど、明らかに原子力艦の原子力災害が発生していると判断される場合には、直ちに原子力艦災害対策組織を招集することとする。

ii) 予備通告の決定がなされた場合には、担当課長は、直ちに構成員へ当該事象の状況を連絡するとともに、構成員の現在位置を確認し、連絡及び参集が可能な状態で待機するよう要請する。また、連絡の際に確認された構成員の現在位置に基づき招集輸送計画を確定するとともに、必要に応じ、内閣府（防災担当）を通じて防衛庁等に輸送支援を依頼する。

iii) 予備通告を行った後、委員長が必要と認める場合には、構成員の一部又は全部を参集させることができる。

(2) 原子力艦災害対策組織における助言の検討

原子力安全委員会に招集した構成員で運営する組織を本部組織、現地に派遣された構成員で運営する組織を現地組織と称する。

① 本部組織

本部組織は、現地組織からの調査報告及び意見並びに関係指定行政機関からの情報等を受けて、非常災害対策本部長等に対して原子力安全委員会が行う次の事項及びその他の助

言について検討する。

- i) 緊急事態応急対策の実施に関する技術的事項 (防災基本計画第4章第2節3. 原子力安全委員会の活動)
- ii) 屋内退避、避難等の防護活動の解除に関する事項 (防災基本計画第4章第8節(1) 屋内退避、避難収容等の解除)
- iii) その他委員長が必要と認める事項

② 現地組織

現地組織は、関係指定行政機関、地方公共団体等の協力の下、本部組織と緊密な連絡を取りつつ、現地において次の活動を行う。

- i) 発災現場の情報の収集・分析等
- ii) 原子力安全委員会が非常災害対策本部長等に対して行う助言に必要な調査並びに原子力安全委員会への報告及び意見具申
- iii) 原子力安全委員会の委任を受けて行う、現地対策本部、地方公共団体等が実施する応急対策に対する必要な技術的助言
- iv) (2)① ii) その他の重要な事項に係る助言を行う場合には、あらかじめ原子力安全委員会の了承を求める。
- v) 助言を行った場合には、その内容及び結果を速やかに本部組織へ報告する。

③ 具体的助言の内容

上記技術的助言の主な事項としては次のものが挙げられる。

- i) 事故状況を正確に把握するために必要な情報に関する事項
- ii) 原子力艦寄港地周辺の影響範囲並びに被ばく線量の予測、被ばく線量の測定、評価結果に関する事項
- iii) 原子力艦寄港地周辺の環境モニタリング実施に関する事項
- iv) 防護対策の発動内容に関する事項
- v) 放射線防護に関する事項
- vi) 緊急医療活動に関する事項

(3) 国立機関、特殊法人等による支援

構成員が招集された場合には、必要に応じ、所管行政庁を通じて関係国立機関及び特殊法人等に解析計算その他の組織を支援する業務（環境放射能の拡散計算、線量の予測等）を依頼するとともに原子力事業者、メーカー等にも必要な支援を依頼する。

(4) 構成員及び関係指定行政機関以外の者の組織会合への出席等

委員長は、必要と認める場合には、構成員及び関係指定行政機関の職員以外の専門家を原子力艦災害対策組織会合に出席させ、意見又は説明を求め、又は現地組織への派遣を要請することができる。

2. 原子力艦災害対策組織を支援する事務体制と関係指定行政機関の対応

(1) 事務局及び関係指定行政機関の対応

原子力艦災害対策組織の機能が十分に発揮されるよう、事務局及び関係指定行政機関は、次の対応をとる。

- ① 原子力艦災害対策組織が招集される場合には、事務局は、その活動を支援する原子力艦災害対策緊急技術助言組織事務本部（以下「事務本部」という。）を設営する。
- ② 原子力艦災害対策組織の構成員が招集された場合には、必要に応じて関係指定行政機関

は、原子力艦災害対策組織会合に出席し、原子力艦災害対策組織の求めに応じて所管業務に係る情報を原子力艦災害対策組織に報告するとともに助言を聴する。

(2) 事務本部

事務本部は、事務局長を本部長とし、機構及び各班の業務については、「緊急技術助言組織の設置について」（昭和54年6月28日原子力安全委員会決定）8条に基づき、委員長が定める「緊急技術助言組織の運営について」（昭和55年10月2日原子力安全委員会了承）2.（2）事務本部の規定を準用する。

(3) 現地組織を支援する事務体制

現地組織の活動を支援する事務体制も事務本部と同様な機能を有することが必要である。このため、事務本部より必要な人員を構成員に併せて派遣し、これを原子力艦災害対策緊急技術助言組織現地事務本部（以下「現地事務本部」という。）とする。事務局長が指名する者を現地事務本部長とする現地事務本部は、現地組織の助言の検討状況、助言した場合の内容等について事務本部と緊密な連絡を図る。

3. 原子力艦災害対策組織の運営に必要な資機材及び体制の整備

資機材については既に原子力災害時において事務局に準備されているものを活用する。また、招集体制は、「緊急技術助言組織の設置について」（昭和54年6月28日原子力安全委員会決定）8条に基づき委員長が定める「緊急技術助言組織の運営について」（昭和55年10月2日原子力安全委員会了承）3.（2）招集体制の規定をもとに定められている体制を用いる。

4. 原子力艦災害対策組織に常備する基本資料

事務局は、関係指定行政機関及び地方公共団体等の協力を得て、助言の検討に必要な次の資料を常備しておく。

(1) 原子力艦が寄港する地域周辺の地図、人口分布、公共施設、交通事情、飲食物等の社会環境に関する資料

(2) モニタリングステーション等配置図、平常時の環境モニタリングデータ、気象データ等の放射能影響推定に関する資料

(3) 関係法令集、安全審査指針集、防災基本計画、地域防災計画

5. 訓練等

訓練等については、「緊急技術助言組織の設置について」（昭和54年5月28日原子力安全委員会決定）8条に基づき委員長が定める「緊急技術助言組織の運営について」（昭和55年10月2日原子力安全委員会了承）5.の規定を準用する。

6. その他

この内容については、今後の実情に応じ適宜見直す。

附 則

この文書は平成14年6月24日から施行する。

原子力災害対策マニュアル（原子力災害危機管理関係省庁会議決定）より抜粋（一部加筆修正）

原子力災害合同対策協議会の組織体制

（実用炉、貯蔵施設、加工施設、再処理施設、廃棄施設の場合）

緊急事態対応方針決定会議＝最重要事項の調整								
構成員：原子力災害現地対策本部長（経済産業副大臣）、原子力安全委員会委員、ほか								
全体会議＝関係者の情報共有								
構成員：上記＋緊急事態応急対策調査委員、内閣府原子力安全委員会事務局、ほか								
機軸を担う（全体会議の構成員を一部含む） （◎：責任者 ○：副責任者 △：班員 □：助言者 横の数字は人数）		総括班	放射線班	プラント班	医療班	住民安全班	広報班	運営支援班
国	原子力安全・保安院原子力関係課長	◎						
	原子力安全・保安院防災調整官	○						
	原子力安全・保安院原子力防災専門官	○						
	原子力安全・保安院原子力防災課担当者	△		△				
	原子力安全・保安院総括電気工作物検査官（実用炉で発災した場合に限る）			◎				
	原子力安全・保安院上席安全審査官（実用炉以外で発災した場合に限る）			◎				
	原子力安全・保安院原子力規制原課担当者			△				
	原子力安全・保安院原子力保安管理課担当者		△					
	原子力安全・保安院保安検査官事務所長						◎	
	経済産業省所管経済産業局					○2		◎2
	文部科学省科学技術・学術政策局防災環境対策室長		◎					
	文部科学省科学技術・学術政策局防災環境対策室補佐（防災担当）		△					
	文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課防災推進室補佐					△		
	文部科学省高等教育局医学教育課専門官				○			
	内閣官房	△						
	内閣府	△				○		
	内閣府原子力安全委員会事務局	△						
	警察庁					○		
	防衛庁				○	○		
	消防庁	△			△	○		
	厚生労働省		△		○	△*		
	厚生労働省道府県労働局					△		
	農林水産省		△*			△		
	国土交通省地方運輸局企画部長					△		
	国土交通省地方整備局企画部環境審査官（北海道開発局においては事業振興部長）					△		
	気象庁					△		
	海上保安庁					○		
	環境省		△					
	環境省地方環境事務所		△					
地方公共団体	県環境監視センター所長等		○					
	県担当部長レベル				◎	◎		
	県警部長レベル					○		
	県担当課長レベル	○					○	○
	県担当者	△2	△		△2	△	△	△2
	市町村担当部長レベル					○		
	市町村担当課長レベル	○			△	△	○	○
	市町村担当者	△	△		△	△	△	△
その他	原子力事業者（副所長クラス）			○			○	
	原子力事業者担当者	△		△2			△	
	原子力安全委員会緊急技術助言組織等専門家		□	□	□			
	原子力安全基盤機構			△			△	△
	放射線医学総合研究所				○			
	広島大学（西日本地域の場合）							
	原子力緊急時支援・研修センター	○2	○2	△	△		△	

* 併任者とする。

原子力災害対策マニュアル（原子力災害危機管理関係省庁会議決定）より抜粋（一部加筆修正）

原子力災害合同対策協議会の組織体制

（その他の場合）

緊急事態対応方針決定会議＝最重要事項の調整

構成員：原子力災害現地対策本部長（文部科学副大臣）、原子力安全委員会委員、ほか

全体会議＝関係者の情報共有

構成員：上記＋緊急事態応急対策調査委員、内閣府原子力安全委員会事務局、ほか

機軸育旨另リ班 (全体会議の構成員を一部含む) (◎：責任者 ○：副責任者 △：班員 □：助言者 横の数字は人数)		総 括 班	放 射 線 班	プ ラ ン ト 班	医 療 班	住 民 安 全 班	広 報 班	運 営 支 援 班
国	文部科学省科学技術・学術政策局防災環境対策室長	◎						
	文部科学省科原子力防災専門官	○2				○		
	文部科学省科原子力安全管理事務所長	○				○		○
	文部科学省科学技術・学術政策局防災環境対策室補佐（防災担当）		○				◎	
	文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課運転管理・検査管理官			◎				
	文部科学省科学技術・学術政策局原子力規制室運転管理・検査担当			△2				
	文部科学省研究振興局量子放射線研究課担当補佐				○			
	文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課補佐（管理担当）							◎
	文部科学省大臣官房総務課広報室広報専門官						△	
	文部科学省科学技術・学術政策局放射線規制室長		◎					
	文部科学省科学技術・学術政策局放射線規制室担当者		△2					
	文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課防災推進室補佐	○+				△	△+	
	文部科学省高等教育局医学教育課専門官				○			
	原子力安全・保安院防災調整官	○						
	内閣官房	△						
	内閣府	△				○		
	内閣府原子力安全委員会事務局	△						
	警察庁					○		
	防衛庁				○	○		
	消防庁	△			△	○		
	厚生労働省		△		○	△*		
	厚生労働省道府県労働局					△		
	農林水産省		△*			△		
	国土交通省地方運輸局企画部長					△		
	国土交通省地方整備局企画部環境審査官（北海道開発局においては事業振興部長）					△		
	気象庁					△		
	海上保安庁					○		
	環境省		△					
	環境省地方環境事務所		△					
地方 公 共 団 体	県環境監視センター所長等		○					
	県担当部長レベル				◎	◎		
	県警部長レベル					○		
	県担当課長レベル	○					○	◎
	県担当者	△2	△		△2	△	△	△2
	市町村担当部長レベル					○		
	市町村担当課長レベル	○			△	△	○	○
	市町村担当者	△	△		△	△	△	△
そ の 他	原子力事業者（副所長クラス）			○			○	
	原子力事業者担当者	△		△2			△	
	原子力安全委員会緊急技術助言組織等専門家		□	□	□			
	放射線医学総合研究所				○			
	広島大学（西日本地域の場合）							
	原子力緊急時支援・研修センター（原研、サイクル機構）	○2	○2	△	△		△	

+ 大学の施設において事故が発生した場合に限る。

* 併任者とする。

緊急技術助言組織グループ別（施設、放射線、医療）活動検討会について （概要）

平成17年1月31日
原子力安全委員会事務局

1. はじめに

原子力安全委員会は、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力安全委員会の技術的助言を的確に行うこと等を目的として、緊急技術助言組織を設置している。

緊急技術助言組織では、安全規制担当省庁等より助言の検討に必要な各種情報を収集し、調査分析を行うとともに、事態に即応し、技術的側面から必要な応急対策等に関する助言内容を検討、審議することとしている。

また、同組織では、情報収集、助言活動等を迅速かつ的確に行うために、東京の原子力安全委員会に本部組織を設置するとともに、緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）に現地組織を設置し、連携を図ることとしている。さらに、緊急事態応急対策調査委員の専門性を考慮した上で、各々の組織に以下の機能別グループを設置している。

- ・ 施設グループ

事故の進展予測、拡大防止、終息方法等に関する必要な助言について調査審議を行う。

- ・ 放射線グループ

周辺公衆、業務従事者、環境等への放射線及び放射性物質による影響等に関する必要な助言について調査審議を行う。

- ・ 医療グループ

人体への被ばく影響、放射線防護等に関する必要な助言について調査審議を行う。

2. これまでの活動について

原子力安全委員会では、緊急技術助言組織の体制の確立、実効性の向上を目指して、5カ年計画を作成し、これに基づき活動を進めるとともに、この活動の一環として、グループ別活動検討会を実施し、助言活動の実効性向上に努めてきた。グループ別活動検討会では、平成14年度にさらなる実効性向上に向けた活動として、各グループでの調査審議事項の検討と調査審議に必要な情報の整理を行った。また、平成15年度には、ブラインド訓練（事故シナリオ等について訓練実施担当者の一部のみが把握する訓練）を実施した。平成16年度は、これまでの検討結果及びブラインド訓練の結果等を踏まえて、各グループにおける調査審議事項の見直し等を実施し、とりまとめを行った。

3. 各グループにおけるとりまとめ結果について

【施設グループ】

（1）検討を行う主な調査審議事項

(イ) 事故の進展、拡大防止に関する事項

- ①事故状況を正確に把握するために必要な施設情報（核燃料物質及び放射性物質のインベントリー情報等も含む）及び原子力緊急事態宣言公示内容の理解
- ②炉心の冷却、放射性物質の閉じ込め機能の確保の指示・方法
- ③施設状況の変動と原因
- ④アクシデントマネジメント等の対策
- ⑤進展予測コードの予測値（炉心損傷到達時間 等）
- ⑥再臨界の危険性の有無、回避対策

(ロ) 事故の終息に関する事項

- ①原子力緊急事態解除宣言発出の妥当性

【放射線グループ】

(1) 検討を行う主な調査審議事項

(イ) 防護対策の発動に関する事項

- ①屋内退避、避難の必要性、退避・避難計画の検討
- ②安定ヨウ素剤の予防服用の必要性（医療グループへの情報提供）
- ③飲食物摂取制限の必要性
- ④特定の地域への立入制限措置の必要性
- ⑤防災業務関係者の防護措置の必要性
- ⑥状況に応じた防護対策の変更
- ⑦各種制限措置の解除

(ロ) SPEEDI の予測結果に関する事項

- ①予測放射能濃度及び周辺住民等の予測線量結果の妥当性
- ②再計算の必要性
- ③緊急事態応急対策区域決定の妥当性・変更の必要性、同区域内居住者等に周知させるべき事項

(ハ) 環境放射線モニタリングに関する事項

- ①環境放射線モニタリング計画の妥当性
- ②最優先で採取・測定すべき項目の選定
- ③モニタリング実施結果の妥当性
- ④住民の被ばく線量評価の妥当性
- ⑤追加調査の必要性

(ニ) 事故の終息に関する事項

- ①原子力緊急事態解除宣言発出の妥当性

【医療グループ】

(1) 検討を行う主な調査審議事項

(イ) 安定ヨウ素剤の予防服用に関する事項

- ①服用の準備
- ②服用の実施（妊婦、新生児、乳幼児等の優先的に服用させる者についての審議も含む）

(ロ) 周辺住民等の被ばく対策に関する事項

- ①屋内退避、避難実施における留意事項
- ②空間線量率を考慮した救護所の移設
- ③周辺住民等の移動の際の注意点
- ④除染及び汚染拡大防止に係る措置

(ハ) 被ばく患者の搬送等に関する事項

- ①搬送中の被ばく患者に対する処置
- ②汚染拡大防止に係る措置（医療行為に伴い生じた汚染した器具等の取扱を含む）
- ③被ばく医療機関と地域の三次被ばく医療機関（放射線医学総合研究所、広島大学）との連絡・連携
- ④広域搬送の必要性

(ニ) その他、状況により検討が必要と思われる事項

- ①災害現場及びその付近で作業等を実施している防災業務従事者（放射線業務従事者、警察・消防関係者、医療関係者、その他の作業関係者等）の放射線防護
- ②メンタルヘルスに関する対策

(ホ) 事故の終息に関する事項

- ①原子力緊急事態解除宣言発出の妥当性

4. 今後の緊急技術助言組織の進め方について

原子力総合防災訓練やブラインド訓練等を活用し、上記で取りまとめた審議事項等について適宜見直す。また、緊急技術助言組織での審議事項等が明確になったことを踏まえ、事務局の支援体制の強化等必要な検討を行う。

原子力緊急事態の解除を行う旨の公示等に係る技術的助言の基本的考え方について

平成17年10月
原子力安全委員会
原子力施設等防災専門部会

第1章 はじめに

平成11年9月、茨城県東海村の株式会社ジェー・シー・オー ウラン加工工場において、周辺住民等の避難等を伴う臨界事故が発生した。この事故の教訓を踏まえ、原子力災害の特殊性に応じた緊急時対応の強化等を図るため、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）が制定された。原災法では、原子力緊急事態が発生したと認めるときに内閣総理大臣が行う原子力緊急事態が発生した旨等の公示（以下「原子力緊急事態宣言」という。）、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要がなくなった際に内閣総理大臣が行う原子力緊急事態の解除を行う旨の公示（以下「原子力緊急事態解除宣言」という。）等について定められている。

この中で、原子力緊急事態宣言を行う判断基準については、既に原災法第10条、第15条に基づき政令により規定されている。原子力緊急事態解除宣言を行う際には、周辺住民等の安全や安心を確保するため、慎重に対処する必要があることから、専門的知見による意見を反映させるため、内閣総理大臣は原子力安全委員会の意見を聴くこととされている。原子力安全委員会では、このような原災法等で定められている役割を適切に行うために、原子力安全委員会委員及び緊急事態応急対策調査委員より構成される緊急技術助言組織（以下「助言組織」という。）を設置している。安全規制担当省庁（文部科学省、経済産業省又は国土交通省をいう。）から特定事象の発生の通報を受けた場合等に、原子力安全委員会は、助言組織を招集し、同組織において意見等に係る技術的な事項について調査審議を行うこととしている。

また、原子力安全委員会が策定している「原子力施設等の防災対策について」（以下「防災指針」という。）等では、原子力施設等から放射性物質又は放射線の異常な放出が発生した場合に、周辺住民等の被ばくを出来るだけ低減するための措置として、屋内退避、避難等の各種防護対策を実施するための基本的な考え方について示されており、これらの防護対策の解除を行う場合には、専門家の判断にしたがった慎重な検討が重要とされている。したがって、こうした場合にも助言組織の調査審議及びそれに基づく原子力安全委員会の技術的助言が求められている。

内閣総理大臣が行う原子力緊急事態解除宣言と国・地方公共団体が行う各種防護対策の解除は、密接に関係するものであるが、それぞれの判断は個別に行われるものである。

したがって、内閣総理大臣が行う原子力緊急事態解除宣言への意見と国・地方公共団体等が行う各種防護対策の解除への技術的助言は、原子力災害が発生した施設の状況等に応じ、独立に判断できるものである。

こうした意見又は技術的助言の際には、助言組織は、放射線による影響のみならず心理的・社会的要因も踏まえ総合的に適切な判断がなされるよう配慮する必要がある。

本報告書は、前述の原子力緊急事態解除宣言及び各種防護対策の解除に伴い、助言組織が行う意見又は技術的助言の調査審議を行う際に考慮すべき事項についての基本的な考え方を取りまとめたものである。

なお、原災法第10条、第15条等に基づいて、原子力災害が発生したとする基本的判断の基準がすでに示されており、本報告に関する検討はそれらを前提としている。また、助言組織に

おける調査審議に当たっては、ここで述べる考慮すべき事項がそれぞれに独立しているものではなく、互いに関連していることにも配慮する必要がある。

第2章 原子力緊急事態解除宣言に関して考慮すべき主な事項

助言組織が原子力緊急事態解除宣言に係る技術的な事項について調査審議を行うに当たっては、(1) 原子力災害が発生した原子力施設等の状況、(2) 原子力施設等の周辺環境における緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）結果、(3) 周辺住民等に対する防護対策の実施状況等を考慮する必要がある。具体的には以下のとおりである。

2-1 原子力災害が発生した原子力施設等の状況について

原子力緊急事態解除宣言を行う際は、原子力緊急事態宣言した際の条件（別紙2）を十分に下回り、再び原子力緊急事態に至ることがないように以下の項目について確認を行い、総合的に事故の終息を判断する必要がある。

- ・当該原子力施設等が制御可能な状態であり、異常事態が終息する方向にあること
- ・当該原子力施設等からの放射性物質や放射線の放出が、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律上の規制レベルに回復されたこと、もしくはその回復が確実に見込まれること
- ・当該原子力施設等からの放射性物質や放射線の異常な放出が再び生じない及びその兆候が見られないこと

2-2 原子力施設等の周辺環境における緊急時モニタリング結果について

原子力施設等からの放射性物質や放射線の異常な放出あるいはそのおそれがある場合には、地域防災計画に基づき、緊急時モニタリング等が実施され、

- ・原子力施設等周辺の空間放射線量率及び周辺に放出された大気中の放射性物質の濃度の把握
- ・放射性物質の放出により影響を受けた環境試料中の放射性物質の濃度の把握
- ・周辺環境における予測線量（なんらかの措置を講じなければ個人が受けると予想される線量）の迅速な推定
- ・周辺住民等が実際に被ばくしたと考えられる線量の評価

等の確認が行われることとされている。助言組織が原子力緊急事態解除宣言に係る技術的な事項の調査審議を行うに当たっては、これらの測定や評価結果に加えて、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDIネットワークシステム）等で得られる放射性物質の拡散状況や放射性物質の濃度の経時変化を十分に把握する必要がある。

2-3 周辺住民等に対する防護対策の実施状況について

原子力施設等からの放射性物質や放射線の異常な放出が発生した場合には、心理的・社会的負担等を考慮しつつ、周辺住民等の被ばくをできる限り低減するために、屋内退避、避難等の防護対策が実施される。助言組織は、原子力緊急事態解除宣言に係る技術的な事項の調査審議に当たっては、これらの周辺住民等に対する防護対策の実施状況を確認する必要がある。また、原子力

緊急事態解除宣言が発出された後に新たな防護対策が必要とならないように、原子力災害が発生した原子力施設等の状況や原子力施設等周辺環境における緊急時モニタリング結果を適確に把握しておく必要がある。

第3章 各種防護対策の解除に関して考慮すべき主な事項

各種防護対策の解除に係る技術的な事項の調査審議では、第2章に述べた原子力緊急事態解除宣言に関して考慮すべき主な事項に加え、周辺住民等の安全や安心を確保するため慎重に対処する必要があることから、(1) 各種防護対策の解除後の予測線量を確認するとともに、(2) 周辺住民等の心理的・社会的負担等を十分に考慮し、これ以上の各種防護対策の継続が、もはや正当と認められない時点をもって、迅速な各種防護対策の解除について検討を行う必要がある。具体的には以下のとおりである。

3-1 各種防護対策の解除後の予測線量について

各種防護対策の解除後の予測線量は、災害の進展、施設機能の回復状況等を踏まえ、緊急時モニタリング結果等に基づき適切に評価される必要がある。各種防護対策の解除は、当該防護対策の継続により周辺住民等の心理的負担等を過度に増加させたり、あるいは解除によって周辺住民等の被ばくを過度に増加させたりすることのないように適切に行われることが重要である。

なお、助言組織における各種防護対策の解除に係る技術的な事項の調査審議に当たっては、予測線量とその時点までに受けた線量を評価するとともに、それらに付随する様々な不確実さを考慮し、線量限度等に関する関係法令等も参考にしつつ、専門的知見等を適確に活用して対処することが重要である。

3-2 周辺住民等に対する心理的・社会的負担等について

原子力緊急事態時には、周辺住民等の心理的・社会的負担等を可能な限り軽減することが重要である。そのためには、周辺住民等に対して、避難等の防護対策の解除の指示、災害の進展及び施設機能の回復状況、緊急時モニタリング結果、今後とるべき措置等の情報を迅速、正確かつ分かりやすい形で提供することが重要であり、これらにより周辺住民等の混乱や不安等を軽減できると考えられる。その際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他の災害時要援護者及び一時滞在者等に配慮することが必要である。

なお、避難解除の実施にあたっては、周辺住民等に混乱が生ずる可能性や避難の継続期間等を考慮し、解除を行う時期・時間を検討する必要がある。

第4章 おわりに

助言組織における当該調査審議に当たっては、情報の適切な管理、すなわち、必要な情報の適時の収集・分析、並びにその分析結果の適時の発信が重要となる。これら情報収集・分析においては、今後とも、助言組織の構成員等が各種原子力防災訓練に積極的に参画し、適時、的確に結果が出せるよう体制の充実・強化を絶えず図っていくことが必要である。また、調査審議結果等の情報を発信する際には、防災基本計画にしたがって適切な情報伝達活動がなされることとされているが、その際には、情報伝達の内容や方法如何による社会的影響を十分に検討する必要がある。例えば、原子力緊急事態発生時もしくは原子力緊急事態解除宣言後に被ばくに関する統計値等のデータを公表する場合等には、不正確な情報に基づく混乱をできる限り避けるための配慮

参考資料

(公表資料における「被ばく」等の用語の定義の明確化等)を行うべきである。

原子力安全委員会では、今後とも、原子力緊急事態解除宣言、各種防護対策の解除に関して考慮すべき事項について、助言組織会合や各種原子力防災訓練等の場を活用して引き続き検討を行い、必要に応じ見直すものとする。

様 式 集

様式は、電子ファイルとして、原子力安全委員会事務局の防災用ネットワークサーバーの「緊急時対応」フォルダに、日本語ワードプロセッサ Microsoft® Word 2000 文書ファイル形式により保存されています。（読取り専用：上書き厳禁）

様式第1(1)	異常事象等通報受信票(原子力災害)
様式第1(2)	異常事象等通報受信票(原子力艦の原子力災害)
様式第1(3)	異常事象等通報受信票(武力攻撃原子力災害等)
様式第2	緊急時参集者チェックシート
様式第3(1)	輸送支援依頼票(原子力災害)
様式第3(2)	輸送支援依頼票(原子力艦の原子力災害)
様式第3(3)	輸送支援依頼票(武力攻撃原子力災害等)
様式第4(1)	組織活動連絡票(原子力災害)
様式第4(2)	組織活動連絡票(原子力艦の原子力災害)
様式第4(3)	組織活動連絡票(武力攻撃原子力災害等)
様式第5(1)	時系列記録票
様式第5(2)	受信・発信時系列記録票
様式第6	情報発信票
様式第7	情報受信票
様式第8-1・その1(1)	技術的助言連絡票(原子力災害)(原災法第20条第5項)
様式第8-1・その1(2)	技術的助言連絡票(原子力災害)(原災法第20条第6項)
様式第8-2・その1	技術的助言連絡票(原子力艦の原子力災害)(防災基本計画第10編第4章第2節4)
様式第8-3・その1(1)	技術的助言連絡票(武力攻撃原子力災害等)(国民の保護に関する基本方針第4章第3節3(2)②)
様式第8-3・その1(2)	技術的助言連絡票(武力攻撃原子力災害等)(国民保護法第107条第4項)
様式第8-1・その2	技術的助言連絡票(原子力災害)(緊急事態解除宣言)
様式第8-2・その2	技術的助言連絡票(原子力艦の原子力災害)(屋内待避、避難等の防護活動の解除)
様式第8-3・その2	技術的助言連絡票(武力攻撃原子力災害等)(応急対策公示の取り消し)
様式第9(1)	ERSS事故進展予測解析依頼票(原子力災害)
様式第9(2)	ERSS事故進展予測解析依頼票(武力攻撃原子力災害等)
様式第10(1)	SPEEDI被ばく線量評価解析依頼票(原子力災害)
様式第10(2)	SPEEDI被ばく線量評価解析依頼票(原子力艦の原子力災害)
様式第10(3)	SPEEDI被ばく線量評価解析依頼票(武力攻撃原子力災害等)
様式第11	会合等議事録
様式第12(1)	広報連絡票(原子力災害)
様式第12(2)	広報連絡票(原子力艦の原子力災害)
様式第12(3)	広報連絡票(武力攻撃原子力災害等)
様式第13(1)	広報案内票(原子力災害)
様式第13(2)	広報案内票(原子力艦の原子力災害)
様式第13(3)	広報案内票(武力攻撃原子力災害等)
様式第14	プレス対応記録票

異常事象等通報受信票

(原子力災害)

受信日時 平成 年 月 日 時 分 (24時間表示)

通報元 省・庁 課・室 氏名:

受信者 原子力安全委員会事務局管理環境課 氏名:

異常事象の規模(※)		☐ 事故 () ☐ 特 定 事 象 (原災法第10条第1項) ☐ 原子力緊急事態 (原災法第15条第1項) ☐ そ の 他 ()
原子力事業所等の名称及び場所		事業者: 事業所: 住所等:
異常事象等の発生箇所		
異常事象等の発生時刻		平成 年 月 日 時 分 (24時間表示)
発生した異常事象の概要	異常事象の種類	
	想定される原因	
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	
その他異常事象の把握に参考となる情報(※)		・異常事象発生時の原子力事業所等の様子: ☐ 停止中 ☐ 運転継続(出力降下等予定あり・なし) ☐ 停止(自動・手動) ・異常事象発生時の原子力事業所等の周辺の様子 ☐ 被害なし ☐ 被害あり () ・人的被害の有無: ☐ なし ☐ あり () ・関係省庁等の対応: ☐ 緊急参集チームの招集 ☐ 関係省庁事故対策連絡会議開催予定(10条通報) ☐ 現地事故対策連絡会議開催予定 ☐ 原子力災害対策本部設置予定(原子力緊急事態) ☐ 原子力災害現地対策本部設置予定 ☐ 原子力災害合同対策協議会開催予定 ☐ その他 ()

※ 該当する項目の□にチェック✓を入れる。

異常事象等通報受信票

(原子力艦の原子力災害)

受信日時 平成 年 月 日 時 分 (24時間表示)

通報元 省・庁 課・室 氏名:

受信者 原子力安全委員会事務局管理環境課 氏名:

異常事象の規模(※)		☐ 原子力艦原子力災害の発生のおそれがある事態の発生の情報 ☐ 原子力艦原子力災害に関する通報 ☐ その他 ()
原子力艦の寄港地		☐ 横須賀港 (神奈川県) ☐ 佐世保港 (長崎県) ☐ 金武中城港 (沖縄県)
異常事象の発生箇所		
異常事象の発生時刻		平成 年 月 日 時 分 (24時間表示)
発生した異常事象の概要	異常事象の種類	
	想定される原因	
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	
その他異常事象の把握に参考となる情報(※)		・ 異常事象発生時の原子力艦の様子: ☐ 停止中 ☐ 運転継続 (出力降下等予定あり・なし) ☐ 停止 (自動・手動) ・ 異常事象発生時の原子力艦の周辺の様子 ☐ 被害なし ☐ 被害あり () ・ 人的被害の有無: ☐ なし ☐ あり () ・ 関係省庁等の対応: ☐ 緊急参集チームの招集 ☐ 関係省庁原子力艦事故対策連絡会議開催予定 ☐ 現地原子力艦事故対策連絡会議 ☐ 非常災害対策本部設置予定・会議開催予定 ☐ 非常災害現地対策本部設置予定 ☐ 緊急災害対策本部設置予定・会議開催予定 ☐ 緊急災害現地対策本部設置予定 ☐ 現地原子力艦事故対策連絡会議開催予定 ☐ その他 ()

※ 該当する項目の□にチェック✓を入れる。

異常事象等通報受信票

(武力攻撃原子力災害等)

受信日時 平成 年 月 日 時 分 (24時間表示)

通報元 省・庁 課・室 氏名:

受信者 原子力安全委員会事務局管理環境課 氏名:

事態の規模(※)		☐ 立地都道府県に関する武力攻撃等に関する105条第1項の事態が発生するおそれのある情報 ☐ 保護法第105条第1項に関する情報 ☐ 保護法第105条第7項に関する通報 ☐ 核攻撃等発生 ☐ その他の()
周辺の原子力事業所等の名称及び場所		事業者: 事業所: 住所等:
事態の発生箇所		
事態の発生時刻		平成 年 月 日 時 分 (24時間表示)
発生した異常事象の概要	事態の種類	☐ 武力攻撃原子力災害、 ☐ 核攻撃等、 ☐ 緊急処理事態
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	
その他異常事象の把握に参考となる情報(※)		・事態発生時の周辺原子力事業所等の様子: ☐ 停止中 ☐ 運転継続(出力降下等予定あり・なし) ☐ 停止(自動・手動) ・事態発生時の事態発生場所周辺の様子 ☐ 被害なし ☐ 被害あり() ・人的被害の有無: ☐ なし ☐ あり() ・関係省庁等の対応: ☐ 緊急参集チームの招集 ☐ 武力攻撃事態等対策本部設置予定 ☐ 武力攻撃事態等現地対策本部設置予定 ☐ 武力攻撃原子力災害合同対策協議会開催予定 ☐ その他()

※ 該当する項目の□にチェック✓を入れる。

(様式第2)

緊急時参集者チェックシート

参集者は、本チェックシートに記載した後、管理環境課に設置されている
参集者ホワイトボードの Namen を記載。

(/)

[illegible]

輸 送 支 援 依 頼 票

(原 子 力 災 害)

安全規制担当省庁担当局長 殿

人員等の輸送支援について(依頼)

平成 年 月 日
原子力安全委員会事務局長 印

標記の件について、下記のとおり人員等の輸送支援を依頼します。

記

1. 理由

緊急事態応急対策拠点施設(以下「オフサイトセンター」という。)に参集し、(例、原子力災害現地対策本部、原子力災害合同対策協議会)及び原子力安全委員会緊急技術助言組織(現地組織)としての原子力災害対応活動を行うため

2. 期日及び経路

期日: 平成 年 月 日

経路: ①

から ②オフサイトセンター まで

住所及び連絡先: ①

②

3. 輸送支援希望

(1) 人員 (名) (書き切れない場合は、2枚以降に続く。)

氏 名	所 属 (原子力安全委員会委員、緊急事態応急対策調査委員、事務局職員等)	備考 (年齢)

(2) 資機材

4. 特記事項

派遣者の代表及び連絡先(携帯電話):

別添: ☐無 ☐有 (枚)

輸 送 支 援 依 頼 票

(原 子 力 艦 の 原 子 力 災 害)

内閣府政策統括官(防災担当) 殿

人員等の輸送支援について(依頼)

平成 年 月 日
原子力安全委員会事務局長 印

標記の件について、下記のとおり人員等の輸送支援を依頼します。

記

1. 理由

市役所等に参集し、(例、緊急災害現地対策本部)、原子力安全委員会原子力艦災害対策緊急技術助言組織(現地組織)としての原子力艦の原子力災害対応活動を行うため

2. 期日及び経路

期日：平成 年 月 日

経路：① から ② まで

住所及び連絡先：①

②

3. 輸送支援希望

(1) 人員(名)(書き切れない場合は、2枚以降に続く。)

氏 名	所 属 (原子力安全委員会委員、原子力艦災害対策緊急技術助言組織専門委員、事務局職員等)	備考 (年齢)

(2) 資機材

4. 特記事項

派遣者の代表及び連絡先(携帯電話)：

別添： ☐無 ☐有(枚)

輸 送 支 援 依 頼 票**(武 力 攻 撃 原 子 力 災 害 等)**

(文部科学省、経済産業省、国土交通省) 担当局長 殿

人員等の輸送支援について(依頼)

平成 年 月 日

原子力安全委員会事務局長 印

標記の件について、下記のとおり人員等の輸送支援を依頼します。

記

1. 理由

緊急事態応急対策拠点施設(以下「オフサイトセンター」という。)等に参集し、(例、武力攻撃事態等現地対策本部)、原子力安全委員会武力攻撃原子力災害等対策緊急技術助言組織等(現地組織)としての武力攻撃原子力災害等対応活動を行うため

2. 期日及び経路

期日：平成 年 月 日

経路：① から ② まで

住所及び連絡先：①

②

3. 輸送支援希望

(1) 人員(名)(書き切れない場合は、2枚以降に続く。)

氏 名	所 属 (原子力安全委員会委員、武力攻撃原子力災害等対策緊急技術助言組織専門委員、事務局職員等)	備考 (年齢)

(2) 資機材

4. 特記事項

派遣者の代表及び連絡先(携帯電話)：

別添：□無 □有(枚)

(様式第4(1))

組 織 活 動 連 絡 票

(原 子 力 災 害)

原子力安全委員会（緊急技術助言組織）における原子力災害対応状況（連絡）

平成 年 月 日

時 分現在

原子力安全委員会

原子力災害対策マニュアル（原子力災害危機管理関係省庁会議決定）における「関係省庁等における情報伝達及び情報収集」に関する規定に基づき、下記の情報収集項目について連絡します。

記

1. 活動の対象となる事象

発生日時： 平成 年 月 日 時 分 （24時間表示）

発生場所：

事象概要：

2. 原子力安全委員会（緊急技術助言組織）の活動

（書き切れない場合は、2枚以降に続く）

3. 特記事項

別添： ☐無 ☐有（ 枚）

組 織 活 動 連 絡 票

(原 子 力 艦 の 原 子 力 災 害)

原子力安全委員会（原子力艦災害対策緊急技術助言組織）における原子力艦の原子力災害対応状況（連絡）

平成 年 月 日
時 分現在
原子力安全委員会

原子力艦の原子力災害対策マニュアル（中央防災会議主事会議申合せ）における「関係省庁等における情報伝達及び情報収集」に関する規定に基づき、下記の情報収集項目について連絡します。

記

1. 活動の対象となる事象

発生日時： 平成 年 月 日 時 分 （24時間表示）

発生場所：

事象概要：

2. 原子力安全委員会（原子力艦災害対策緊急技術助言組織）の活動
（書き切れない場合は、2枚以降に続く）

3. 特記事項

別添： ☐無 ☐有（ 枚）

組 織 活 動 連 絡 票

(武 力 攻 撃 原 子 力 災 害 等)

原子力安全委員会（武力攻撃原子力災害等対策緊急技術助言組織）における武力攻撃原子力災害
等対応状況（連絡）

平成 年 月 日

時 分現在

原子力安全委員会

武力攻撃原子力災害対策マニュアル（内閣官房決定）における「関係省庁等における情報伝達
及び情報収集」に関する規定等に基づき、下記の情報収集項目について連絡します。

記

1. 活動の対象となる事象

発生日時： 平成 年 月 日 時 分 （24時間表示）

発生場所：

事象概要：

2. 原子力安全委員会（緊急技術助言組織等）の活動

（書き切れない場合は、2枚以降に続く）

3. 特記事項

別添： ☐無 ☐有（ 枚）

(No.)

[illegible]

外：組織外の活動状況（関係省庁、原子力災害対策本部等、ワサトセンター等における活動、外部会議（原子力災害対策本部会議等）の開催状況及び出席者）（黒色）

(No.)

[illegible]

外：組織外の活動状況（関係省庁、原子力災害対策本部等、ワサトセンター等における活動、外部会議（原子力災害対策本部会議等）の開催状況及び出席者）（黒色）

発信元※	原子力安全委員会（緊急技術助言組織等） □東京 □現地
	氏名： TEL： FAX：

[illegible]

原子力安全委員会記入欄

発信番号：		発信手段※： ☐ TEL ☐ FAX ☐ 電子メール ☐ その他	
情 報 区 分 ※	☐ 本部組織及び現地組織の対内的な連絡調整	☐ 事故進展(予測)に関する情報 ☐ 施設、事業所、周辺環境に関する情報 ☐ 現地における応急対策実施状況	(運転パラメータ、モニタリングデータ、解析データ等) (技術情報、組織情報、社会情報等) (事故現場対応、避難等措置等)
	☐ 関係省庁、関係機関等への対外的な連絡調整	☐ ワザットセンター等、関係省庁等の活動状況 ☐ 技術的助言に関する事項 ☐ その他の情報	(対策本部等設置、会議開催通知等) (技術的助言要請、技術的助言伝達等)

(様式第7)

情報受信票

配 布 先 ※	東 京								現 地							
	大 臣	安 全 委 員	事 務 本 部 長	総 括 班	技 術 班 放 射 線 設	技 術 班 医 療	庶 務 班	広 報 班	連 絡 調 整 班	安 全 委 員	調 査 委 員	現 地 事 務 本 部 長	総 括 庶 務 班	技 術 情 報 班	連 絡 調 整 班	

受理番号 (通し番号)		受 信 者	原子力安全委員会(緊急技術助言組織等)
受信時刻 及び 受信手段※	平成 年 月 日 時 分 (24時間表示)	☐ F A X ☐ 電子メール ☐ T E L ☐ その他	
情報区分※	☐ 事故進展(予測)に関する情報 (運転パラメータ、モニタリングデータ、解析データ等) ☐ 施設、事業所、周辺環境に関する情報 (技術情報、組織情報、社会情報等) ☐ 現地における応急対策実施状況 (事故現場対応、避難等措置等) ☐ ウェットセンター等、関係省庁等の活動状況 (対策本部等設置、会議開催通知等) ☐ 技術的助言に関する事項 (技術的助言要請、技術的助言伝達等) ☐ その他の情報		
件 名			
発 信 元	所属： 氏名：		
連絡内容※	☐ 別添のとおり (本紙含まず 枚) ☐ 下記のとおり		

※ 該当する□にチェック✓を入れる。

技術的助言連絡票

(原子力災害)

文書番号

平成 年 月 日

殿

に係る技術的助言について(答申)

原子力安全委員会委員長

○ ○ ○ ○ ○

より依頼のあった に係る技術的
助言に関し、原子力安全委員会緊急技術助言組織において調査及び検討を行った結果、以下のと
おり、技術的助言を決定したので、原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)
第二十条第五項の規定に基づき答申します。

記

1. 技術的助言を決定した日時

平成 年 月 日 時 分 (24時間表示)

2. 技術的助言先

3. 技術的助言の内容

4. 技術的助言の理由

5. 特記事項

別添: ☐無 ☐有 (枚)

技術的助言連絡票

(原子力災害)

文書番号

平成 年 月 日

殿

に係る技術的助言について(答申)

原子力安全委員会委員長

○ ○ ○ ○ ○

より依頼のあった に係る技術的
助言に関し、原子力安全委員会緊急技術助言組織において調査及び検討を行った結果、以下のと
おり、技術的助言を決定したので、原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)
第二十条第六項の規定に基づき答申します。

記

1. 技術的助言を決定した日時

平成 年 月 日 時 分 (24時間表示)

2. 技術的助言先

3. 技術的助言の内容

4. 技術的助言の理由

5. 特記事項

別添: ☐無 ☐有 (枚)

技術的助言連絡票

(原子力艦の原子力災害)

文書番号

平成 年 月 日

殿

に係る技術的助言について(答申)

原子力安全委員会委員長

○ ○ ○ ○ ○

より依頼のあった に係る技術的助言に関し、原子力安全委員会原子力艦災害対策緊急技術助言組織において調査及び検討を行った結果、以下のとおり、技術的助言を決定したので、防災基本計画(平成17年7月、中央防災会議決定)第10編原子力災害対策編第4章第2節3に基づき答申します。

記

1. 技術的助言を決定した日時

平成 年 月 日 時 分 (24時間表示)

2. 技術的助言先

3. 技術的助言の内容

4. 技術的助言の理由

5. 特記事項

別添: ☐無 ☐有 (枚)

技術的助言連絡票

(武力攻撃原子力災害等)

文書番号

平成 年 月 日

殿

に係る技術的助言について(答申)

原子力安全委員会委員長

○ ○ ○ ○ ○

より依頼のあった に係る技術的助言に関し、原子力安全委員会武力攻撃原子力災害等対策緊急技術助言組織において調査及び検討を行った結果、以下のとおり、技術的助言を決定したので、国民の保護に関する基本方針第4章第3節3(2)②の規定に基づき答申します。

記

1. 技術的助言を決定した日時

平成 年 月 日 時 分 (24時間表示)

2. 技術的助言先

3. 技術的助言の内容

4. 技術的助言の理由

5. 特記事項

別添: ☐無 ☐有 (枚)

技術的助言連絡票

(武力攻撃原子力災害等)

文書番号

平成 年 月 日

殿

に係る技術的助言について(答申)

原子力安全委員会委員長

○ ○ ○ ○ ○

より依頼のあった に係る技術的助言に関し、原子力安全委員会武力攻撃原子力災害等対策緊急技術助言組織において調査及び検討を行った結果、以下のとおり、技術的助言を決定したので、国民保護法(平成十六年法律第百十三号)第百七条第四項の規定に基づき答申します。

記

1. 技術的助言を決定した日時

平成 年 月 日 時 分 (24時間表示)

2. 技術的助言先

3. 技術的助言の内容

4. 技術的助言の理由

5. 特記事項

別添: ☐無 ☐有 (枚)

技術的助言連絡票

(原子力災害)

文書番号

平成 年 月 日

内閣総理大臣 殿

原子力緊急事態解除宣言の発出に係る技術的助言について（答申）

原子力安全委員会委員長

○ ○ ○ ○ ○

内閣総理大臣より依頼のあった原子力緊急事態宣言の解除に関する諮問に対し、原子力安全委員会緊急技術助言組織において入手された情報を踏まえて調査及び検討を行った結果、当該原子力災害において果たすべき緊急事態応急対策を終了することについて特段の支障はないものと判断されるので、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十五条第四項の規定に基づき、以下のとおり答申します。

記

1. 技術的助言を決定した日時

平成 年 月 日 時 分 （24時間表示）

2. 技術的助言先

内閣総理大臣

3. 技術的助言の内容

現在の状況を勘案した結果、原子力緊急事態宣言を解除することについて特段の支障はないものと判断される。

4. 技術的助言の理由

5. 特記事項

別添： ☐無 ☐有（ 枚）

技術的助言連絡票

(原子力艦の原子力災害)

文書番号

平成 年 月 日

内閣総理大臣 殿

屋内待避、避難等の防護活動の解除に係る技術的助言について(答申)

原子力安全委員会委員長

○ ○ ○ ○ ○

内閣総理大臣より依頼のあった緊急事態宣言の解除に関する諮問に対し、原子力安全委員会原子力艦災害対策緊急技術助言組織等において入手された情報を踏まえて調査及び検討を行った結果、当該防護活動等において果たすべき応急対策を終了することについて特段の支障はないものと判断されるので、防災基本計画(平成17年7月、中央防災会議決定)第10編原子力災害対策編第4章第8節(1)に基づき、以下のとおり答申します。

記

1. 技術的助言を決定した日時

平成 年 月 日 時 分 (24時間表示)

2. 技術的助言先

内閣総理大臣

3. 技術的助言の内容

現在の状況を勘案した結果、屋内待避、避難等の防護活動を解除することについて特段の支障はないものと判断される。

4. 技術的助言の理由

5. 特記事項

別添: ☐無 ☐有 (枚)

技 術 的 助 言 連 絡 票

(武 力 攻 撃 原 子 力 災 害)

文書番号

平成 年 月 日

内閣総理大臣 殿

武力攻撃に伴う応急対策の公示の取り消しの発出に係る技術的助言について (答申)

原子力安全委員会委員長

○ ○ ○ ○ ○

内閣総理大臣より依頼のあった応急対策の実施に係る公示の取り消しに関する諮問に対し、原子力安全委員会武力攻撃原子力災害等対策緊急技術助言組織等において入手された情報を踏まえて調査及び検討を行った結果、当該武力攻撃に伴う原子力災害等発生後の応急対策を終了することについて特段の支障はないものと判断されるので、国民保護法（平成十六年法律第百十三号）第百五条第十二項の規定に基づき、以下のとおり答申します。

記

1. 技術的助言を決定した日時

平成 年 月 日 時 分 (24時間表示)

2. 技術的助言先

内閣総理大臣

3. 技術的助言の内容

現在の状況を勘案した結果、応急対策の実施に係る公示を取り消しすることについて特段の支障はないものと判断される。

4. 技術的助言の理由

5. 特記事項

別添： ☐無 ☐有 (枚)

ERSS事故進展予測解析依頼票

(原子力災害)

平成 年 月 日

経済産業省資源エネルギー庁
原子力安全・保安院原子力防災課

ERSSによる事故進展予測解析について(依頼)

原子力安全委員会
緊急技術助言組織東京事務本部
連絡調整班長

原子力安全委員会緊急技術助言組織においては、 の異常事態に伴い、緊急時対策支援システム(ERSS)により事故進展予測について検討することとしております。つきましては、下記条件下における事故進展予測の解析を依頼します。

記

(1) 解析条件

(2) 特記事項:

問合せ先及び連絡先: 緊急技術助言組織等東京事務本部連絡調整班(担当:)

TEL:

FAX:

別添: ☐無 ☐有 (枚)

ERSS事故進展予測解析依頼票

(武力攻撃原子力災害)

平成 年 月 日

経済産業省資源エネルギー庁
原子力安全・保安院原子力防災課

ERSSによる事故進展予測解析について(依頼)

原子力安全委員会
武力攻撃原子力災害等対策緊急技術助言組織東京事務本部
連絡調整班長

原子力安全委員会武力攻撃原子力災害等対策緊急技術助言組織においては、
の異常事態に伴い、緊急時対策支援システム(ERSS)により事故進展予測について検討する
こととしております。つきましては、下記条件下における事故進展予測の解析を依頼します。

記

(1) 解析条件

(2) 特記事項:

問合せ先及び連絡先: 武力攻撃原子力災害等対策緊急技術助言組織等東京事務本部連絡調
整班(担当:)

TEL:

FAX:

別添: ☐無 ☐有(枚)

SPEEDI被ばく線量評価解析依頼票

(原子力災害)

平成 年 月 日

文部科学省科学技術・学術政策局
原子力安全課防災環境対策室

SPEEDIによる被ばく線量評価解析について(依頼)

原子力安全委員会
緊急技術助言組織東京事務本部
連絡調整班

原子力安全委員会緊急技術助言組織においては、の異常事態に伴い、緊急時対策支援システム(ERSS)により解析したFP放出予測に基づき、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム(SPEEDI)による敷地周辺の線量当量予測について検討することとしております。つきましては、下記条件下における被ばく線量評価の解析を依頼します。

記

- (1) 緊急事態発生時刻: 年 月 日 時 分
- (2) 原子力施設名: 施設名、号炉
- (3) 原子炉停止時刻: 年 月 日 時 分(原子炉施設のみ記載)
- (4) 原子炉停止時燃料燃焼度: (MWD/MTU)(原子炉施設のみ記載)
- (5) 推定放出時間: 年 月 日 時 分から 時間
- (6) 推定放出場所: スタック m、他 地上 m
- (7) 放出核種・及び放出率:
- | | | |
|--------|------|---------|
| 希ガス | Bq/h | 放出率決定時刻 |
| よう素 | Bq/h | 月 日 時 分 |
| FP () | Bq/h | |
| () | Bq/h | |
| () | Bq/h | |
- (8) 気象条件: (SPEEDIの予測結果 / 指定条件による)
- (9) 特記事項:
- (10) 出力図形: (風速場 大気中濃度 地表蓄積量 空気吸収線量率 外部被曝 甲状腺被曝 内部被曝)
- (11) 計算処理の継続: (無し / あり:)
- 問合せ及び連絡先: 緊急技術助言組織東京事務本部連絡調整班(担当:)
- TEL:
- FAX: 別添: ☐無 ☐有(枚)

SPEEDI 被ばく線量評価解析依頼票**(原子力艦の原子力災害)**

平成 年 月 日

文部科学省科学技術・学術政策局
原子力安全課防災環境対策室

SPEEDIによる被ばく線量評価解析について(依頼)

原子力安全委員会
原子力艦災害対策緊急技術助言組織東京事務本部
連絡調整班

原子力安全委員会原子力艦災害対策緊急技術助言組織等においては、の異常事態に伴い、緊急時対策支援システム(ERSS)により解析したFP放出予測等に基づき、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム(SPEEDI)による敷地周辺の線量当量予測について検討することとしております。つきましては、下記条件下における被ばく線量評価の解析を依頼します。

記

- (1) 緊急事態発生時刻: 年 月 日 時 分
- (2) 原子力施設名: 施設名、 号炉
- (3) 原子炉停止時刻: 年 月 日 時 分(原子炉施設のみ記載)
- (4) 原子炉停止時燃料燃焼度: (MWD/MTU)(原子炉施設のみ記載)
- (5) 推定放出時間: 年 月 日 時 分から 時間
- (6) 推定放出場所: スタック m、他 地上 m
- (7) 放出核種・及び放出率:
- | | | |
|--------|------|---------|
| 希ガス | Bq/h | 放出率決定時刻 |
| よう素 | Bq/h | 月 日 時 分 |
| FP () | Bq/h | |
| () | Bq/h | |
| () | Bq/h | |

(8) 気象条件: (SPEEDIの予測結果 / 指定条件による)

(9) 特記事項:

(10) 出力図形: (風速場 大気中濃度 地表蓄積量 空気吸収線量率 外部被曝 甲状腺被曝 内部被曝)

(11) 計算処理の継続: (無し / あり:)

問合せ及び連絡先: 原子力艦災害対策緊急技術助言組織東京事務本部連絡調整班

(担当:)

TEL:

FAX:

別添: ☐無 ☐有 (枚)

SPEEDI被ばく線量評価解析依頼票

(武力攻撃原子力災害等)

平成 年 月 日

文部科学省科学技術・学術政策局
原子力安全課防災環境対策室

SPEEDIによる被ばく線量評価解析について(依頼)

原子力安全委員会
武力攻撃原子力災害等対策緊急技術助言組織東京事務本部
連絡調整班

原子力安全委員会武力攻撃原子力災害等対策緊急技術助言組織等においては、の異常事態に伴い、緊急時対策支援システム(ERSS)により解析したFP放出予測等に基づき、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム(SPEEDI)による敷地周辺の線量当量予測について検討することとしております。つきましては、下記条件下における被ばく線量評価の解析を依頼します。

記

- (1) 緊急事態発生時刻: 年 月 日 時 分
- (2) 原子力施設名: 施設名、 号炉
- (3) 原子炉停止時刻: 年 月 日 時 分
- (4) 原子炉停止時燃料燃焼度: (MWD/MTU)
- (5) 推定放出時間: 年 月 日 時 分から 時間
- (6) 推定放出場所: スタック m、他 地上 m
- (7) 放出核種・及び放出率:
- | | | |
|--------|------|---------|
| 希ガス | Bq/h | 放出率決定時刻 |
| よう素 | Bq/h | 月 日 時 分 |
| FP () | Bq/h | |
| () | Bq/h | |
| () | Bq/h | |

(8) 気象条件: (SPEEDIの予測結果 / 指定条件による)

(9) 特記事項:

(10) 出力図形: (風速場 大気中濃度 地表蓄積量 空気吸収線量率 外部被曝 甲状腺被曝 内部被曝)

(11) 計算処理の継続: (無し / あり:)

問合せ及び連絡先: 武力攻撃原子力災害等対策緊急技術助言組織東京事務本部連絡調整班(担当:)

TEL:

FAX:

別添: ☐無 ☐有 (枚)



平成 年 月 日 時 分

記録者：

1. 会議等の名称

2. 開催日時及び場所

日時： 平成 年 月 日 時 分 ～ 時 分 (24時間表示)

場所：

3. 出席者

4. 議事次第 (配布資料)

5. 議事内容 (書き切れない場合は、2枚目以降に続く。)

6. 特記事項

広 報 連 絡 票

(原 子 力 災 害)

原子力安全委員会(緊急技術助言組織)における原子力災害対応状況(連絡)

平成 年 月 日
時 分現在
原子力安全委員会

原子力災害対策マニュアル(原子力災害危機管理関係省庁会議決定)における「広報活動」に関する規定に基づき、下記の広報項目について連絡します。

記

1. 活動の対象となる事象

発生日時: 平成 年 月 日 時 分 (24時間表示)

発生場所:

事象概要:

2. 広報内容(原子力安全委員会、緊急技術助言組織の活動)

(書き切れない場合は、2枚目以降に続く。)

3. 問合せ先

原子力安全委員会事務局 広報担当:

TEL:

FAX:

別添: ☐無 ☐有 (枚)

広 報 連 絡 票

(原 子 力 艦 の 原 子 力 災 害)

原子力安全委員会（原子力艦災害対策緊急技術助言組織）における原子力艦の原子力災害対応状況（連絡）

平成 年 月 日
時 分現在
原子力安全委員会

原子力艦の原子力災害対策マニュアル（中央防災会議主事会議申合せ）における「広報活動」に関する規定に基づき、下記の広報項目について連絡します。

記

1. 活動の対象となる事象

発生日時： 平成 年 月 日 時 分 （24時間表示）

発生場所：

事象概要：

2. 広報内容（原子力安全委員会、原子力艦災害対策緊急技術助言組織の活動）
（書き切れない場合は、2枚目以降に続く。）

3. 問合せ先

原子力安全委員会事務局 広報担当：

TEL：

FAX：

別添： ☐無 ☐有（ 枚）

広 報 連 絡 票

(武 力 攻 撃 原 子 力 災 害 等)

原子力安全委員会（武力攻撃原子力災害等対策緊急技術助言組織）における武力攻撃原子力災害
等対応状況（連絡）

平成 年 月 日
時 分現在
原子力安全委員会

武力攻撃原子力災害対策マニュアル（内閣官房決定）における「広報活動」に関する規定等に
基づき、下記の広報項目について連絡します。

記

1. 活動の対象となる事象

発生日時： 平成 年 月 日 時 分 （24時間表示）

発生場所：

事象概要：

2. 広報内容（原子力安全委員会、武力攻撃原子力災害等対策緊急技術助言組織の活動）

（書き切れない場合は、2枚目以降に続く。）

3. 問合せ先

原子力安全委員会事務局 広報担当：

TEL：

FAX：

別添： ☐無 ☐有（ 枚）

広 報 案 内 票

(原 子 力 災 害)

原子力安全委員会（緊急技術助言組織）における原子力災害対応状況（連絡）

平成 年 月 日

時 分現在

原子力安全委員会

原子力災害対策マニュアル（原子力災害危機管理関係省庁会議決定）における「広報活動」に関する規定に基づき、下記の広報項目について発表します。

記

1. 広報日時及び場所

広報日時： 平成 年 月 日 時 分（24時間表示）

広報場所： 原子力安全委員会会議室（中央合同庁舎第4号館7階）

2. 広報内容（原子力安全委員会、緊急技術助言組織の活動）

（書き切れない場合は、2枚目以降に続く。）

3. 問合せ先

原子力安全委員会事務局 広報担当：

TEL：

FAX：

別添： ☐無 ☐有（ 枚）

広 報 案 内 票

(原 子 力 艦 の 原 子 力 災 害)

原子力安全委員会（原子力艦災害対策緊急技術助言組織）における原子力艦の原子力災害対応状況（連絡）

平成 年 月 日
時 分現在
原子力安全委員会

原子力艦の原子力災害対策マニュアル（中央防災会議主事会議申合せ）における「広報活動」に関する規定に基づき、下記の広報項目について発表します。

記

1. 広報日時及び場所

広報日時： 平成 年 月 日 時 分（24時間表示）

広報場所： 原子力安全委員会会議室（中央合同庁舎第4号館7階）

2. 広報内容（原子力安全委員会、原子力艦災害対策緊急技術助言組織の活動）

（書き切れない場合は、2枚目以降に続く。）

3. 問合せ先

原子力安全委員会事務局 広報担当：

TEL：

FAX：

別添： ☐無 ☐有（ 枚）

広 報 案 内 票

(武 力 攻 撃 原 子 力 災 害 等)

原子力安全委員会（武力攻撃原子力災害等対策緊急技術助言組織）における武力攻撃原子力災害
等対応状況（連絡）

平成 年 月 日
時 分現在
原子力安全委員会

武力攻撃原子力災害対策マニュアル（内閣官房決定）における「広報活動」に関する規定等に
基づき、下記の広報項目について発表します。

記

1. 広報日時及び場所

広報日時： 平成 年 月 日 時 分（24時間表示）

広報場所： 原子力安全委員会会議室（中央合同庁舎第4号館7階）

2. 広報内容（原子力安全委員会、武力攻撃原子力災害等対策緊急技術助言組織の活動）
（書き切れない場合は、2枚目以降に続く。）

3. 問合せ先

原子力安全委員会事務局 広報担当：

TEL：

FAX：

別添： ☐無 ☐有（ 枚）

プ レ ス 対 応 記 録 票

対応番号 (通し番号)		応 対 者	
対応日時 及び 対応手段※	平成 年 月 日 時 分 (24時間表示)	☐ F A X ☐ 電子メール ☐ T E L ☐ その他	
情報区分※	☐ 事故進展(予測)に関する情報 (運転パラメータ、モニタリングデータ、解析データ等) ☐ 施設、事業所、周辺環境に関する情報 (技術情報、組織情報、社会情報等) ☐ 現地における応急対策実施状況 (事故現場対応、避難等措置等) ☐ ウェブサイト等、関係省庁等の活動状況 (対策本部等設置、会議開催通知等) ☐ 技術的助言に関する事項 (技術的助言要請、技術的助言伝達等) ☐ その他の情報		
問合せ件名			
発 信 元	機関名： 氏 名：		
問合せ内容 及び 対応状況※	☐ 別添のとおり (本紙含まず 枚) ☐ 下記のとおり		

別添： ☐ 無 ☐ 有 (枚)

初動対応 チェックリスト

平成17年10月31日改訂

原子力安全委員会事務局

執務時間外（夜間・休日）用チェックリスト -4

対応項目		内 容	Check	
参集初期段階	参集者受付設置		済	
	1 緊急時参集者受付設置	「1. 緊急時参集者受付設置要領」参照	☐	
	情報待機準備		※配置後は本部設置まで継続配備 配置済	
	2 情報関連備品整理	「2. 情報関連備品整理要領」参照	☐	
	機材の確認		開始	終了
	3 FAX、コピー機状態確認	「3. FAX、コピー機状態確認要領」参照	☐	☐
	情報待機・整理		開始	終了
	4 情報待機・整理	「4. 情報待機・整理要領」参照	☐	☐



情報担当者は、第3参集者が到着したら、第3参集者に本マニュアルを渡し、引き続き受信待機を続ける。

本部組織設営段階	執務室の整備・設営		※下記作業を順に指示し、担当者に「要領」を渡す →項目毎に必ず終了を確認		開始	終了
	5	時系列表示ホワイトボード設置（複数名）	「5. 時系列表示ホワイトボード設置要領」参照	☐	☐	
	6	立入制限（1名）	「6. 立入制限要領」参照	☐	☐	
	7	可動壁開放（複数名）	「7. 可動壁開放要領」参照	☐	☐	
	8	ソファ・椅子・机等の移動（複数名）	「8. 什器等移動要領」参照	☐	☐	
	9	実践的助言システム等の起動（複数名）	「9. 実践的助言システム等起動要領」参照	☐	☐	
	10	久住委員室の準備（複数名）	「10. 久住委員室準備（ERSS等起動）要領」参照	☐	☐	
	11	早田委員室の準備（複数名）	「11. 早田委員室準備（SPEEDI等起動）要領」参照			
	12	東委員室の準備（複数名）	「12. 東委員室の準備要領」参照	☐	☐	



設営終了したら、事務本部長（又は事務本部長代行）に本マニュアルを渡す



各班・グループ毎に、本部活動開始

1. 緊急時参集者受付設置要領 (参集初期段階)

※作業が終了した項目は、Check欄にCheckをする。

作業内容	Check
緊急時参集者受付の設置	
1. 管理環境課ドア（ドア663）を開錠する ○作業内容 管理環境課ドア（執務室配置図1『①ドア626』参照）を緊急時参集者の出入口として開錠し、開けておく。	☐
2. 緊急時参集者受付用備品を準備する ○作業内容 管理環境課脇の棚（執務室配置図1『②助言組織用資機材棚』参照）に常備してある「緊急時参集者受付用備品」を取り出す。 ○緊急時参集者受付用備品一覧 1) 初動対応チェックリスト 2) 緊急時対応様式集（様式第1～様式第14） 3) 事務本部長用腕章	☐
3. 緊急時参集者受付を設置する ○作業内容 1) 緊急時対応様式集から緊急時参集チェックシート（様式第2）をコピーする。 2) 管理環境課打合せテーブル（執務室配置図1『③緊急時参集者受付』参照）に次のものを用意する。 ・緊急時参集チェックシート（様式第2） ・筆記用具 ・事務本部長用腕章	☐
4. 緊急時参集者チェックシートに氏名及び参集時刻等を記入する ○作業内容 緊急時参集者は、緊急時参集者チェックシートに氏名及び参集時刻等を記入する。	☐

2. 情報関連備品整理要領 (参集初期段階)

※作業が終了した項目は、Check欄にCheckをする。

作業内容	Check
受信待機用機材・備品の準備	
1. 連絡調整班用トレーを持ち出す ○作業内容 管理環境課協の棚（執務室配置図2『①助言組織用資機材棚』参照）に常備してある連絡調整班用各種トレーを管理環境課長席に設置する。 ○設置するもの 1) 情報受信トレー 2) 情報発信トレー	☐
2. 情報待機に必要な用紙類を持ち出す ○作業内容 1) 管理環境課協の棚（執務室配置図2『①助言組織用資機材棚』参照）に常備してある「緊急時参集者受付用備品」の緊急時対応様式集から次の必要な用紙類をコピーする。 2) 管理環境課職員席（電話対応がしやすい場所）に用紙を置く。 ○必要な用紙類 1) 情報受信票（様式第7） 2) 情報発信票（様式第6） 3) 時系列記録票（様式第5）	☐

3. FAX、コピー機状態確認要領 (参集初期段階)

※作業が終了した項目は、Check欄にCheckをする。

作業内容	Check
FAX状態確認	
1. 管理環境課一般FAX及びコピー機を確認する ○作業内容 1) FAX受信状況を確認する。 2) 用紙、トナー残量を確認し、必要であれば補充する。 3) 紙詰まり等の異常の有無を確認する。 4) 内蔵されている時計の時刻を確認し、ズレがあった場合には修正する。 5) コピー機の電源を入れる。 6) コピー機の用紙残量を確認し、必要であれば補充する。 ○FAX、コピー機設置場所 管理環境課（執務室配置図3『①管理環境課FAX』、『②管理環境課コピー機』参照）	☐
2. 管理環境課の中央防災無線FAXを確認する ・作業内容 1) FAX受信状況を確認する。 2) 用紙、トナー残量を確認し、必要であれば補充する。 3) 紙詰まり等の異常の有無を確認する。 4) 内蔵されている時計の時刻を確認し、ズレがあった場合には修正する。 ○FAX設置場所 管理環境課（執務室配置図3『③中央防災無線FAX』参照）	☐
3. 地方公共団体連絡用FAXを確認する ○作業内容 1) FAX受信状況を確認する。 2) FAX用紙、トナー残量を確認し、必要であれば補充する。 3) FAXの紙詰まり等の異常の有無を確認する。 4) FAXに内蔵されている時計の時刻を確認し、ズレがあった場合には修正する。 ○FAX設置場所 管理環境課（執務室配置図3『④地方公共団体連絡用FAX』参照）	☐
4. 官邸ホットラインFAXを確認する ○作業内容 1) FAX受信状況を確認する。 2) FAX用紙、トナー残量を確認し、必要であれば補充する。 3) FAXの紙詰まり等の異常の有無を確認する。 4) FAXに内蔵されている時計の時刻を確認し、ズレがあった場合には修正する。 ○FAX設置場所 管理環境課（執務室配置図3『⑤官邸ホットラインFAX』参照）	☐
5. 原子力防災FAXを確認する ○作業内容 1) FAX受信状況を確認する。 2) FAX用紙、トナー残量を確認し、必要であれば補充する。 3) FAXの紙詰まり等の異常の有無を確認する。 4) FAXに内蔵されている時計の時刻を確認し、ズレがあった場合には修正する。 ○FAX設置場所 管理環境課（執務室配置図3『⑥原子力防災FAX』参照）	☐
6. (受信情報があった場合) 情報の記録・整理を実施する → 「4. 情報待機・整理要領参照」	

作業内容	Check
FAX状態確認	
7. 審査指針課のFAX及びコピー機を確認する ○作業内容 1) 用紙、トナー残量を確認し、必要であれば補充する。 2) 紙詰まり等の異常の有無を確認する。 3) 内蔵されている時計の時刻を確認し、ズレがあった場合には修正する。 4) コピー機の電源を入れる。 5) コピー機用の紙残量を確認し、必要であれば補充する。 ○FAX、コピー設置場所 審査指針課（執務室配置図3『⑦審査指針課FAX』、『⑧審査指針課コピー機』参照）	☐
8. 規制調査課のFAX及びコピー機を確認する ○作業内容 1) 用紙、トナー残量を確認し、必要であれば補充する。 2) 紙詰まり等の異常の有無を確認する。 3) 内蔵されている時計の時刻を確認し、ズレがあった場合には修正する。 4) コピー機の電源を入れる。 5) コピー機用の紙残量を確認し、必要であれば補充する。 ○FAX設置場所 規制調査課（執務室配置図3『⑨規制調査課FAX』、『⑩規制調査課コピー機』参照）	☐
9. 委員会付FAXを確認する ○作業内容 1) FAX受信状況を確認する。 2) FAX用紙、トナー残量を確認し、必要であれば補充する。 3) FAXの紙詰まり等の異常の有無を確認する。 4) FAXに内蔵されている時計の時刻を確認し、ズレがあった場合には修正する。 ○FAX設置場所 委員会付（執務室配置図3『⑪委員会付FAX』参照）	☐
10. 総務課FAX及びコピー機を確認する ○作業内容 1) FAX受信状況を確認する。 2) FAX用紙、トナー残量を確認し、必要であれば補充する。 3) FAXの紙詰まり等の異常の有無を確認する。 4) FAXに内蔵されている時計の時刻を確認し、ズレがあった場合には修正する。 5) コピー機の電源を入れる。 6) コピー機用の紙残量を確認し、必要であれば補充する。 ○FAX設置場所 総務課（執務室配置図3『⑫総務課FAX』、『⑬総務課コピー機』参照）	☐
11. 確認終了後、情報待機・整理を実施する → 「4. 情報待機・整理要領参照」	

4. 情報待機・整理要領 (参集初期段階)

作業内容（作業の優先順位は以下のとおり。）	
情報受信票の記入	
1. 電話の受信対応を実施する 管理環境課にて情報受信対応を実施する。 1) 電話を受信した場合、受信内容を管理環境課脇の棚（執務室配置図4『①助言組織用資機材棚』）に常備してある「緊急時参集者受付用備品」にある緊急時対応様式から情報受信票（様式第7）をコピーして記入する。 ※注意事項 情報受信票に記入をする際に、以下の項目は記載漏れ・ミスがないように注意する。 受理番号 （通し番号） 受信時刻 （電話受信：電話を受けた時刻） 発信元 （所属、氏名） 連絡内容 （事故発生時刻や、計測値などの数値は特に注意） 2) 記入した連絡内容は、復唱し誤りのないことを確認する。 3) 記入後、情報受信票の内容を周囲に聞こえるように読み上げる。 ※事務本部長（又は事務本部長代行）に聞こえるようにする。	☐
2. FAXの受信対応を実施する 管理環境課にて情報受信対応を実施する。 1) FAXを受信した場合、受信内容を管理環境課脇の棚（執務室配置図4『①助言組織用資機材棚』参照）に常備してある「緊急時参集者受付用備品」にある緊急時対応様式から情報受信票（様式第7）をコピーして記入する。 ※注意事項 情報受信票に記入をする際に、以下の項目は記載漏れ・ミスがないように注意する。 受理番号 （情報受信票の通し番号） 受信時刻 発信元 （所属、氏名） 2) 記入後、FAXの内容を周囲に聞こえるように読み上げる。 ※事務本部長（又は事務本部長代行）に聞こえるようにする。	☐
時系列情報の記入	
3. 時系列記録票（様式第5）に情報を記入する ○作業内容 電話およびFAXの受信情報を、管理環境課脇の棚（執務室配置図4『①助言組織用資機材棚』参照）に常備してある「緊急時参集者受付用備品」にある緊急時対応様式から時系列記録票（様式第5）をコピーして記入する。 ○記入内容 受信情報の概要として以下の項目を記入する。 1) 受理番号 2) 受信時刻 3) 発信元 （経済省 等） 4) 連絡内容（事故進展状況 等）	☐

作業内容（作業の優先順位は以下のとおり。）	
4. 時系列表示用ホワイトボードに情報を記入する 総括班の準備ができるまでの間、管理環境課にて時系列情報を記載する。 ○作業内容 3. で記入した時系列記録票の内容を時系列表示用ホワイトボードに記載する。 ○記入内容 1) 受信時刻 2) 発信元（経済省 等） 3) 連絡内容（事故進展状況 等） ○記入方法 情報の内容別に、以下の色分けで記入する。 1) 事象進展状況および応急対策実施状況（赤色） 2) 技術的助言の要請状況及び技術的助言の反映状況、本部組織会合等（青色） 3) 外部会議等の開催状況及び出席者（黒色） ○時系列表示用ホワイトボード設置場所 管理環境課打合せスペース（執務室配置図4『②時系列表示ホワイトボード』参照）	□
情報の整理	
4. 情報受信票を整理する ○作業内容 3、4の作業を終了した情報受信票は、パイプファイルに整理する。	□
情報待機実施	
5. 情報待機を続ける ○作業内容 管理環境課にて、受信待機を続ける。	□

5. 時系列表示用ホワイトボード設置要領

(本部組織設営段階)

※作業が終了した項目は、Check欄にCheckをする。

作業内容	Check
時系列表示用ホワイトボードを移動し、情報を記入する	
1. 時系列表示用ホワイトボードを移動する ○作業内容 管理環境課で使用している時系列表示用ホワイトボードを、総括班へ移動し所定の場所へ設置する。 ○使用場所 管理環境課打合せスペース（執務室配置図5『①時系列表示ホワイトボード（使用場所）』参照） ○移動場所 総括班（執務室配置図5『②時系列表示ホワイトボード（移動場所）』②参照）	☐
2. 時系列表示用ホワイトボードに情報を記入する ○作業内容 連絡調整班から電話およびFAX受信の一斉連絡があった場合、管理環境課協の棚（執務室配置図⑤『③助言組織用資機材棚』参照）に常備してある「緊急時参集者受付用備品」にある緊急時対応様式から時系列記録票（様式第5）の内容を確認し、時系列表示用ホワイトボードに記入する。 ○記入内容 時系列記録票の内容を記入する。 1) 受信時刻 2) 発信元（経済省 等） 3) 連絡内容（事故進展状況 等） ○記入方法 情報の内容別に、以下の色分けで記入する。 1) 事象進展状況および応急対策実施状況（赤色） 2) 技術的助言の要請状況及び技術的助言の反映状況、本部組織会合等（青色） 3) 外部会議等の開催状況及び出席者（黒色）	☐

6. 立入制限要領 (本部組織設営段階)

※作業が終了した項目は、Check欄にCheckをする。

作業内容	Check
立入制限の措置	
1. 原子力安全委員会出入口を貼紙・施錠する ○作業内容 1) 「原子力安全委員会出入口」ドア外側に貼紙を貼る。 2) 「原子力安全委員会出入口」を施錠する。 ○貼紙保管場所 「原子力安全委員会出入口」の内側左横の壁 ○貼紙貼付け場所 原子力安全委員会出入口 (執務室配置図6『①原子力安全委員会出入口』参照)	☐
2. 総務課横ガラスドアを貼紙・施錠する ○作業内容 1) 「総務課横ガラスドア」外側に貼り紙を貼る。 2) 「総務課横ガラスドア」扉内側の「取っ手」をドア附属のビニル紐で縛り、開かないようにする。 ○貼紙等保管場所 1) 貼紙 : 「総務課横ガラスドア」内側左横の壁 2) ビニル紐: 「総務課横ガラスドア」内側取っ手 ○貼紙貼付け場所 原子力安全委員会出入口 (執務室配置図6『②総務課横ガラスドア』参照)	☐
3. 各執務室出入口を貼紙・施錠する ○作業内容 執務室配置図1を参考に、以下の各執務室ドアの外側に貼紙をし、施錠をする。 1) 総務課出入口 (執務室配置図6『⑤ドア601』参照) ・貼紙 ・施錠 2) 審査指針課出入口1 (執務室配置図6『⑥ドア624』参照) ・貼紙 ・施錠 3) 審査指針課出入口2 (執務室配置図6『⑦ドア622』参照) ・貼紙 ・施錠 4) 規制調査課出入口 (執務室配置図6『⑧ドア620』参照) ・貼紙 ・施錠 ○貼紙保管場所 各ドアの内側	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
作業完了報告	
4. 事務本部長 (又は事務本部長代行) に作業完了を報告する	☐

7. 可動壁開放要領 (本部組織設営段階)

※作業が終了した項目は、Check欄にCheckをする。

作業内容	Check
可動壁開放用ハンドルの持ち出し	
1. 可動壁開放用ハンドルを持ち出す ○保管場所 委員会付本棚（執務室配置図7『①可動壁開放用ハンドル保管場所』参照）	☐
可動壁の開放	
2. 東委員、早田委員室間の可動壁を開放する ○作業内容 1) 可動壁横に設置されているTV、ソファを、作業に支障がない場所へ移動する。 2) 廊下側の可動壁1枚目のハンドル差込口に可動壁開放用ハンドルを差し込む。 3) 可動壁開放用ハンドルを「反時計回り」に回す。→可動状態になる。 4) レールに沿って廊下側の壁横に収納する。 5) (2枚目以降) 可動壁の側面のハンドル差込口に可動壁開放用ハンドルを差し込み、可動状態にする。 6) レールに沿って壁側に移動し、重ねて収納する。 7) 4枚目（東委員室の本棚の手前）まで開放する。 ○作業場所 東委員室側（執務室配置図7『②可動壁開放用ハンドル差込口』参照）	☐
3. 早田委員、久住委員室間の可動壁を開放する ○作業内容 1) 東委員、久住委員室間の開放方法と同様の手順で開放する。 2) すべての可動壁（6枚）を廊下側に移動し、重ねて収納する。 ○作業場所 早田委員室側 執務室出入口（執務室配置図7『③可動壁開放用ハンドル差込口』参照）	☐
可動壁開放用ハンドルの保管	
4. 可動壁開放用ハンドルを保管する ○保管場所 委員会付本棚（執務室配置図7『①可動壁開放用ハンドル保管場所』参照）	☐
作業完了報告	
5. 事務本部長（又は事務本部長代行）に作業完了を報告する	☐

8. 什器等移動要領 (本部組織設営段階)

※作業が終了した項目は、Check欄にCheckをする。

作業内容	Check
委員室の什器等の移動	
1. ソファ等を移動する ○作業内容 1) 委員長室、東、早田、久住委員室のドアを開放し、事務用クリップ等をドアストッパーとして、ドアを全開状態にする。 2) 委員長室、東、早田、久住委員室ソファ及びソファ用テーブルを委員機の後や横に移動する。 ○移動場所 各委員室内（執務室配置図8（什器等移動）参照） ○移動物 委員室ソファ、ソファ用テーブル	☐
2. ホワイトボードの使用状況の確認をする ○作業内容 ホワイトボードに平常時に記載された事項があれば、別途記録（デジタルカメラによる撮影等）又は印刷し、記載事項は消去する。 ○設置場所 委員室（執務室配置図8（什器等移動）参照）	☐
3. ERSS・SPEEDI用の椅子を持ち込む ○作業内容 1) 管理環境課打合せテーブルにあるパイプ椅子を2脚持ち出す。 2) ERSS設置場所（久住委員室）、SPEEDI設置場所（早田委員室）にそれぞれ1脚ずつ椅子を設置する。 ○設置場所 委員室（執務室配置図5『可動壁開放』①参照）	☐
委員長室等のホワイトボードの確認	
4. ホワイトボードの使用状況の確認をする ○作業内容 委員長室、委員長代理室、事務局長室のホワイトボードに平常時に記載された事項があれば、別途記録（デジタルカメラによる撮影等）又は印刷し、記載事項は消去する。	☐
作業完了報告	
5. 事務本部長（又は事務本部長代行）に作業完了を報告する	☐

9. 実践的助言システム等起動要領 (本部組織設営段階)

※作業が終了した項目は、Check欄にCheckをする。

作業内容	Check
実践的助言システムの起動	
1. システム管理用パソコンを起動する ○起動方法 管理環境課小部屋に設置されたシステム管理用パソコンの電源スイッチを入れる ○起動状況の確認 システム管理ソフトが起動し、ログ情報欄にメッセージID [REDACTED] が表示される。 ○保管場所 管理環境課小部屋（執務室配置図9『①システム管理用パソコン』参照）	☐
事務局内防災用データサーバーの起動及び表示	
2. 事務局内防災用データサーバーを起動する ○起動方法 管理環境課入口TVに設置された防災用データサーバーの電源スイッチを入れる ○保管場所 管理環境課（執務室配置図9『②事務局内防災用データサーバー』参照）	☐
防災情報共有システムの起動及び表示	
3. 防災情報共有システムを起動する ○起動方法 管理環境課入口TVに設置された防災情報共有システムの電源スイッチを入れ、パスワード（パソコン本体に記載）を入力しWindowsを起動 ○ Internet Explorer ([REDACTED]) を起動 ○ 画面に表示されている『情報共有システム』をクリック ○ 防災情報システムにログイン（対象事故が登録されている場合） 1) 組織名称の選択 : 原子力安全委員会 2) グループ名称 : なし 3) 担当者の選択 : 原子力安全委員会 4) パスワードの入力 : パソコン本体に記載 ○保管場所 管理環境課（執務室配置図9『③防災情報共有システム』参照）	☐
作業完了報告	
4. 事務本部長（又は事務本部長代理）に作業完了を報告する	☐

10. 久住委員室準備（ERSS等起動）要領 （本部組織設営段階）

※作業が終了した項目は、Check欄にCheckをする。

作業内容	Check
ERSS（久住委員室）の起動及び表示	
1. ERSSを起動する ○起動方法 ERSSの一括起動スイッチを入れる ○起動状況の確認 モニターに「判断・予測情報 **電力 **原子力発電所 **号機」という画面が正常に表示されるか確認する。 ○保管場所 久住委員室（執務室配置図10『①ERSS』参照）	☐
2. プロジェクタを設置する ○プロジェクタ及びプロジェクタ台の移動 1) ERSS脇に設置されている表示操作用パソコンを久住委員室打合せテーブルに移動する。 2) 「ドア663」脇にあるプロジェクタ（大）と久住委員室前にあるプロジェクタ台を久住委員室に移動する。 3) 壁面の端子に接続されているAVケーブル1（ミニD-Sub15pinピン）をプロジェクタ（computer1）に接続する。 4) プロジェクタと表示操作用パソコンをプロジェクタ（computer2）に内蔵のAVケーブル2（5BNC/ミニD-sub15ピン）で接続する。 ○保管場所 委員室前通路（執務室配置図10『②プロジェクタ（保管場所）』、『③プロジェクタ台（保管場所）』参照） ○設置場所 久住委員室（執務室配置図10『④表示操作用パソコン』参照） 委員室前通路（執務室配置図10『⑤プロジェクタ+台（設置場所）』参照） 委員室前通路（執務室配置図10『⑥AVケーブル1』、『⑦AVケーブル2』参照）	☐
3. スクリーンを所定の位置に設置する スクリーンを管理環境課脇から久住委員室まで移動し、スクリーンを広げる ○保管場所 管理環境課脇（執務室配置図10『⑧スクリーン（保管場所）』参照） ○設置位置 久住委員室（執務室配置図10『⑨スクリーン（設置場所）』参照）	☐
4. プロジェクタ電源を入れる プロジェクタの電源をONにし、コンピュータの画面が正常にスクリーンに表示されることを確認する（確認後電源OFF） ○起動状況の確認 スクリーンに「判断・予測情報 **電力 **原子力発電所 **号機」という画面が正常に表示されるか確認する。 [注意事項] 1) 投影レンズを肉眼で見ないように注意する。 2) プロジェクタの電源をOFFにしても、3分間程度はコンセントを抜かない（電源OFF後も機器冷却用ファンが作動しているため、コンセントを抜くと機器が故障するおそれがある）	☐
作業完了報告	
5. 事務本部長（又は事務本部長代理）に作業完了を報告する	☐

11. 早田委員室準備（SPEEDI等起動）要領 （本部組織設営段階）

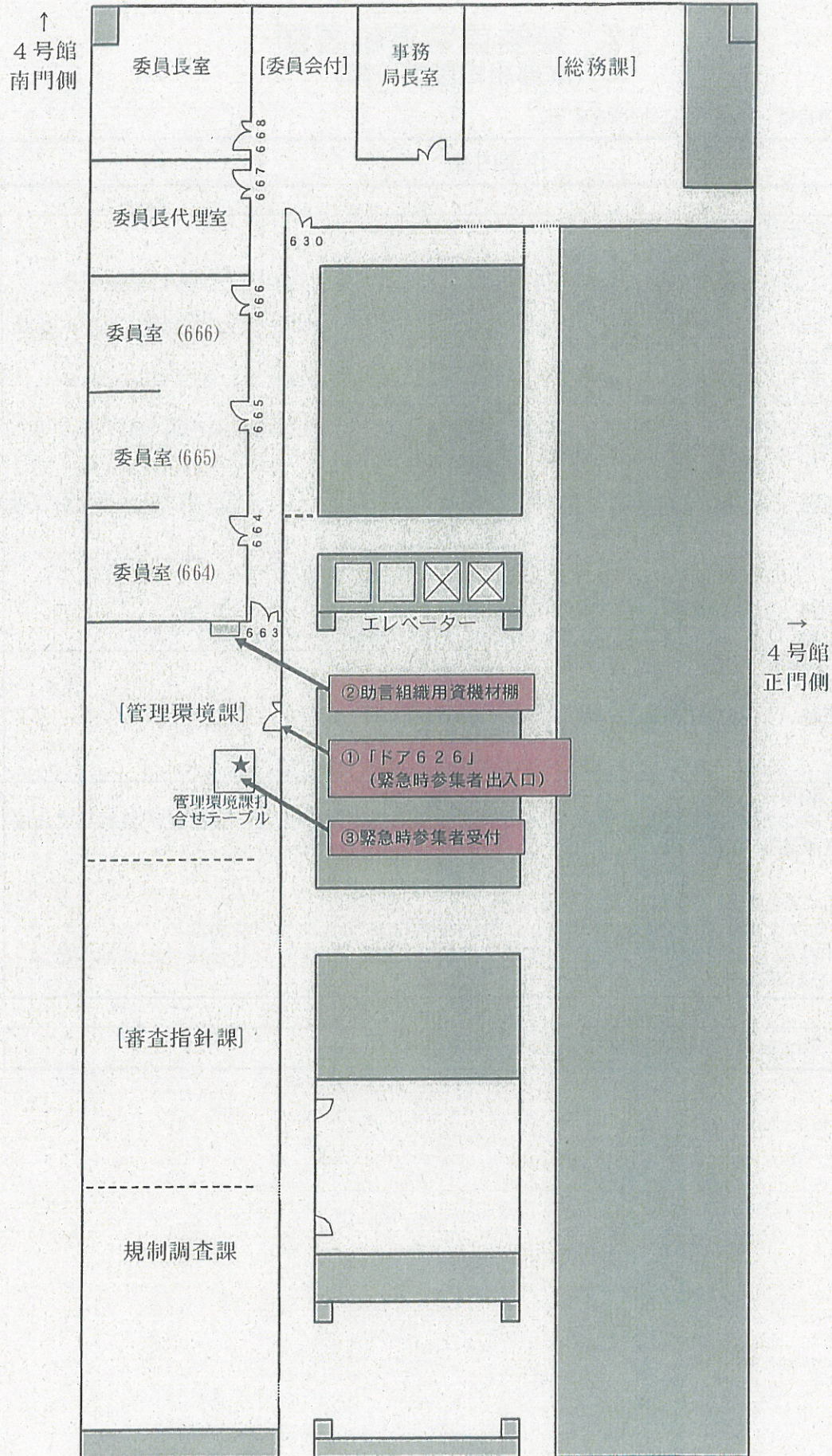
※作業が終了した項目は、Check欄にCheckをする。

作業内容	Check
SPEEDI（早田委員室）の起動	
1. SPEEDIを起動する ○起動方法 SPEEDI端末の電源スイッチを入れる ○起動状況の確認 モニターに「SPEEDI NETWORK SYSTEMのメインメニュー」という画面が正常に表示されるか確認する。 ○保管場所 早田委員室（執務室配置図11『①SPEEDI』参照）	☐
2. プロジェクタを設置する ○プロジェクタ及びプロジェクタ台の移動 1) SPEEDI脇に設置されている表示操作用パソコンを早田委員室打合せテーブルに移動する。 2) 「ドア663」脇にあるプロジェクタ（大）と久住委員室前にあるプロジェクタ台を早田委員室に移動する。 3) 壁面の端子に接続されているAVケーブル1（ミニD-Sub15pinピン）をプロジェクタ（computer1）に接続する。 4) プロジェクタと表示操作用パソコンをプロジェクタ（computer2）に内蔵のAVケーブル2（5BNC/ミニD-sub15ピン）で接続する。 ○保管場所 委員室前通路（執務室配置図11『②プロジェクタ（保管場所）』、『③プロジェクタ台（保管場所）』参照） ○設置場所 早田委員室（執務室配置図11『④表示操作用パソコン』参照） 委員室前通路（執務室配置図11『⑤プロジェクタ+台（設置場所）』参照） 委員室前通路（執務室配置図11『⑥AVケーブル1』、『⑦AVケーブル2』参照）	☐
3. スクリーンを所定の位置に設置する スクリーンを管理環境課脇から久住委員室まで移動し、スクリーンを広げる ○保管場所 管理環境課脇（執務室配置図11『⑧スクリーン（保管場所）』参照） ○設置位置 早田委員室（執務室配置図11『⑨スクリーン（設置場所）』参照）	☐
4. プロジェクタ電源を入れる プロジェクタの電源をONにし、コンピュータの画面が正常にスクリーンに表示されることを確認する（確認後電源OFF） ○起動状況の確認 モニターに「SPEEDI NETWORK SYSTEMのメインメニュー」という画面が正常に表示されるか確認する。 [注意事項] 1) 投影レンズを肉眼で見ないように注意する。 2) プロジェクタの電源をOFFにしても、3分間程度はコンセントを抜かない（電源OFF後も機器冷却用ファンが作動しているため、コンセントを抜くと機器が故障するおそれがある）	☐
作業完了報告	
5. 事務本部長（又は事務本部長代理）に作業完了を報告する	☐

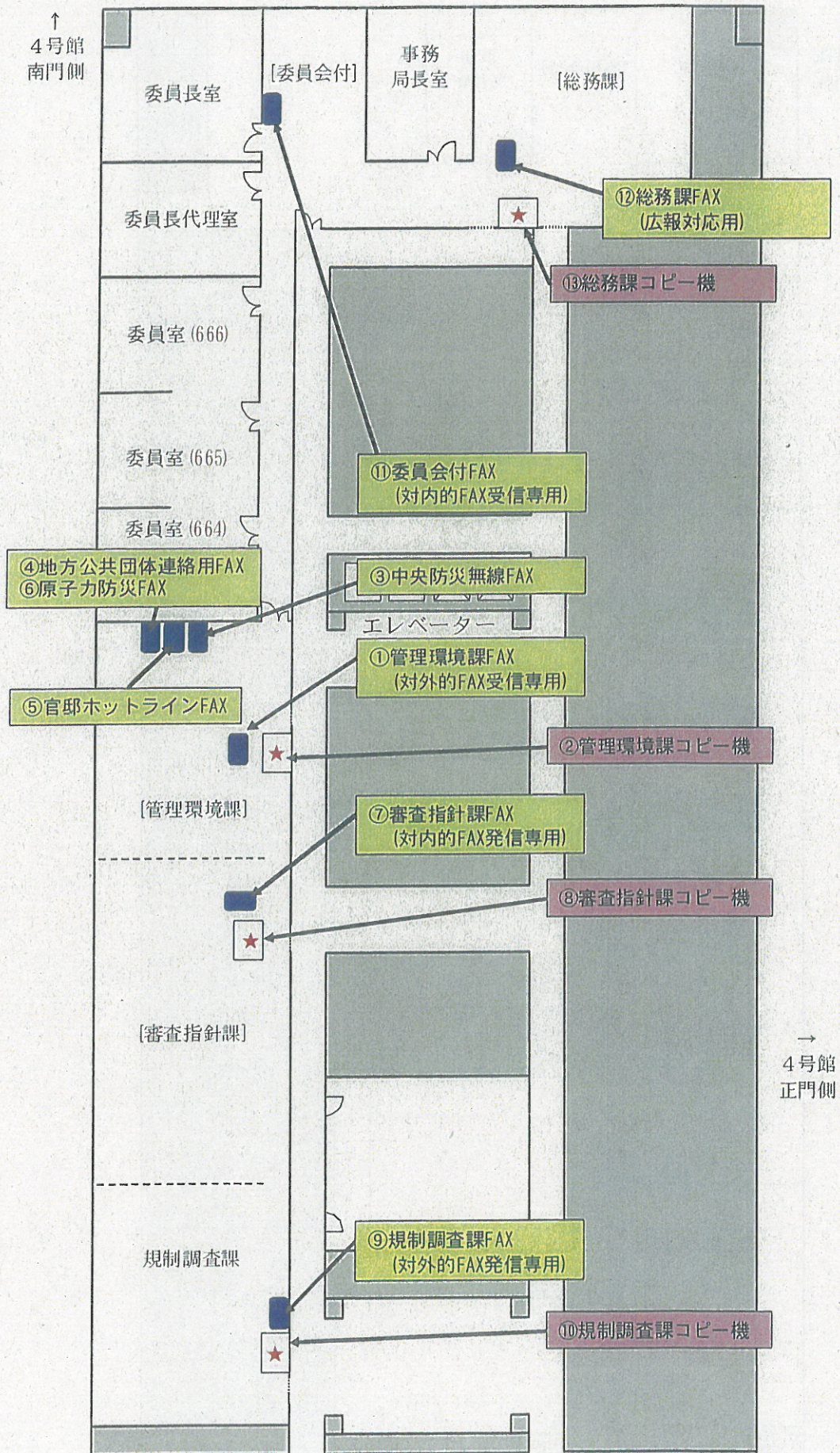
12. 東委員室準備要領 (本部組織設営段階)

※作業が終了した項目は、Check欄にCheckをする。

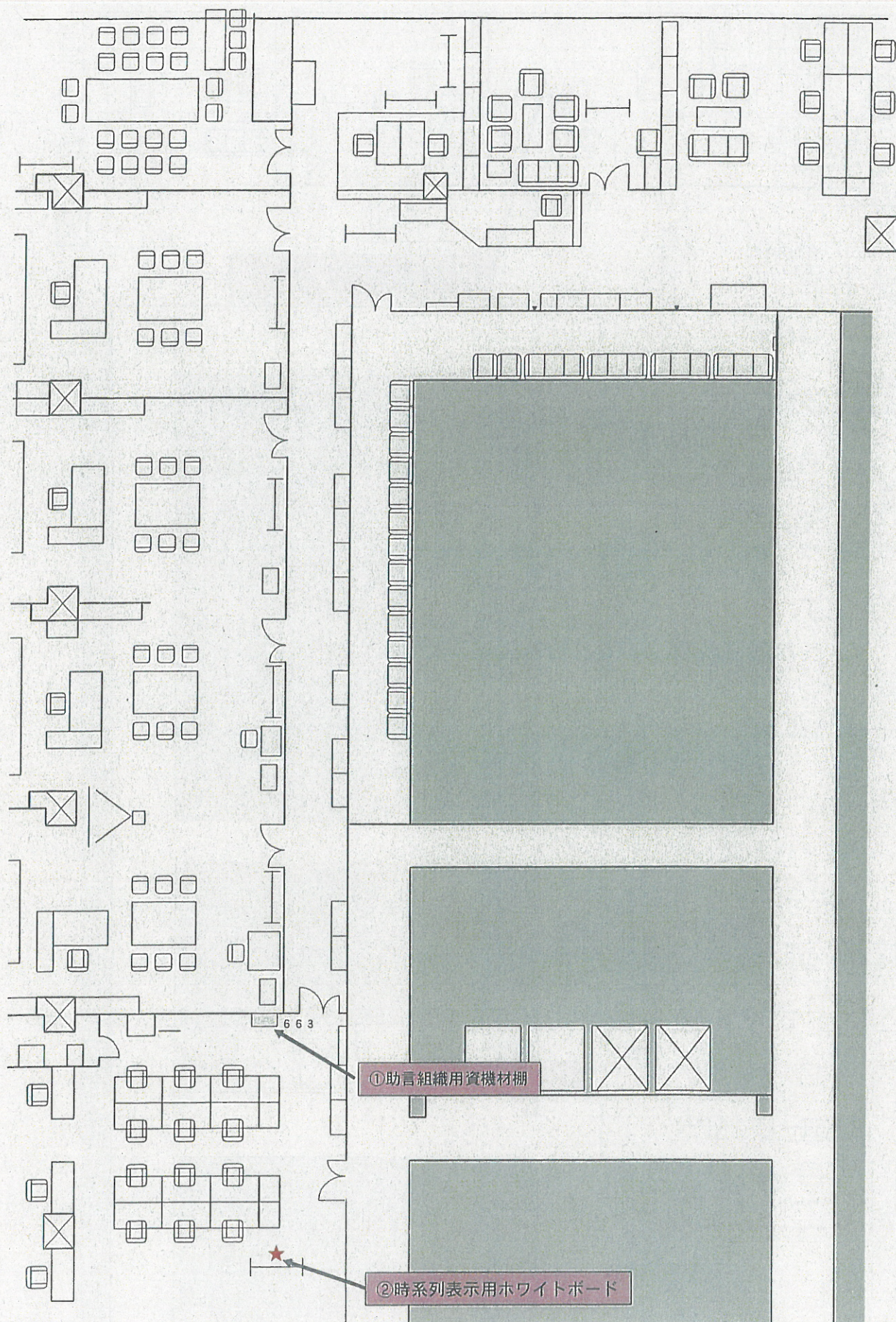
作業内容	Check
東委員室準備	
1. プロジェクタを設置する ○プロジェクタ及びプロジェクタ台の移動 1) 入口脇に設置されている表示操作用パソコンを東委員室打合せテーブルに移動する。 2) 「ドア663」脇にあるプロジェクタ(小)と久住委員室前にあるプロジェクタ台を東委員室に移動する。 3) 壁面の端子に接続されているAVケーブル1(ミニD-Sub15pinピン)をプロジェクタ(computer2)に接続する。 4) プロジェクタと表示操作用パソコンをプロジェクタ(computer1)に内蔵のAVケーブル2(DVI/ミニD-sub15ピン)で接続する。 ○保管場所 委員室前通路(執務室配置図12『①プロジェクタ(保管場所)』、『②プロジェクタ台(保管場所)』参照) ○設置場所 早田委員室(執務室配置図12『③表示操作用パソコン』参照) 委員室前通路(執務室配置図12『④プロジェクタ+台(設置場所)』参照) 委員室前通路(執務室配置図12『⑤AVケーブル1』、『⑥AVケーブル2』参照)	☐
2. スクリーンを所定の位置に設置する ○保管場所 管理環境課脇(執務室配置図11『⑦スクリーン(保管場所)』参照) ○設置位置 早田委員室(執務室配置図11『⑧スクリーン(設置場所)』参照)	☐
3. プロジェクタ電源を入れる ○プロジェクタの電源をONにし、コンピュータの画面が正常にスクリーンに表示されることを確認する(確認後電源OFF) [注意事項] 1) 投影レンズを肉眼で見ないように注意する。 2) プロジェクタの電源をOFFにしても、3分間程度はコンセントを抜かない (電源OFF後も機器冷却用ファンが作動しているため、コンセントを抜くと機器が故障するおそれがある)	☐
作業完了報告	
4. 事務本部長(又は事務本部長代理)に作業完了を報告する	☐



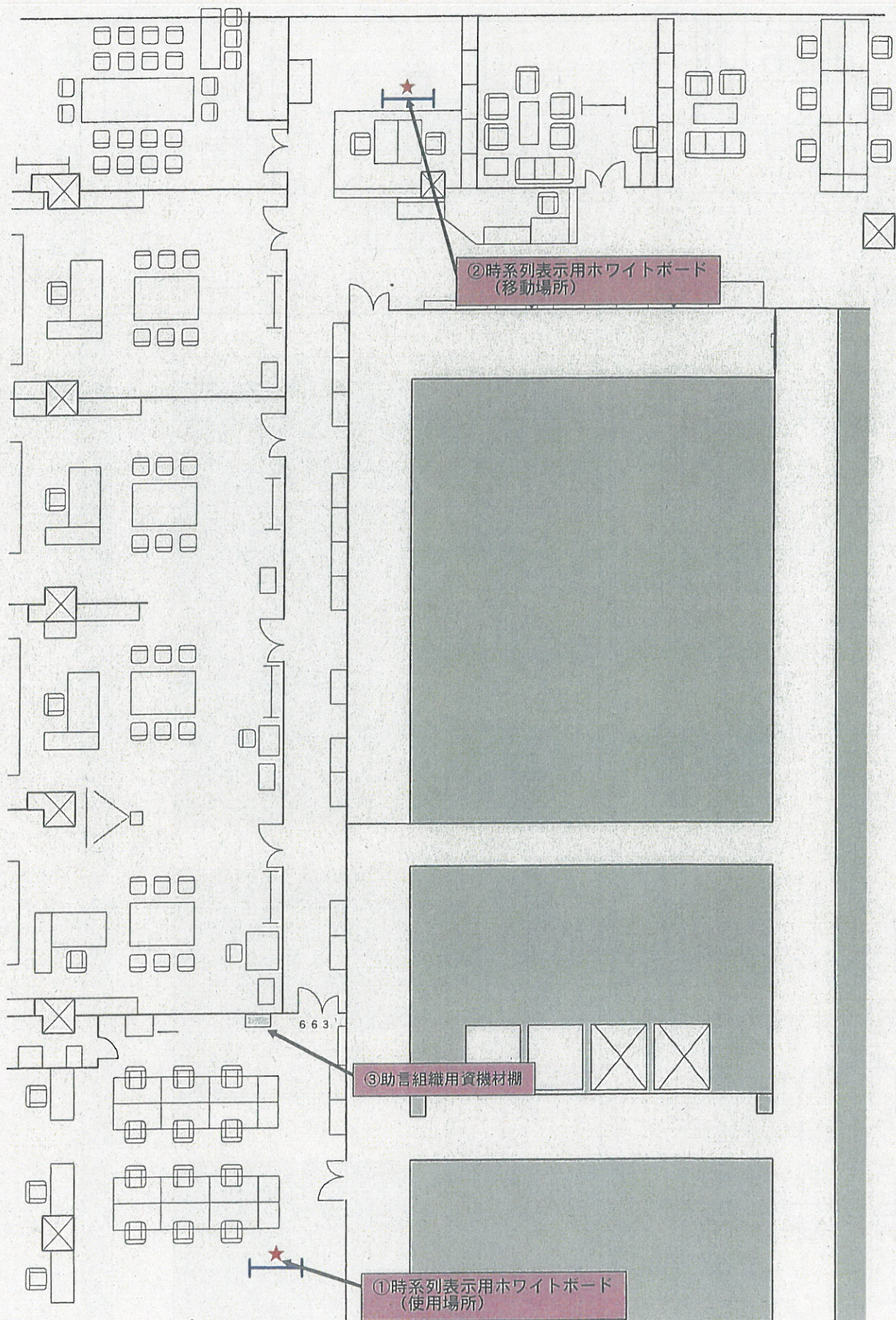
執務室配置図 1 (緊急時参集者受付設置)



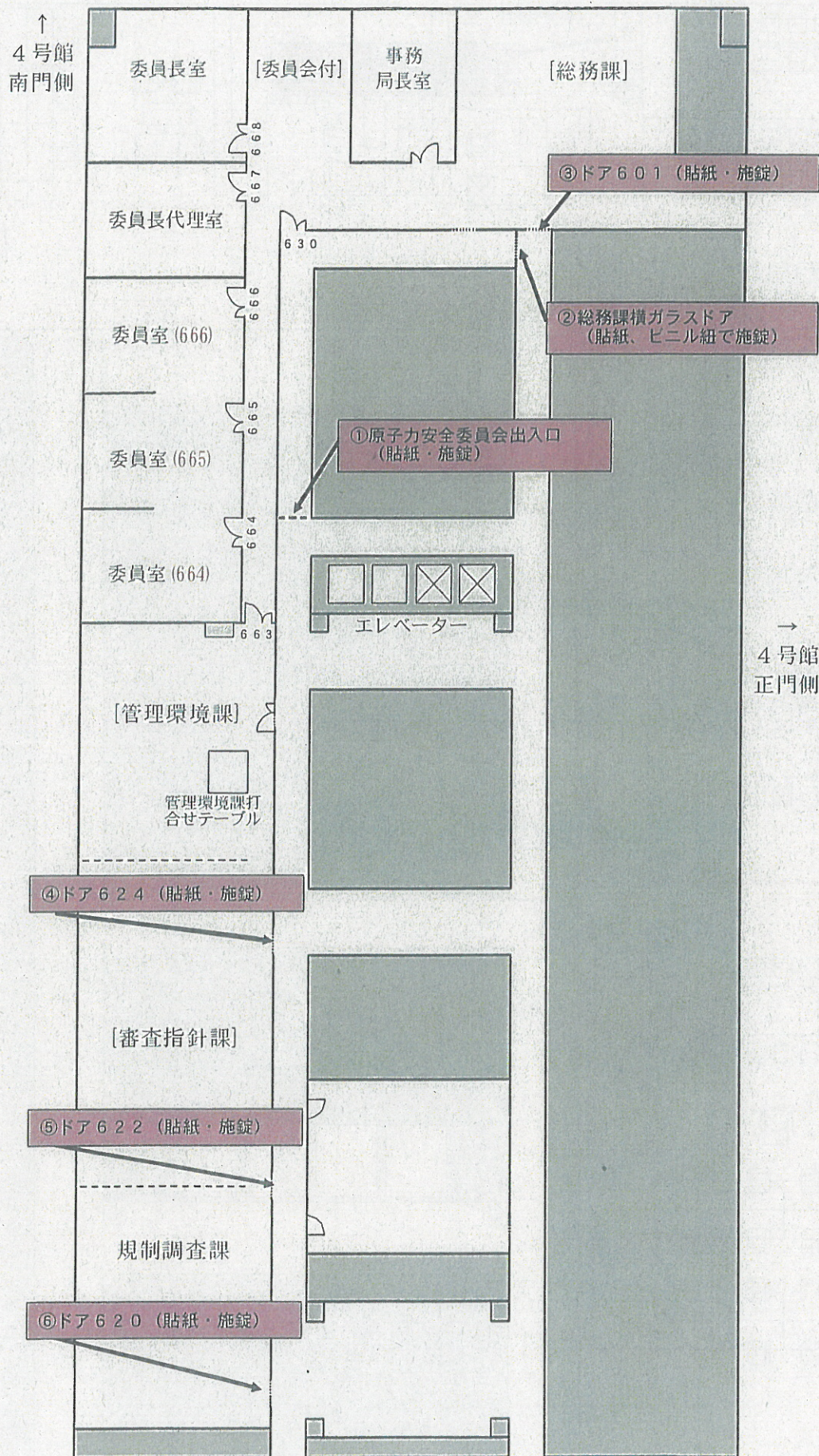
執務室配置図 3 (FAX、コピー機状態確認)



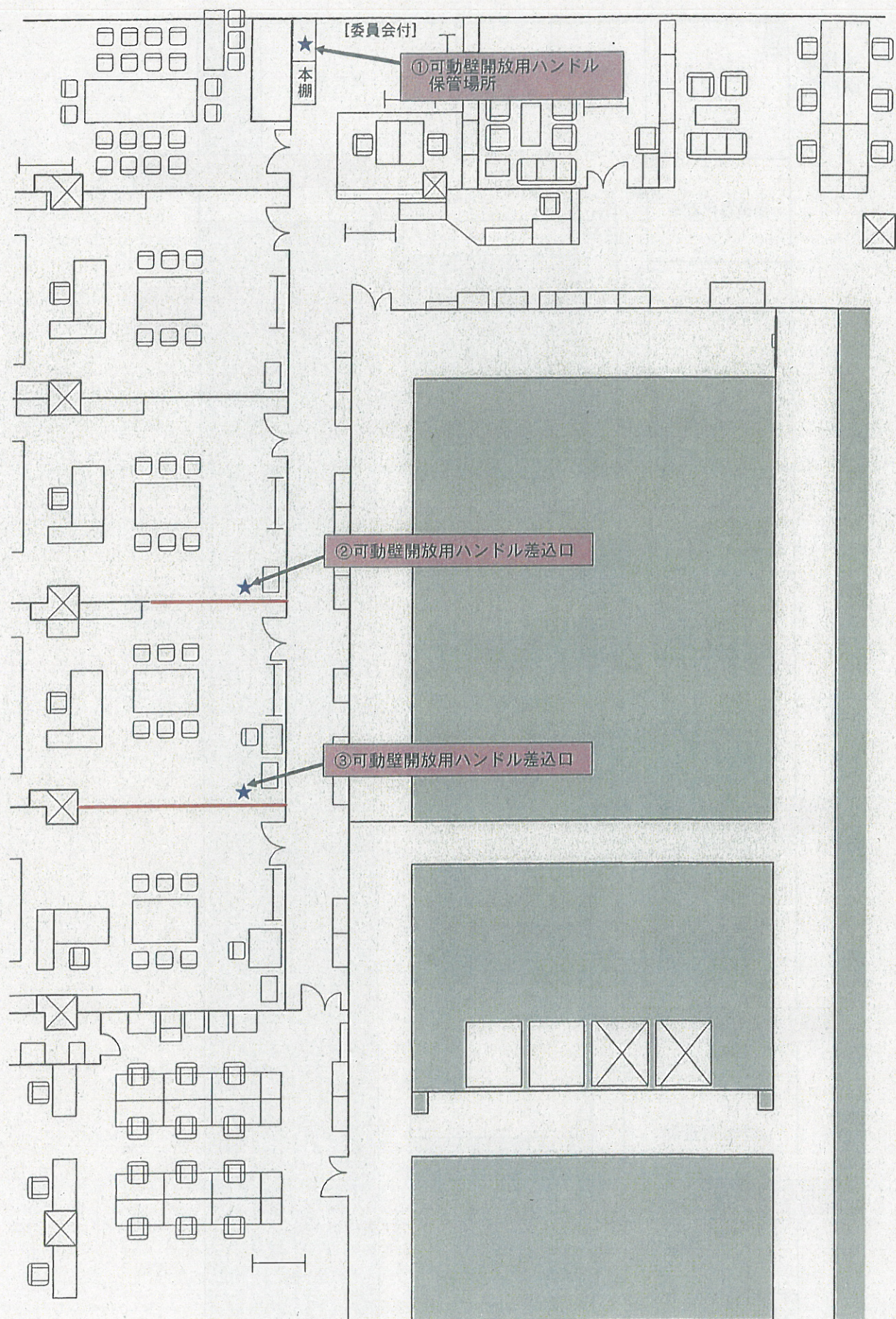
執務室配置図 4 (情報待機・整理)



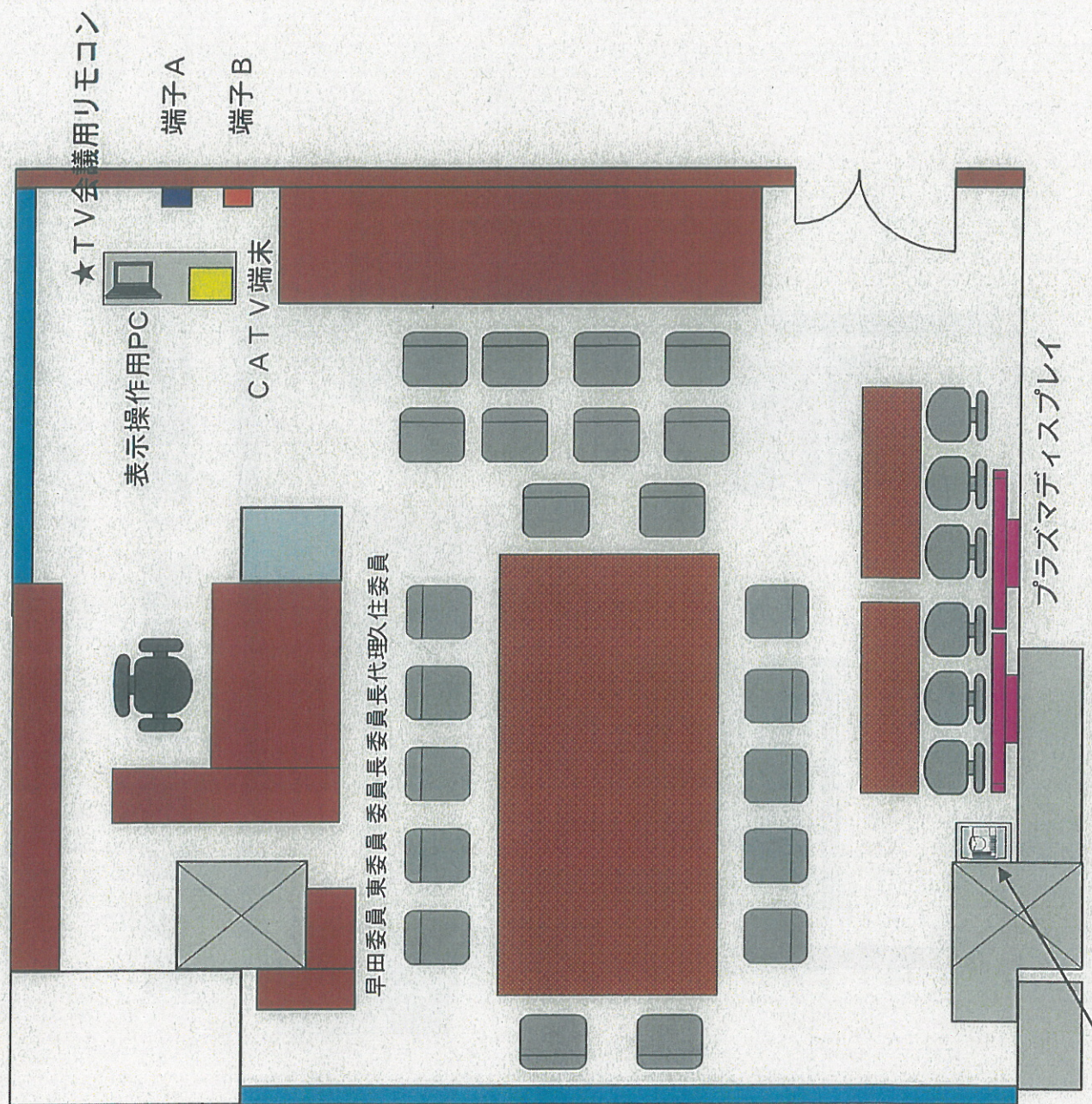
執務室配置図 5 (時系列表示用ホワイトボード設置)



執務室配置図 6 (立入制限)



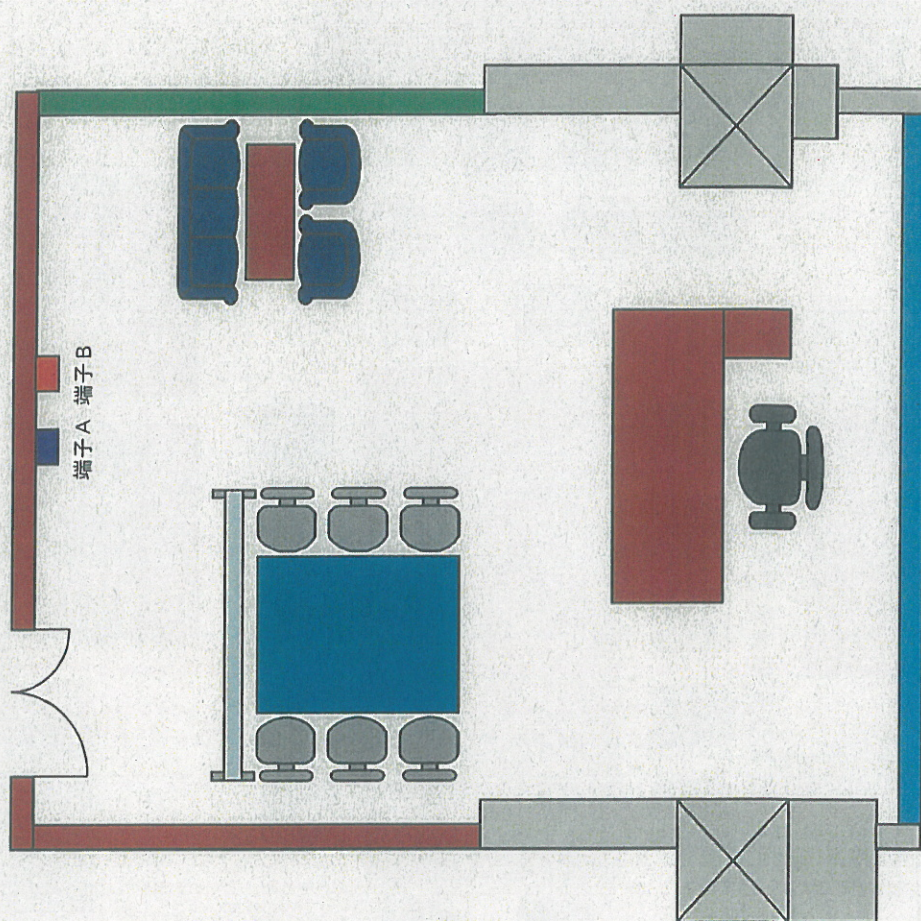
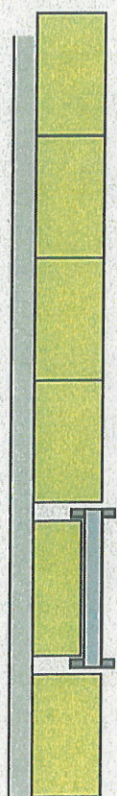
執務室配置図 7 (可動壁開放)



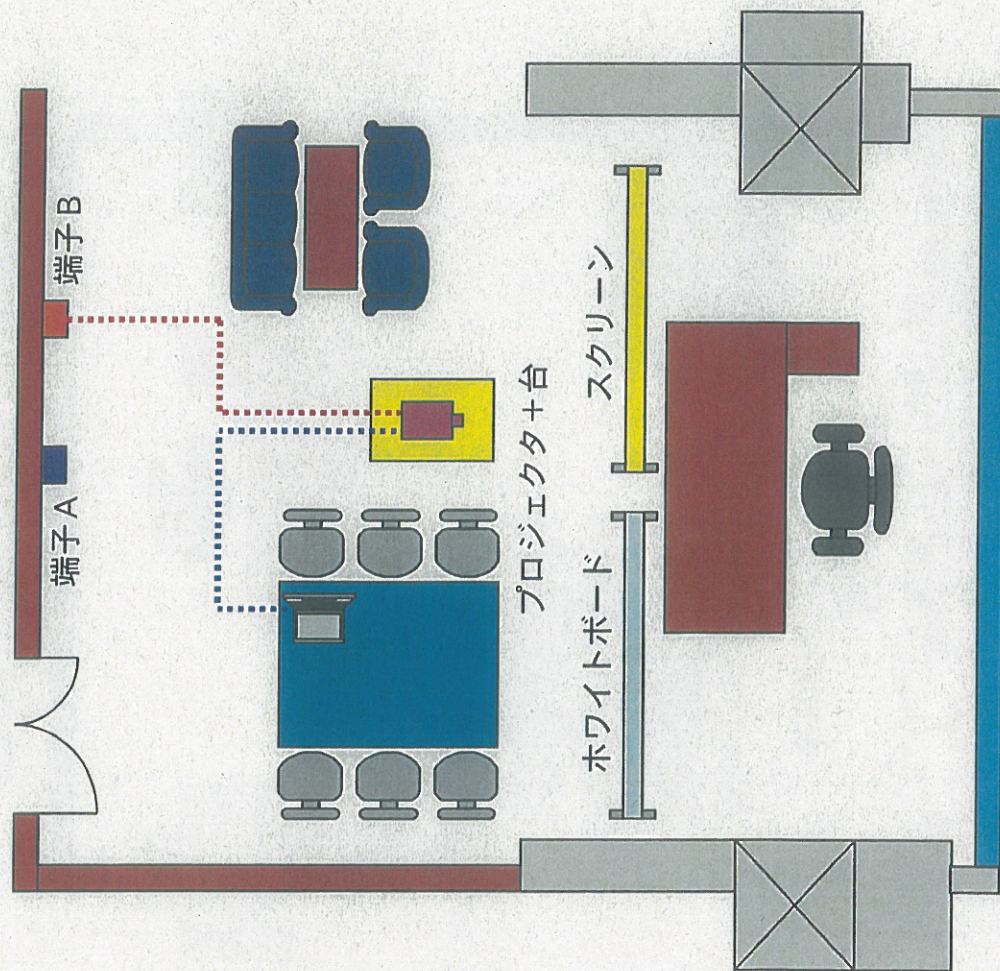
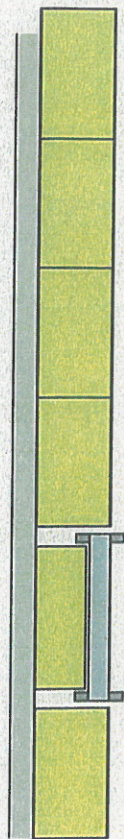
TV会議用カメラ&マイク

委員長室の平面図

執務室配置図 8 (什器等移動)

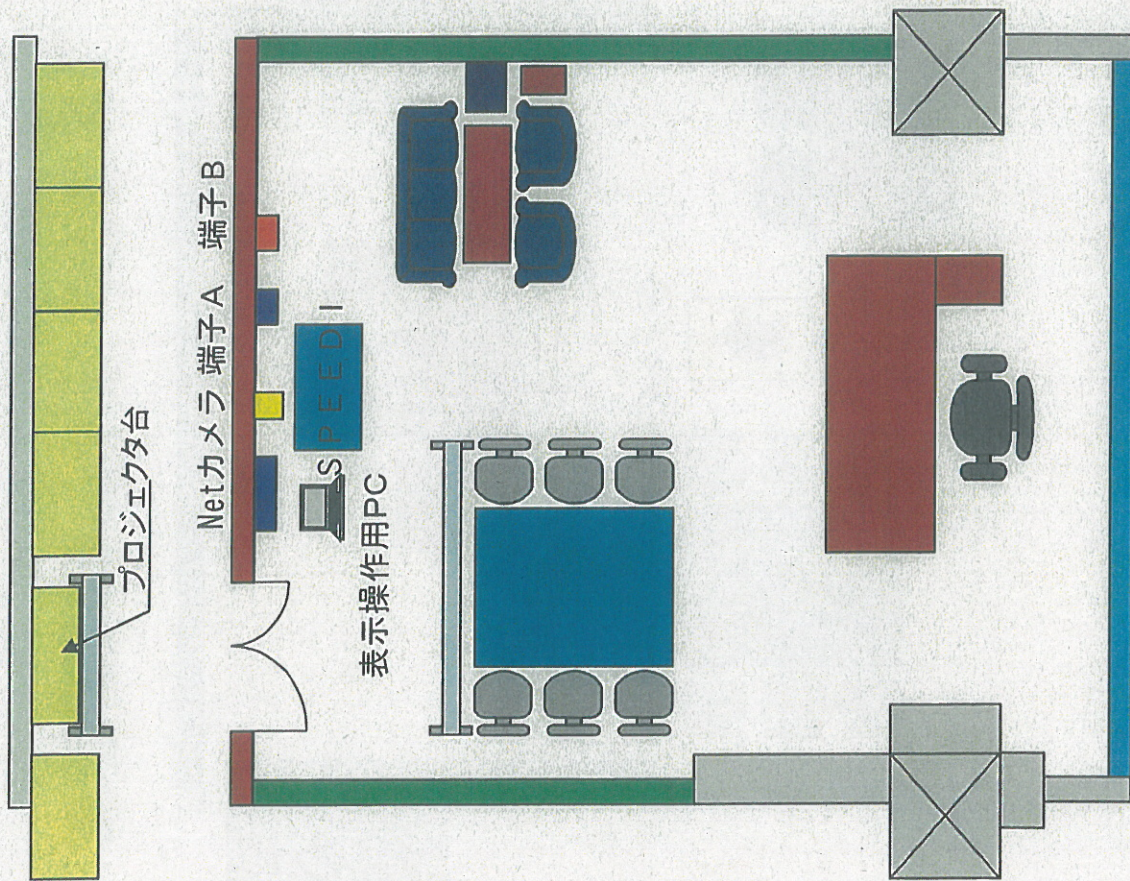


東委員室の平面図（移動前）

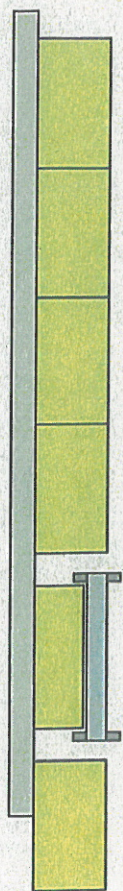


東委員室の平面図（移動後）

執務室配置図 8（什器等移動）

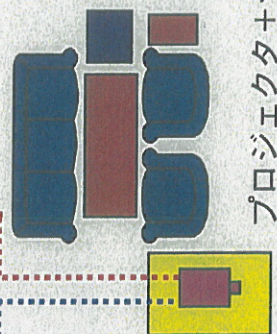
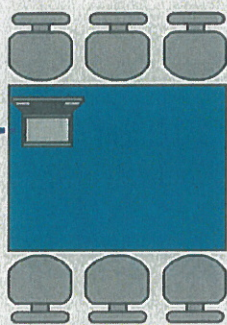


執務室配置図 8 (什器等移動)

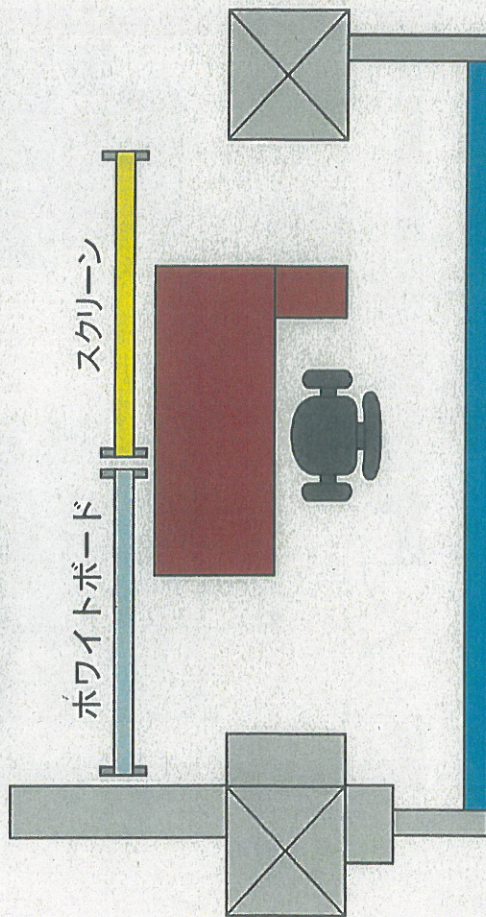


SPEED I

表示操作用PC

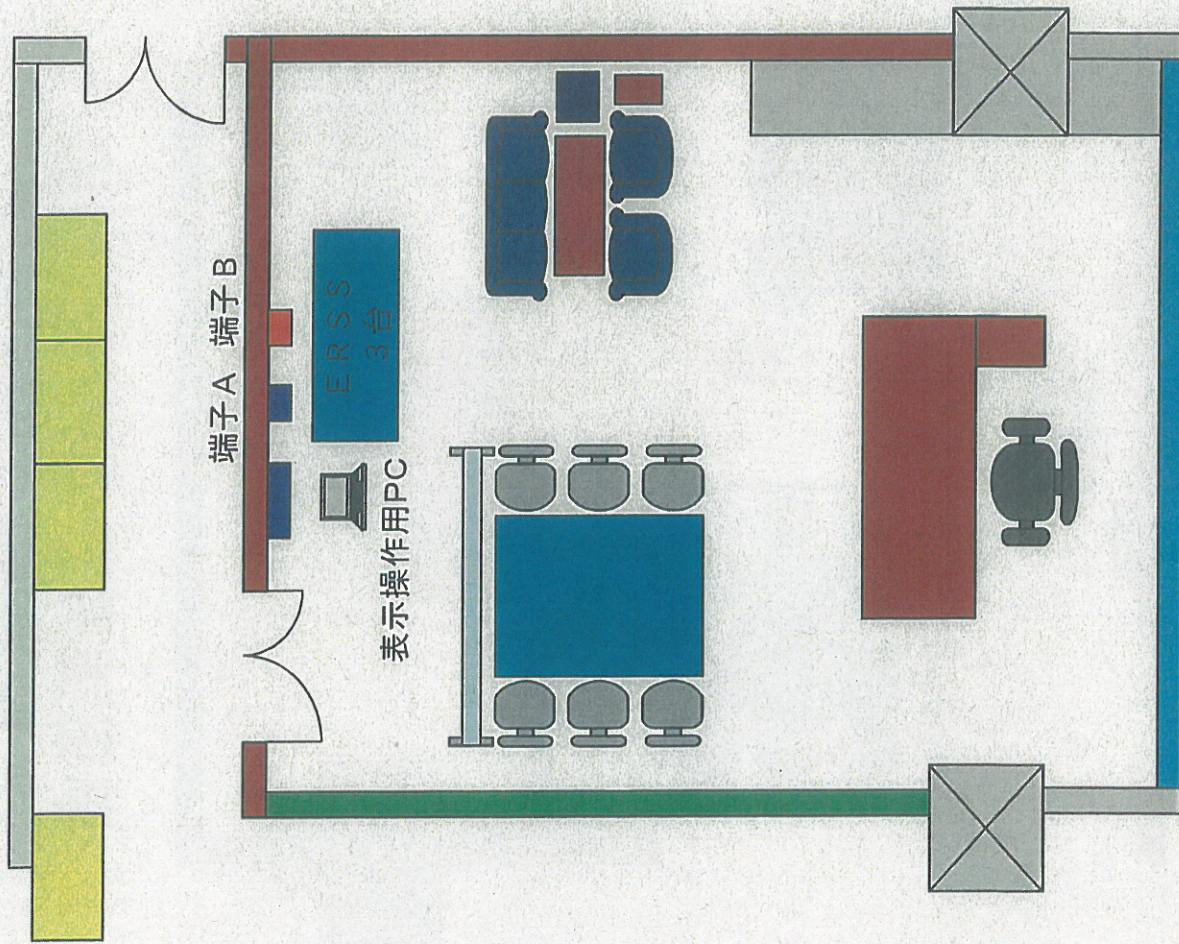


プロジェクタ+台



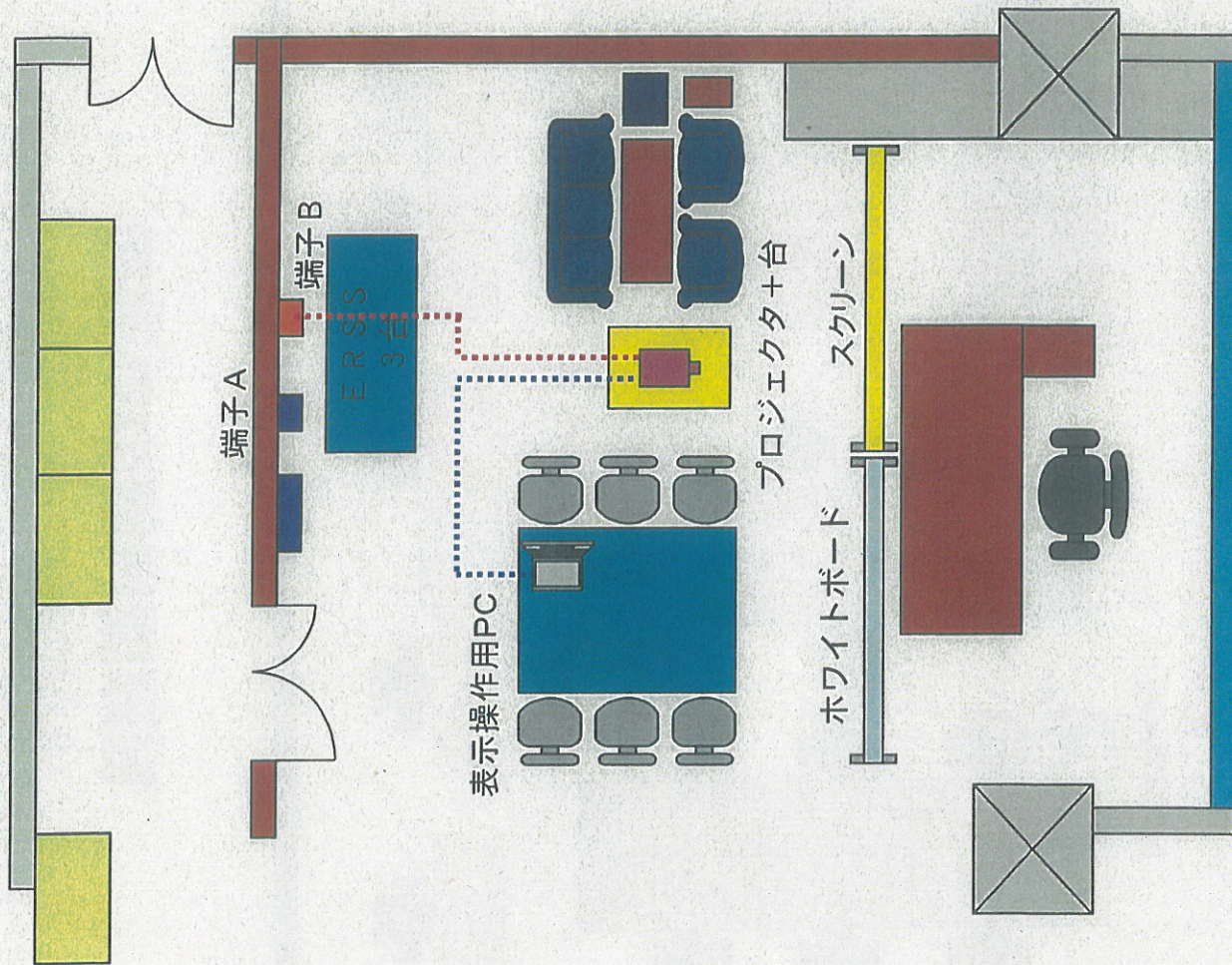
早田委員室の機器配置図

執務室配置図 8 (什器等移動)



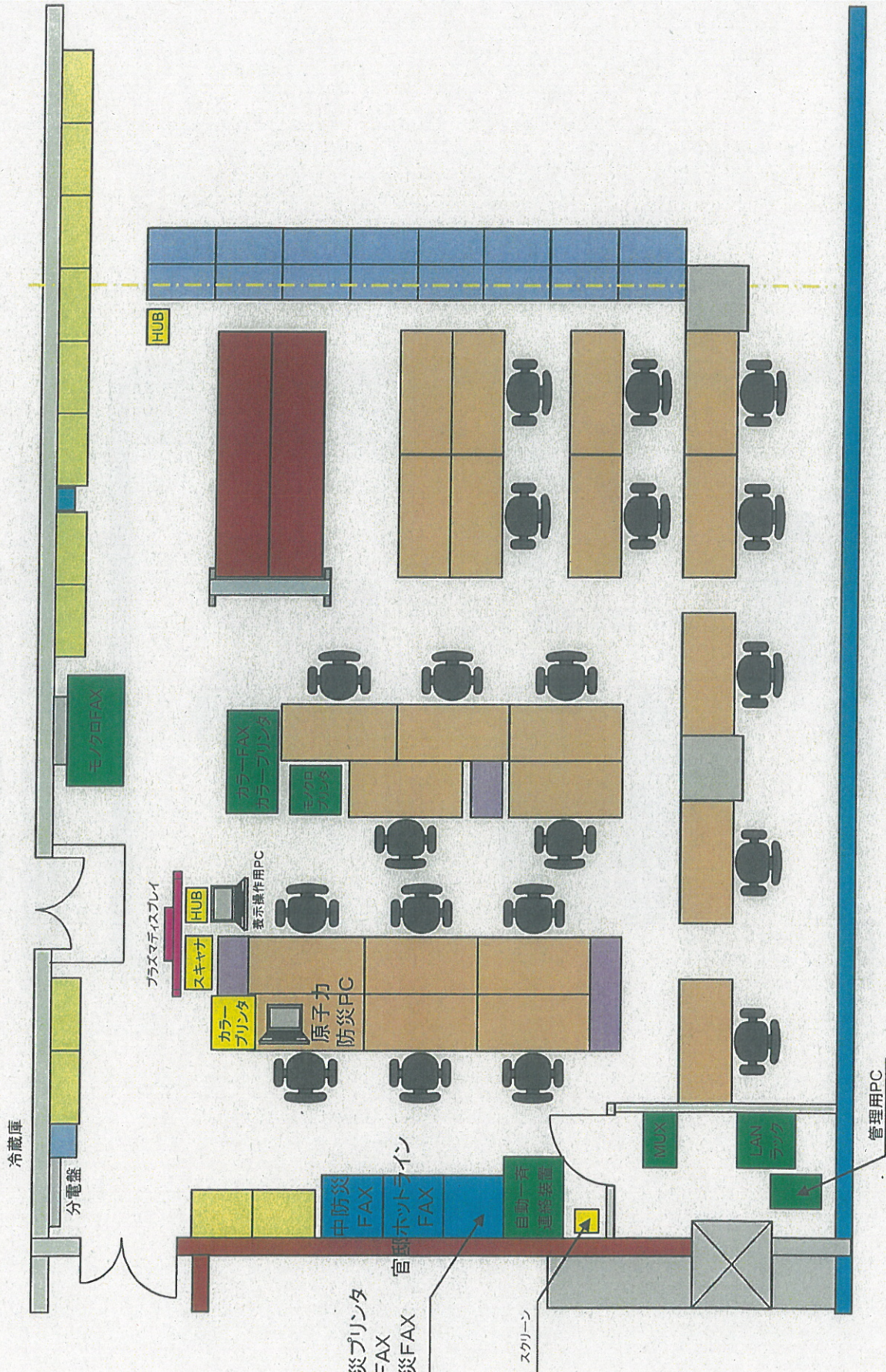
久住委員室の平面図

執務室配置図 8 (什器等移動)



久住委員室の機器配置図

執務室配置図 8 (什器等移動)

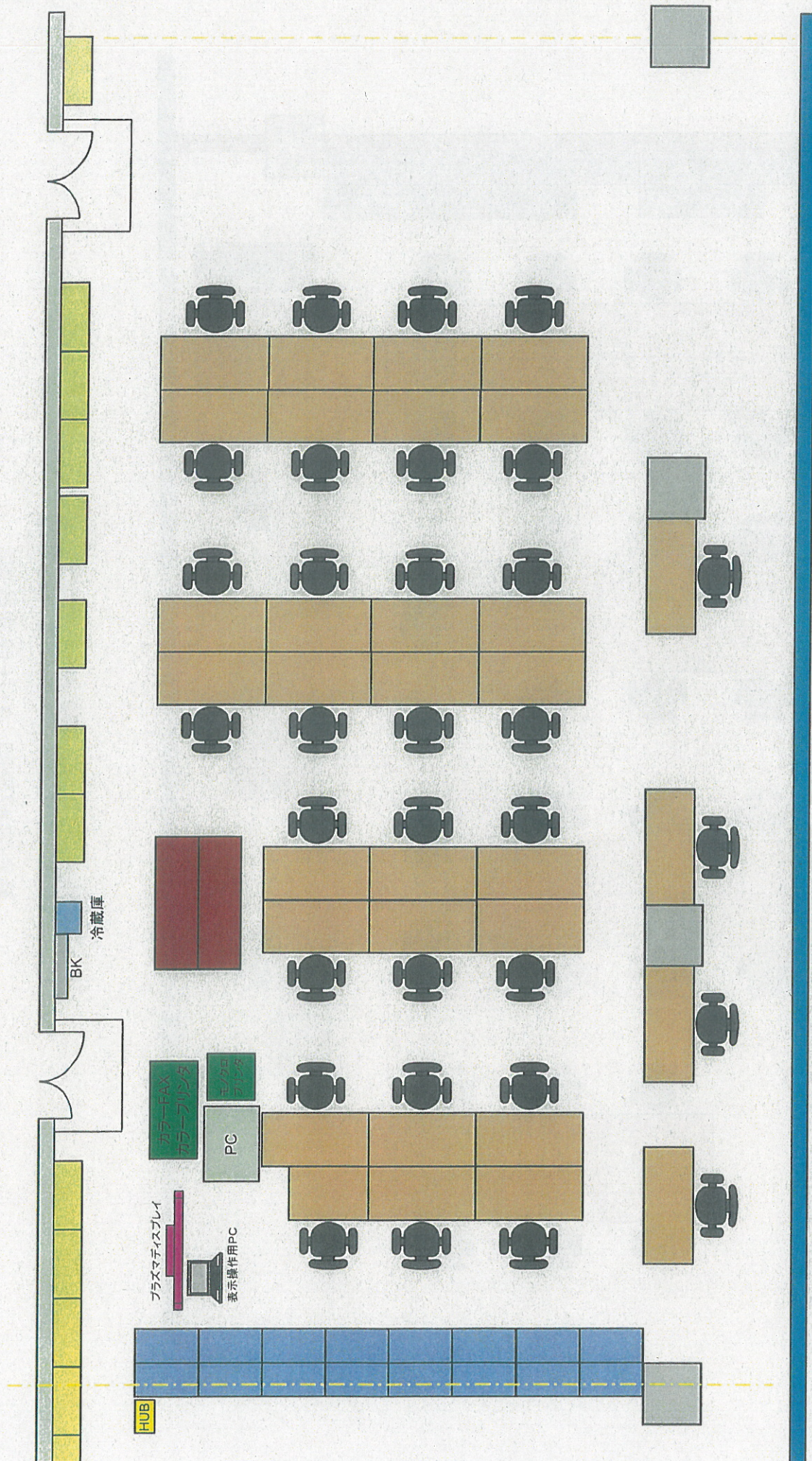


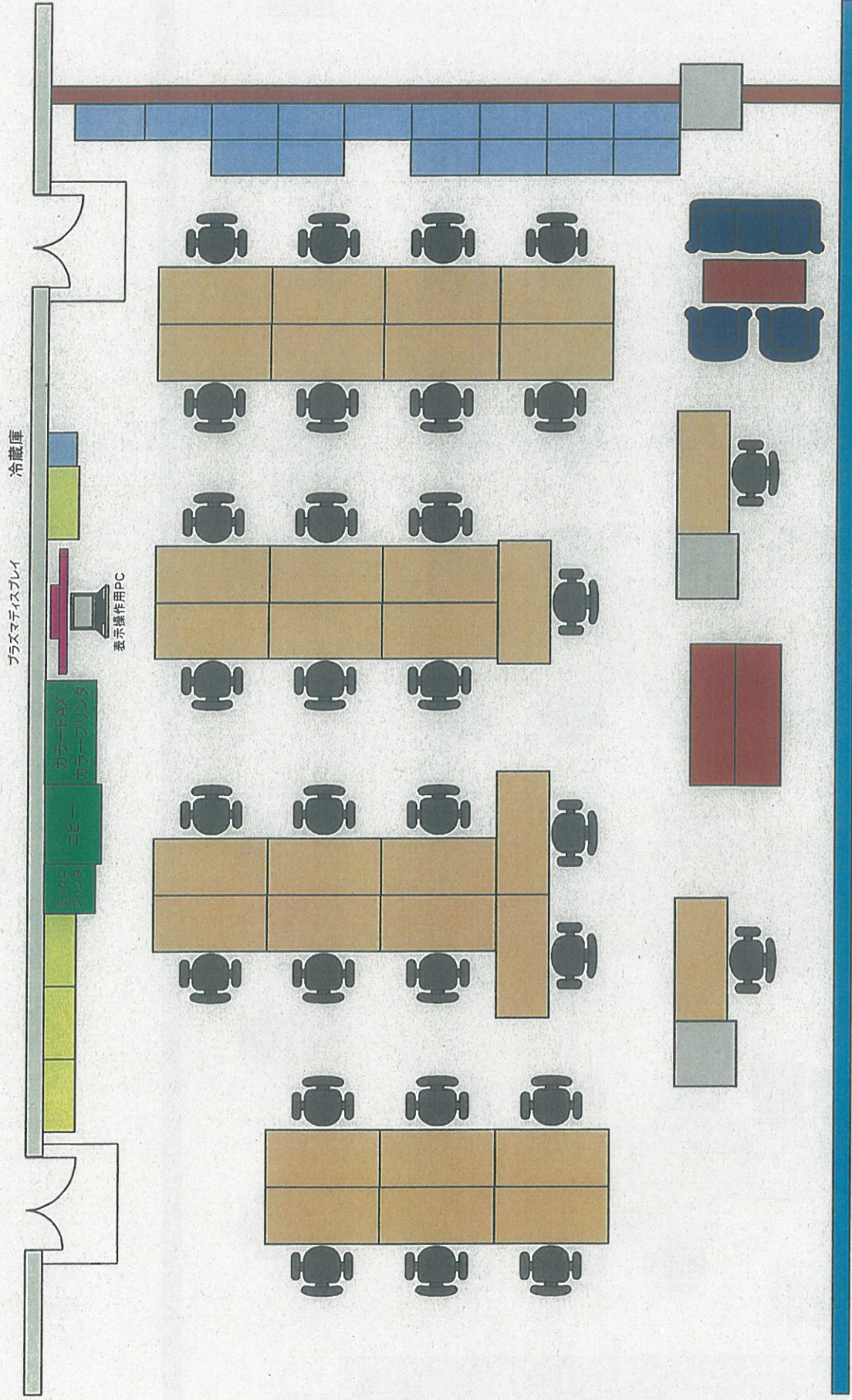
管理環境課の平面図

執務室配置図 8 (什器等移動)

審査指針課の平面図

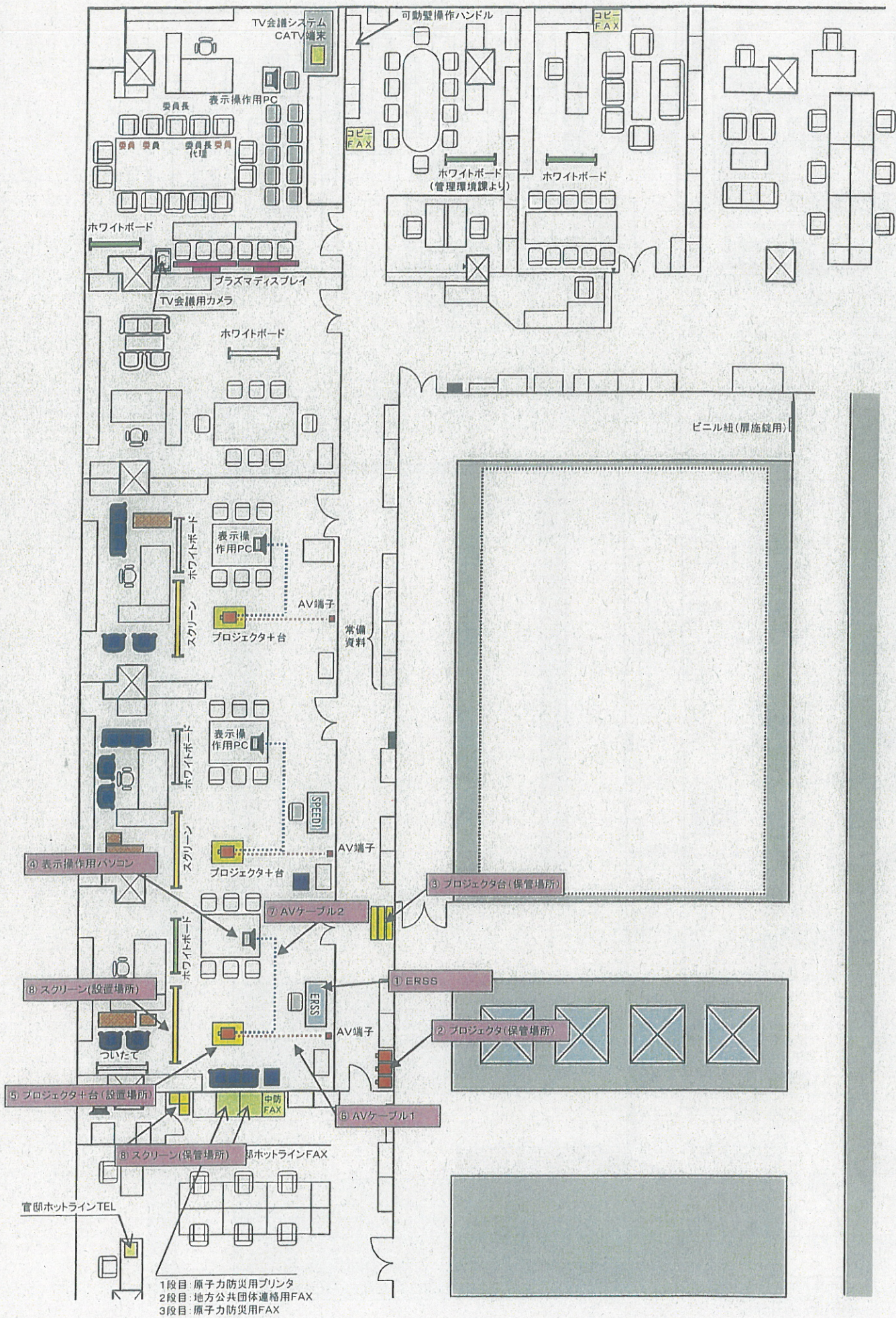
執務室配置図 8 (什器等移動)



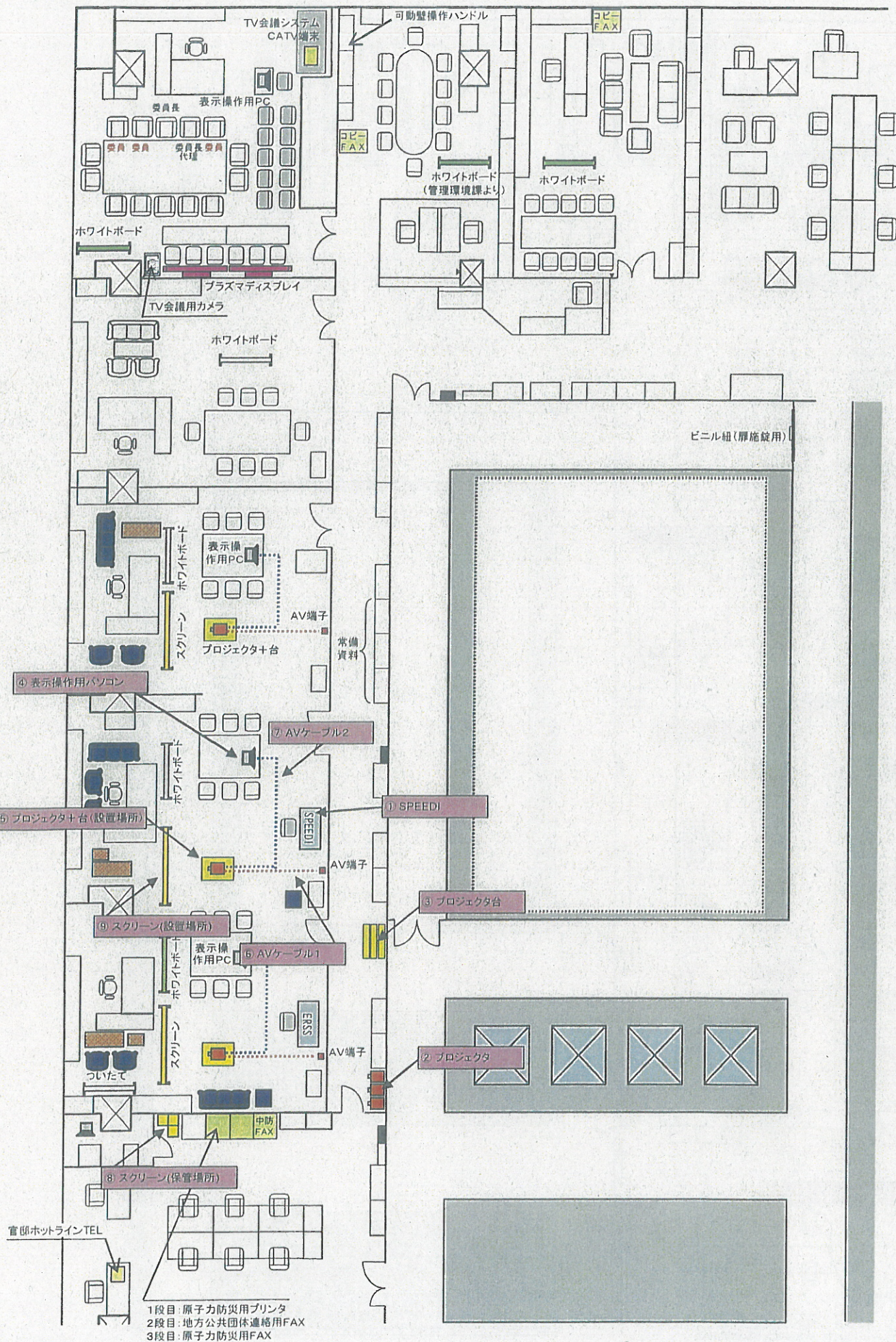


規制調査課の平面図

執務室配置図 8 (什器等移動)



執務室配置図 10 (委員室(664)準備(ERSS等起動))



執務室配置図 11 (委員室(665)準備(SPEEDI等起動))

